

第3回廿日市市協働によるまちづくり審議会 次第

日時：令和7年3月17日（月）18時30分～20時30分

会場：廿日市市役所 201会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

（議題1）第4期協働によるまちづくり推進計画の策定について（資料1、2）

（議題2）協働によるまちづくりの実施状況について（資料3～5）

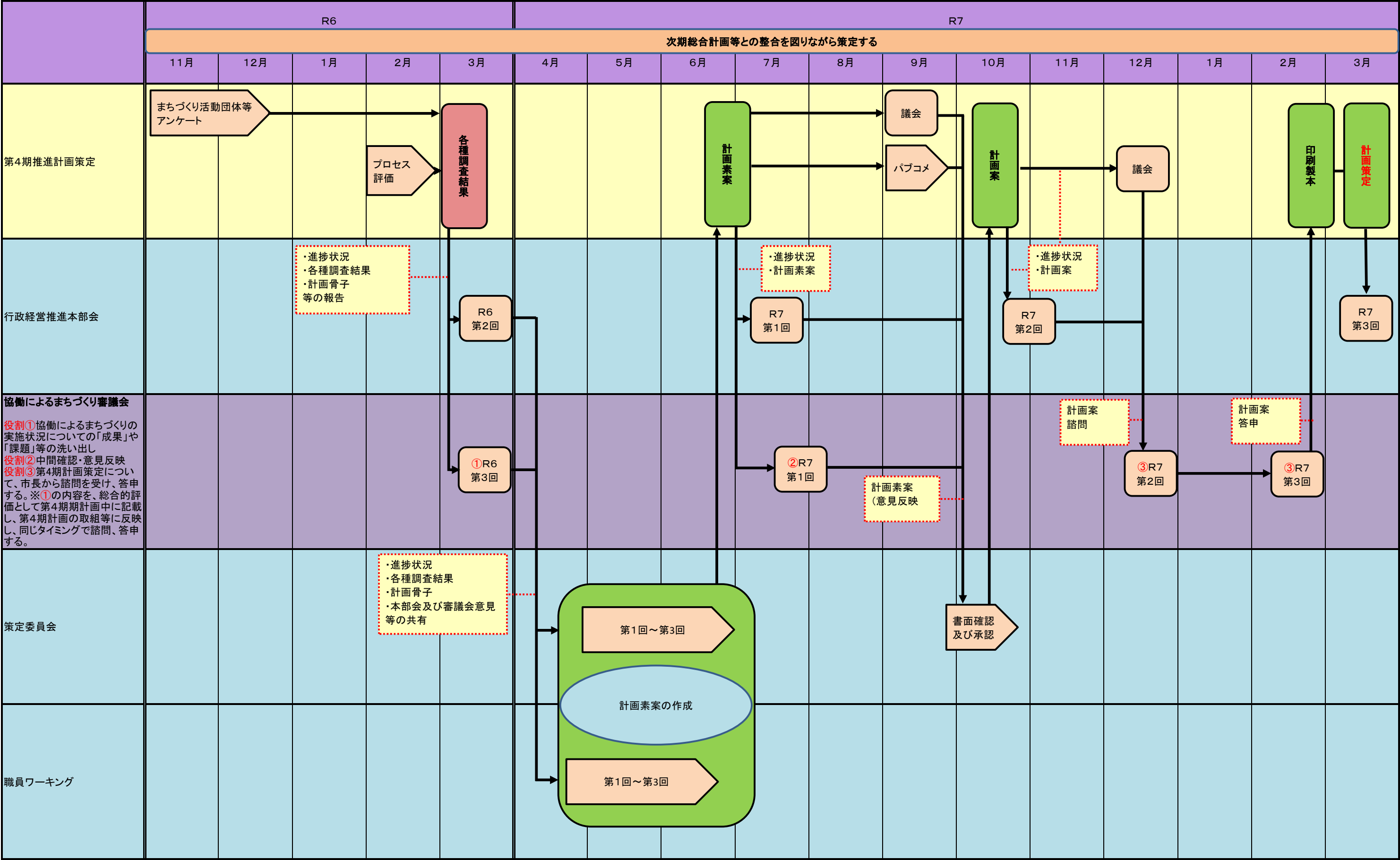
4 その他

5 地域振興部長挨拶

6 閉会

第4期協働によるまちづくり推進計画策定等スケジュール

(資料1)



(案)

第4期廿日市市協働によるまちづくり 推 進 計 画 (骨子)



目次

1. 第4期協働によるまちづくり推進計画の概要……………	1
(1) 計画の趣旨……………	1
(2) 計画の位置づけ……………	1
(3) 計画の期間……………	1
(4) 計画の体系……………	2
(5) 実効性の確保……………	2
2. 協働によるまちづくりの基本原則等について……………	4
3. 協働によるまちづくりを推進する仕組みと取組方針……	7
(1) 特性を生かしたまちづくり……………	7
(2) 情報発信による信頼関係づくり……………	8
(3) 人づくり……………	9
(4) 評価及び支援……………	11

1. 第4期協働によるまちづくり推進計画の概要

(1) 計画の趣旨

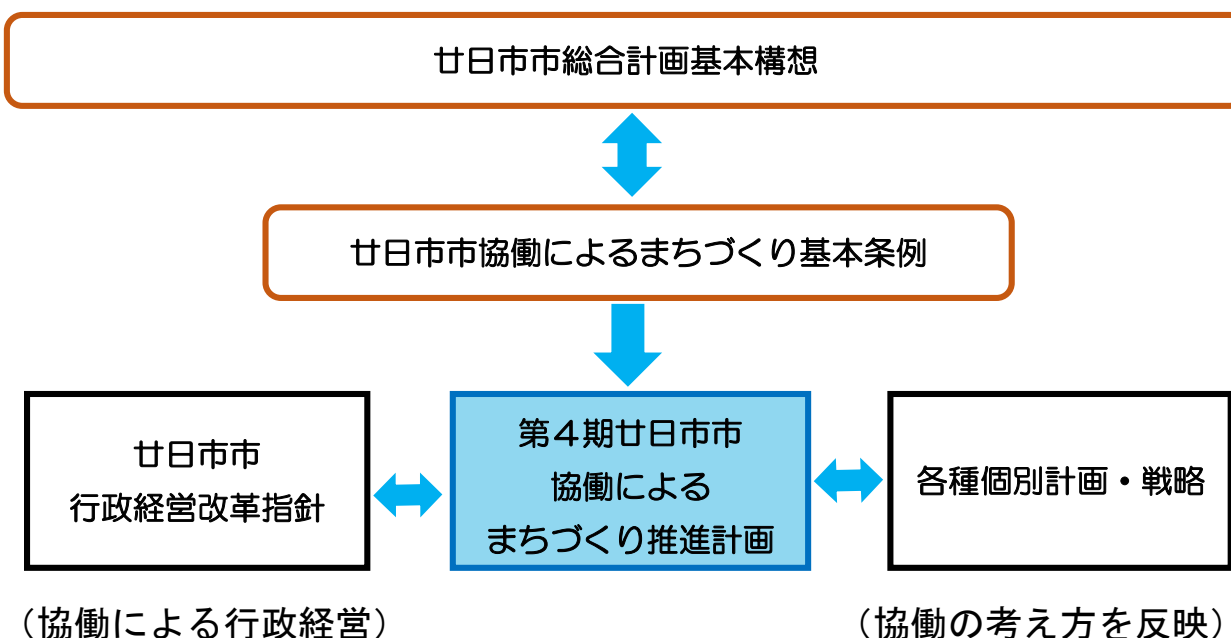
「計画の趣旨」は、協働によるまちづくり審議会において、協働によるまちづくりの実施状況を検証した結果（総合的評価）を踏まえた「第4期計画」の方針等について記載する。

本市では、平成24（2012）年3月に「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」を制定し、この条例に基づく「廿日市市協働によるまちづくり推進計画」を策定し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に進めながら、めざすまちの姿（新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまち）の実現に向け、取り組みを進めてきました。

この「第4期廿日市市協働によるまちづくり推進計画」では、第3期計画を継承し、私たちが直面している社会環境の変化を踏まえ、これまでの取組を深化させながら、今後の協働によるまちづくりをさらに推し進めていくことをめざします。

(2) 計画の位置づけ

『第7次廿日市市総合計画基本構想（仮）』で掲げる基本理念「○○○○○○○○○○○○○○○○」にもとづき、「協働」の手法によりまちづくりを進めていくための仕組みや取組方針を明らかにしています。



(3) 計画の期間

計画の期間は、第7次廿日市市総合計画（仮）に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

なお、社会情勢や本市の状況の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行う場合があります。

(4) 計画の体系

本計画は、条例に規定する「協働によるまちづくりを推進する仕組み」ごとに「取組方針」を示し、「協働によるまちづくりの基本原則」のもとに実践することで、条例に掲げる「めざすまちの姿」の実現を目指します。

【体系】

めざすまちの姿	新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまち ※P4「前文」参照			
めざすまち指標とめざそう値	※P3 参照			
協働によるまちづくりを推進する仕組み	(1) 特性を生かしたまちづくり ※P7 参照	(2) 情報発信による信頼関係づくり ※P8 参照	(3) 人づくり ※P9,10 参照	(4) 評価及び支援 ※P11 参照
取組方針				
仕組み指標と目標値				

【協働によるまちづくりの基本原則】 ※P5 参照

- 1 誰でもまちづくりに取り組むことができます
- 2 互いの自主性を尊重しながら取り組みます
- 3 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます
- 4 それぞれの地域性を大切にして取り組みます
- 5 情報の共有を図りながら取り組みます
- 6 互いに信頼関係を築いて取り組みます
- 7 次代につながる人づくりをしながら取り組みます

(5) 実効性の確保

「協働によるまちづくり審議会」が主体となり、各年度における「めざすまち指標とめざそう値」及び「仕組み指標と目標値」の達成状況等をもとに、計画の進捗状況について点検・検証を行い、必要に応じた取組の見直しを行うものとします。

【めざすまち指標とめざそう値】※必要に応じて複数設定

「めざすまち指標とめざそう値」は、策定委員会等で検討する。
※次期総合計画における成果指標との連動も検討する。

めざすまち指標（例）	「廿日市市」に自分のまちとしての愛着を持っている市民の割合 ※まちづくり市民アンケートの設問より					
指標設定の考え方						
めざそう値	基準値	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
目標値の達成に向けた取組方針						

2. 協働によるまちづくりの基本原則等について

前文

私たちが暮らす廿日市市は、海から山に至る豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業に恵まれた素晴らしいまちです。

平成の合併により、五つの市町村が一つのまちになったことで、これまで培われてきた地域特性を生かしながら、一つの家族のようなつながりを築く機会を得ることができました。

私たちが、これからもこのまちで安心して安全に暮らすためには、和みがあってあたたかい笑顔のつながりが欠かせません。また、まちの元気を未来につなげるために、子どもや若者などとともに、市民主体のまちづくりをより一層進めていくことが必要です。

新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はっかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めるため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廿日市市における協働によるまちづくりに関し、基本的な事項を定めることにより、地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) まちづくり 廿日市市に存する課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる公共の利益を増進させる取組をいいます。
- (2) 市民 次に掲げるものをいいます。
 - ア 市内に住所を有する個人
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する個人
 - エ 市内の学校に在学する個人
 - オ 市内においてまちづくりに取り組む個人及び団体
- (3) まちづくり活動団体 地縁又は共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体をいいます。
- (4) 市 廿日市市の執行機関をいいます。
- (5) 協働 市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいいます。
- (6) 市域 廿日市市の区域をいいます。
- (7) 地域 市域において、平成15年合併前における旧市町村及び平成17年合併前における旧町の区域をいいます。
- (8) 地区 おおむね小学校区（大野地域においては、区）を単位とする区域をいいます。

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等

(基本原則)

第3条 協働によるまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 誰でもまちづくりに取り組むことができます。
- (2) 互いの自主性を尊重しながら取り組みます。
- (3) 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。
- (4) それぞれの地域性を大切にして取り組みます。
- (5) 情報の共有を図りながら取り組みます。
- (6) 互いに信頼関係を築いて取り組みます。
- (7) 次代につながる人づくりをしながら取り組みます。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりに関わるよう努めるものとします。

- 2 市民は、自らが持つ知識、技能等を積極的に生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。
- 3 まちづくり活動団体は、市民の参加意思を尊重し、互いのつながりを生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。
- 4 第2条第2号イに規定する市民は、地域社会の一員として、企業活動を通じて地域活性化に寄与するよう努めるものとします。

(市の責務)

第5条 市は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

- 2 市は、まちづくりの課題、市民の要望等に適切に対応することができるよう、機能的かつ効果的な組織運営を行います。
- 3 市は、市民及びまちづくり活動団体がまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、施設の整備、情報の共有、交流の機会の提供その他の環境の整備を行います。
- 4 市の職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、市民の一員であることを自覚し、まちづくりに積極的に取り組みます。

○ 主旨

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の前文、第1条、第2条、第3条では、協働によるまちづくりでめざすまちの姿や定義、基本原則など、この条例の基本的な事項を謳っており、第3条第4号から第7号に関連する個別の具体的な仕組みは、第4章各条の規定に関連する取組として位置づけます。

また、第4条では、協働によるまちづくりにおける市民の役割を、第5条では、市及び市の職員の責務を謳っています。

市民の役割を市が強制することはできませんが、本計画では、それらの役割を果たすことができるようにすることも含め、市の責務として環境整備に取り組みます。

第3章 協働によるまちづくり推進計画

(協働によるまちづくり推進計画)

第6条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

- 2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴きます。
- 3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

○ 主旨

第6条では協働によるまちづくりを確実に進めていくための計画の策定等について謳っています。

3. 協働によるまちづくりを推進する仕組みと取組方針

(1) 特性を生かしたまちづくり

第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み

第1節 特性を生かしたまちづくり

(地区、地域及び市域におけるまちづくり)

第7条 地区、地域及び市域におけるまちづくりは、市民及びまちづくり活動団体が交流し、市と連携を図りながら、それぞれの特性を生かして進められるものとしします。

2 地区、地域及び市域におけるまちづくりの拠点*は、市民センター、支所（廿日市地域においては、本庁）、市民活動センター等としします。

(円卓会議)

第8条 円卓会議は、市民、まちづくり活動団体及び市が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場としします。

2 市民、まちづくり活動団体及び市は、連携を図りながら、区域の特性を生かしたまちづくりを行うために、必要に応じて円卓会議を開催するものとしします。

○ 主旨

第7条では、地区や地域のこれまでに培ってきたまちづくりの方法、歴史、風土などの地域性や、市民やまちづくり活動団体が持つさまざまな知識、技能などの得意なことを生かしながら、協働によるまちづくりを進めていくことを謳っています。

第8条では、さまざまな活動主体が特性を大切にしながらまちづくりを進めていくために、市民、まちづくり活動団体や市が「円卓会議」で情報を共有しながら信頼関係を築き、課題解決に向けた話し合いを行うことを謳っています。

○ 現状と課題

「現状と課題」は、協働によるまちづくり審議会において、協働のまちづくりの実施状況を検証した結果（総合的評価）を記載する。

○ 取組方針

「取組方針」は、策定委員会等で検討する。

○ 仕組み指標と目標値

「仕組み指標と目標値」は、策定委員会等で検討する。

(2) 情報発信による信頼関係づくり

第2節 情報発信による信頼関係づくり

(情報の発信及び共有)

第9条 市民、まちづくり活動団体及び市は、互いの活動を理解し、協働によるまちづくりを推進するため、自らが行う活動に関する情報を発信し、共有するよう努めるものとします。

2 まちづくりに関する情報は、情報を受ける者に配慮し、適切な時期及び方法により発信し、共有されるものとします。

○ 主旨

第9条では、信頼関係を築く上で欠かせない情報共有について謳っています。互いに知り合い、話し合う場として円卓会議を活用したり、さまざまな情報伝達手段を効果的に活用したり、情報の発信と共有を進めることが大切です。

○ 現状と課題

「現状と課題」は、協働によるまちづくり審議会において、協働のまちづくりの実施状況を検証した結果（総合的評価）を記載する。

○ 取組方針

「取組方針」は、策定委員会等で検討する。

○ 仕組み指標と目標値

「仕組み指標と目標値」は、策定委員会等で検討する。

(3) 人づくり

第3節 人づくり

(まちづくりに関わる人材の育成)

第10条 市民は、市民相互に行う生涯学習又は社会教育を通して、まちづくりに関わる人材を育成するよう努めるものとします。

2 市は、市民による人材の育成に対し、必要な支援を行います。

(子ども、若者等の育成)

第11条 市民による人材の育成及び市による支援は、次代のまちづくりを担う子ども、若者等の世代に対しても行われるよう配慮するものとします。

2 子どもを対象とした人材の育成は、家庭、学校及び地域住民その他の関係者が連携を図ることにより、行われるものとします。

(まちづくりリーダーの育成)

第12条 市民は、まちづくりを通して、その推進役を担う人材を育成するよう努めるものとします。

(人材を見いだす活動)

第13条 市民は、まちづくりに関わる人材を見いだすよう努めるものとします。

○ 主旨

第10条から13条では、まちづくりに関わる人財[※]の育成について謳っています。

市民が暮らしに近い市民センターで生涯学習や社会教育を通じて学び合うことや、次の時代のまちづくりを担う子どもや若者の育成が特に大切であること、まちづくりの推進役を担うリーダーの育成について規定しています。また、まちづくりに関わる人財を見つけるため、祭りやイベントなど気軽に参加できる機会をつくり、その中からまちづくりに関わる新たな人財を見つけることが大切です。

※ 第4章第3節の「主旨」では、人は、まちづくりを進めていく上での財産であるため、「人材」を「人財」と表現しています。

○ 現状と課題

「現状と課題」は、協働によるまちづくり審議会において、協働のまちづくりの実施状況を検証した結果（総合的評価）を記載する。

○ 取組方針

「取組方針」は、策定委員会等で検討する。

○ 仕組み指標と目標値

「仕組み指標と目標値」は、策定委員会等で検討する。

(市の職員の育成)

第14条 市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。

○ 主旨

第14条では、市の職員を協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員に育成することを規定しています。職員一人ひとりが、まちづくりのプロセスにおける協働を理解するとともに、市民との協働の場や機会を日常的に持ち、対話を重ねる中で、お互いの理解や信頼の深まりを体感していくことが、多様な主体による協働のまちづくりの担い手としての職員づくりには肝心です。

○ 現状と課題

「現状と課題」は、協働によるまちづくり審議会において、協働のまちづくりの実施状況を検証した結果（総合的評価）を記載する。

○ 取組方針

「取組方針」は、策定委員会等で検討する。

○ 仕組み指標と目標値

「仕組み指標と目標値」は、策定委員会等で検討する。

(4) 評価及び支援

第4節 評価及び支援

(活動の評価)

第15条 市民及びまちづくり活動団体は、その行う活動を顧みることにより、次の活動に生かすよう努めるものとします。

(市による評価及び支援)

第16条 市は、市民の行うまちづくりについて、その活動を評価し、必要な支援を行います。

2 市長は、まちづくりに対する評価の基準を決めようとするときは、あらかじめ、第17条に定める協働によるまちづくり審議会の意見を聴きます。

○ 主旨

第4章第4節の「評価」という言葉は、減点（採点）方式ではなく、加点（感謝）方式でとらえています。まちづくり活動は、さまざまな場所でさまざまな人や団体が行っています。活動に対する適正な評価や支援があれば、活動者の意欲が高まり、活動を継続しやすくなると考えています。

第15条では、自分の活動を振り返ってみることが、活動の継続やステップアップにつながることを謳っています。自身で振り返るだけでなく、活動を互いに知り合うこと、感謝の言葉をかけ合うことが、活動意欲を醸成し次の活動へのエネルギーとなり、持続可能な活動の展開へとつながります。

第16条では、市民のまちづくり活動に対する公共性・公益性の面からの市による評価と支援について規定しています。市民が取り組む活動が、社会公共の利益を生むまちづくりの活動である場合、その活動に対して、市が技術的、金銭的などさまざまな形で、相応の支援を行うことが大切です。

○ 現状と課題

「現状と課題」は、協働によるまちづくり審議会において、協働のまちづくりの実施状況を検証した結果（総合的評価）を記載する。

○ 取組方針

「取組方針」は、策定委員会等で検討する。

○ 仕組み指標と目標値

「仕組み指標と目標値」は、策定委員会等で検討する。

資料4、資料5の見方及び意見記入シート

第3期協働によるまちづくり推進計画が、令和7年度に最終年度を迎えるため、第4期協働によるまちづくり推進計画の策定に向けた準備を進めています。

つきましては、調査結果（資料4及び資料5）について、**ご無理のない範囲**でご確認いただき、「協働によるまちづくり」の現状等について「評価できる点」や「今後の課題」について意見をいただきますようお願い申し上げます。

※本シートへの記入は必須ではありません。当日に備え、必要であればご活用ください。

【資料4、資料5の見方】

(資料4-1)

市役所の各課が令和6年度に取り組んだ（取り組んでいる）事業等について、どの程度「協働の視点」をもって取り組むことができたか等について自己評価したものです。

- ① 右から2項目の『令和6年度協働状況【個々の役割（具体的な団体名等）】』には、協働で取り組んだ事業における、個々の役割や具体的な団体名等を記入しています。
- ② 一番右の項目の『令和6年度協働プロセス（過程）評価』の＜値＞については、次の「協働のプロセス（過程）に必要な視点」及び「評価基準」に基づき、A～Dのいずれかの値（自己評価）を記入しています。

【協働のプロセス（過程）に必要な視点】

- 事業目的や課題を、互いに共有・認識した上で取り組むことができたか。
- 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組むことができたか。
- 個々の役割を理解し、互いの強みを生かして取り組むことができたか。
- 互いの自主性を尊重し、信頼関係のもとに取り組むことができたか。
- 互いに話し合う場を積極的に設け、情報の共有を図れていたか。

値	評価基準
A	協働のプロセス（過程）に必要な視点を「取り入れることができた」
B	協働のプロセス（過程）に必要な視点を「まあまあ取り入れることができた」
C	協働のプロセス（過程）に必要な視点を「あまり取り入れることができなかった」
D	事業を実施していない等

- ③ 同じく、『令和6年度協働プロセス（過程）評価』の＜成果・課題＞については、協働で取り組んだことによる成果や今後の課題等について記入しています。

(資料4-2)

（資料4-1）から、個々の事業内容を把握し、評価することは難しいため、「推進する仕組み」ごとに、市が包括的な分析を行い集計表（資料4-2）にまとめました。

行政の取組における「協働」状況等を検証する際の参考資料としてください。

(資料5)

まちづくり活動団体等の取組状況や抱える課題等についてアンケート調査を行い、前回調査（令和2年）の結果も踏まえた分析をまとめています。

市民主体の取組における「協働」状況等を検証する際の参考資料としてください。

【検証の視点（例）】

（資料4）

○市は、多様な主体と「協働」で事業を進めることができているか

○市は、「協働」で事業を進めることで、成果の向上につなげているか 等

※その他、各委員の皆様の有する「協働」に関する知見を踏まえた意見

（資料5）

○市民主体の活動において、多様な主体と「協働」で取り組んでいるか

○市民主体の活動において、「協働の理念」が浸透し、実践されているか 等

※その他、各委員の皆様の有する「協働」に関する知見を踏まえた意見

【第3期計画の推進体系】

基本原則	推進する仕組み	施策の方向性
1 誰でもまちづくりに取り組むことができます	(1) めざすまちに向かって	■協働の理念共有 ■協働によるまちづくりの実践・成果の共有
	(2) 特性を生かしたまちづくり	■協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備 ■コミュニティビジネスの普及と推進 ■地域課題解決に向けた円卓会議の推進
	(3) 情報発信による信頼関係づくり	■受け手の立場に立った情報発信・共有の推進
	(4) 人づくり	■知識・技能をまちづくりにつなげる ■若い世代が参加しやすい機会づくり ■リーダーシップを発揮する人材の育成支援 ■人材を見いだすための交流の場や機会の提供 ■協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成
2 互いの自主性を尊重しながら取り組みます		
3 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます		
4 それぞれの地域性を大切にしています	(5) 評価及び支援	■互いを知り合う場の充実 ■市による評価及び支援
5 情報の共有を図りながら取り組みます		
6 互いに信頼関係を築いて取り組みます		
7 次代につながる人づくりをしながら取り組みます		

(資料3)

○調査結果（資料4）から感じられた「評価できる点」、
「今後の課題」について

調査結果(資料4)から感じられた「評価できる点」について。【メモ】

調査結果(資料4)から感じられた「今後の課題」について。【メモ】

(資料3)

○調査結果（資料5）から感じられた「評価できる点」、
「今後の課題」について

調査結果(資料5)から感じられた「評価できる点」について。【メモ】

調査結果(資料5)から感じられた「今後の課題」について。【メモ】

														* 「市(行政)」には職員も含みます。 * * ここでいう「市民」とは市やまちづくり活動団体、事業者以外の市民のことを指します。			
推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容(予定)	令和6年度事業内容(実績 1月末時点)	①令和6年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和6年度協働プロセス(過程)評価		
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	② 値	③・ 協働で取り組んだことによる成果 ・ 今後(令和7年度以降)の課題等	
①めざすまちに向かって	1協働の 理念の共有		協働によるシンポジウムや講演会等の開催	地域振興課	継続	1	協働によるまちづくり交流会	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体が出会う場を提供することにより、協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	市民活動センター指定管理者と連携して、協働によるまちづくり交流会(セミナー、講演会、ワークショップ等)の開催による交流の場と機会を提供する。	「防災」や「健康」をテーマとした講演会を開催。 (i . みんなの防災教室:5回、ii . みんなの健康教室4回)	・場所(市民活動センター)の提供 ・指定管理者との企画・実施に係る調整 ・講師等(i . 地域包括ケア推進課)	・共催(i . 広島県災害復興支援士業連絡会、廿日市市防災士連絡協議会等) ・講師(ii . 廿日市市五師士会ハビリティ会等)	・企画や実施当日の運営(指定管理者:株式会社オオケン) ・講師(ii . 山陽女子短大)	興味関心のある取組への参加	A	・市、団体、事業者それぞれが、テーマに合わせて講師を分担するなど、参加者の理解を効果的に深めるために、「協働」で取り組むことができた。 ・今後は、より、指定管理者等と連携を図り、内容の発展はもちろん、自走可能な活動への育成を進めていく必要がある。	
				危機管理課	継続	2	情報交換会(防災士フォローアップ研修)	地域での活動に生かすため、自主防災組織に所属する防災士の意識の醸成、知識の習得を図る。	研修会の実施(全5回開催予定) 第1回目 講座「風水害について(仮)」 第2回目 講座「地震の施策(仮)」 第3回目 施設見学(防災公園等) 第4回目 講座「タイムラインの呼びかけ避難体制に関すること(仮)」 第5回目 講座「廿日市市の災害、歴史(仮)」 「出前トークのしゃべり方教室」	防災士フォローアップ研修会の実施(全3回開催) ・第1回目 講座「地震・風水害について」 ・第2回目 施設見学「消防署の見学と各種体験(煙、避難器具、屋内消火栓)」 ・第3回目 講座「話し方教室」 広島県避難の呼びかけ体制構築・実践支援事業の実施 ・避難の呼びかけ体制づくりセミナー ・避難の呼びかけ体制づくり災害図上訓練、ワークショップ	・場所(廿日市市役所、廿日市消防署) ・講師(危機管理課職員、廿日市消防署小隊員、広島県危機管理監消防保安課職員)	・参加者取りまとめ(自主防災組織)	・講師(広島県防災アドバイザー、気象防災アドバイザー)	・自主防災組織所属の防災士	A	・市、事業者それぞれが、研修テーマに合わせて講師を分担するなど、参加者の理解を深めるために、「協働」で取り組むことができた。 今後は、さらに自主防災組織、事業者等と連携を図り、ニーズがある内容の研修会実施を進めていく。	
			地域振興課	継続	3	情報交換会の開催	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 ・多様な主体が出会う場を提供することにより、協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	市民活動センター指定管理者と連携して、市民活動ネットワーク登録団体代表者研修会の開催による交流の場と機会を提供する。	市民活動センター指定管理者と連携し、まちづくり講演会の開催や市民活動センターフェスティバルの実行委員会の実施により、市民活動ネットワーク登録団体の代表者等が集まり交流の場を設けた。	指定管理者へ、企画の向上につなげるためのアドバイス等を行った	市民活動ネットワーク登録団体の参加団体による講演会や実行委員会への参加	企画・運営・参加呼びかけ(指定管理者(株)オオケン)	興味関心のある市民の参加(講演会への参加)	B	よりよい取組につなげるため、指定管理者と協議をしながら企画し、市民活動ネットワーク登録団体等の交流の場を提供できた。今後は参加者を増やすことで、交流の輪を広げて行く。		
		2	まちづくり講演会の開催【宮島】	宮島企画調整課	継続	4	宮島まちづくり未来ゼミ	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをさせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	・宮島地域のまちづくりの一助とするため、学識経験者などを招聘し、島民対象に未来ゼミ(講演会)を開催する。 ・未来ゼミを通じて、島民のまちづくりに対する意識醸成、主体性を培う。	他地域でまちづくりを牽引する講師から事例を学び、これからの宮島のまちづくりを考えるための「未来ゼミ」を1回開催した。	講演会の企画、立案、実施	参加者	講演会の企画、立案、実施	参加者	B	これから宮島でまちづくりを進める中心となる人たちに対して、先進事例を学ぶ場を提供することで、目指す姿の明確化を図った。今後は、宮島まちづくり基本構想の具現化に向け、不足している機能を担うための仕組みづくりを進めていきたい。	
		3	出前トーク等による協働の理念啓発	地域振興課	継続	5	若手職員の協働によるまちづくり研修	協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成するため、若手職員を対象に、協働の理解促進と意識啓発に資する研修を行う。	若手職員を対象とした研修を開催し、協働によるまちづくり基本条例と第3期協働によるまちづくり推進計画の内容を説明することで、協働の理念共有を図る。	協働によるまちづくり職員研修を開催(1月10日)し、まちづくり活動をされている方からお話を伺うことで、協働について理解を深めた。	・研修の企画及び実施 ・研修での「協働の理念」の説明(市職員)	講師として、協働の事例を発表	研修の企画・運営支援(地域創生事業パートナーズ)	講師として、協働の事例を発表	A	市の職員の協働の理念の啓発のため、事務局と講師(団体、市民)がそれぞれの思いや事例について説明し、研修の効果を高めることができた。	
		4	協働のまちづくりプレーヤーハンドブックの作成	地域振興課	継続	6	協働事例の発信	協働によるまちづくり推進計画に基づき、廿日市内で実践されている協働事業の実践事例を広めて、協働によるまちづくりの理念共有を図る。	協働のまちづくりプレーヤーハンドブックの作成を行う。	地域のため、または自己実現等のためのまちづくり活動を始める際、一歩踏み出すための手引書が令和6年度中に完成する予定。3つの事例を漫画形式で掲載し、学生から大人までが見やすい完成品を目指している。	ハンドブックの企画及び内容の調整	実践事例のヒアリング対応及び完成までの内容の確認、写真等の提供等	地域密着型の実践者として、研修の企画・運営支援・ヒアリング先の候補出し等(地域創生事業パートナーズ)	実践事例のヒアリング対応及び完成までの内容の確認、写真等の提供等	A	「誰に相談して、どんな協力を得て活動が始まったのか」などのプロセスについてを分かりやすいハンドブックにするため、密に連携しながら進めることができている。今後は、完成品の認知と活用促進に向けて取り組む。	
		5	オンラインを活用した幅広い世代や遠隔地からの参加機会の提供	地域振興課	継続	7	協働によるまちづくりについて啓発(HPやSNSで啓発)	・協働によるまちづくり推進計画に基づき、協働の理念共有を進める。 ・多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進する。	HPやSNSを通じて、協働によるまちづくりの理念啓発に関する記事掲載や、協働によるまちづくりに関する事業の実践事例の紹介をする。	協働によるまちづくりの条例や推進計画の内容、協働によるまちづくり審議会の開催内容等を市HPに掲載している。	市の発信媒体による情報発信	審議会委員として、審議会に出席し、協働によるまちづくりの実施状況等の確認や検証	なし	審議会委員として、審議会に出席し、協働によるまちづくりの実施状況等の確認や検証	B	審議会委員の皆様には、多大な協力をいただいている。今後は、審議会における協議をより有意義なものにできるよう市が取り組みを見直し、よりよい発信をしていけるよう取り組む。	
	2の実践・成果の共有	1	目的に応じた庁内関係部署による会議の開催	地域振興課	継続	8	地域連携会議	地域振興部内所属の連携を図るとともに、各所属が抱える地域課題の解決に向けた取組の相互点検、助言を行うため、毎月の定例会を開催する。	会議の開催 【開催日】原則、毎月第3水曜日(ただし、4月及び令和7年3月除く) 【構成員】地域振興課、中山間地域振興室、まちづくり支援課、スポーツ推進課、各支所地域づくりの係長(GL)相当職員(必要に応じて担当者も出席可。案件に応じて部内他課及び部外関係課も出席可) 【議題】部内の課題の共有、検討及び提案(まちづくりチャレンジ応援補助金、情報交換会、市有集会所の取扱い等)	計8回実施し、部内の課題を共有・検討した。	【参加者】地域振興課、中山間地域振興室、国際交流・多文化共生室、スポーツ推進課、各支所地域づくり係に加え、健康福祉総務課や生涯学習課などからも参加してもらい、部局を横断して実施	なし	なし	なし	B	・ 情報を共有して議論する場として機能しており、事業目的をおおむね達成できた ・ 今後も継続していく。	

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容(予定)	令和6年度事業内容(実績 1月末時点)	①令和6年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和6年度協働プロセス(過程)評価	
											*市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	② 値	③・ 協働で取り組んだことによる成果 ・ 今後(令和7年度以降)の課題等
①めざすまちに向かって	2協働によるまちづくりの実践・成果の共有	1	目的に応じた庁内関係部署による会議の開催	佐伯支所	継続	9	地域連携会議(佐伯支所)	・佐伯支所(地域)内の組織の連携を図り、佐伯地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域への支援に繋げる。 ・市政運営会議、政策監会議、部課長会議の情報共有を行う。 ・佐伯支所内各課、市民センター、保育園、消防署の連携を促進する。	地域連携会議を原則毎月開催 ・構成員：佐伯支所長、地域づくり担当課長、市民福祉担当課長、環境産業担当課長、建設担当課長、包括さいき所長補佐、津田市民センター長、友和市民センター所長、玖島市民センター所長、浅原市民センター所長、佐伯消防署長、津田保育園長、友和保育園長、地籍調査課長、地域づくり係長 ・議題：(第1部)各所属から情報提供、意見交換(第2部)政策監会議、部内会議等の情報共有 ※必要に応じて	計10回開催し、佐伯地域内の情報を共有して意見交換を行った。	・会議の開催調整(日程、議題等) ・会議への参加 ・地域課題の抽出⇒支援	なし	なし	なし	B	佐伯地域内の支所内各係、市民センター、保育園、消防署の情報共有を一定程度行えた。
				大野支所	継続	10	大野支所会議	・大野支所(地域)内の組織の連携を図り、大野地域の課題解決及び情報共有を行う。 ・各所属からの情報提供や提案による意見交換の場とし、地域(市民)に最も近い業務を担うそれぞれの立場において、地域への支援につなげる。	大野支所会議開催 ・開催日時：毎月第2火曜日 ・構成員：支所長、市民福祉担当課長、環境産業建設担当課長、包括おおの所長、まるくる大野総括責任者、大野西市民センター所長、大野東市民センター所長、大野消防署長、大野学校給食センター所長、社会福祉協議会大野事務所、地域づくり係係長 ・議題：(第1部)各所属から情報提供、意見交換(第2部)政策監会議、部内会議等の情報共有 ※必要に応じて	大野支所会議開催 開催日：4/9,5/14,6/11,7/9,8/13,9/10,10/8,11/12,12/10,1/14,2/18,3/11 ・構成員：支所長、市民福祉担当課長、環境産業建設担当課長、包括おおの所長、まるくる大野総括責任者、大野西市民センター所長、大野東市民センター所長、大野消防署長、大野学校給食センター所長、社会福祉協議会大野事務所、地域づくり係係長 ・議題：各所属から情報提供、意見交換、部内会議等の情報共有	・大野地域の組織の連携を図り、大野地域の情報共有及び課題解決を行う。(大野支所、包括おおの、大野西市民センター、大野東市民センター、大野消防署、大野学校給食センター)	なし	・大野地域の組織の連携を図り、大野地域の情報共有及び課題解決を行う。(まるくる大野、社会福祉協議会大野事務所)	なし	B	・大野地域の組織の連携を図り、大野地域の情報共有・意見交換を行えた。 ・各所属からの情報提供や提案を、より積極的に業務の改善や地域への支援につなげる。
				宮島支所	継続	11	支所の運営に関する事務(島内連絡会議・管内課長会議)	《島内連絡会議》 ・宮島地域内の関係団体が一堂に会し、行事予定などを情報共有し、地域の課題等について意見交換を行う。 《管内課長会議》 ・宮島支所管内の所属長が一堂に会し、各所管事項の情報共有や、地域の課題等について意見交換を行う。	《島内連絡会議開催》 ・開催日時：毎月1回開催(年間12回)慣習とし、開催日は毎月最終週としている。 ・会場：宮島桟橋ターミナル2階会議室 ・構成員：宮島支所長、同市民福祉担当課長、同環境産業建設担当課長、宮島まちづくり交流センター長、宮島町商工会事務局長、宮島観光協会事務局長、廿日市警察署宮島駐在所長、宮島消防署長、宮島学園校長、宮島幼稚園長、みやじま保育園長、社会福祉協議会宮島事務所長、宮島支所地域づくり係長 ・開催内容：関係団体が一堂に会し、行事等予定表や持ち寄った資料をもとに、情報共有・意見交換を行う。 《管内課長会議開催》 ・開催日時：毎月1回開催(年間12回)を慣習とし、開催日は地域振興部課長会議の翌日としている。 ・会場：宮島桟橋ターミナル2階会議室 ・構成員：宮島支所長、同市民福祉担当課長、同環境産業建設担当課長、宮島まちづくり交流センター長、宮島水族館経営課長、宮島歴史民俗資料館長、宮島消防署長、宮島支所地域づくり係長 ・開催内容：管内の所属長が一堂に会し、持ち寄った資料をもとに、情報共有・意見交換を行う。会議終了後、引き続き宮島支所課長会議にて、市政運営会議、政策監会議などの報告を行う。支所としての意見をまとめる案件があれば、この場を活用する。	島内連絡会議 9回開催 管内課長会議 7回開催	それぞれが実施する事業内容の説明や把握している情報及び課題を共有し意見交換を行った。	参加者 《島内連絡会議》 ・宮島支所各課長 ・宮島消防署長 ・宮島まちづくり交流センター所長 ・宮島駐在所長 ・宮島幼稚園長 ・宮島学園校長 ・みやじま保育園長 ・宮島商工会事務局長 ・宮島観光協会事務局長 《管内課長会議》 ・宮島支所各課長 ・宮島消防署長 ・歴史民俗資料館長 ・宮島まちづくり交流センター所長 ・宮島水族館経営課長	なし	なし	A	情報と課題を共有することで担当部署に速やかに引き継ぐ事ができた。 特に今年度は、うぐいす歩道の通行止めによる工事等(水道管敷設工事、支障木伐採業務など)が多く、情報を共有すると共に、さまざまな意見によりスムーズな行動ができた。
		2	まちづくり活動団体の活動支援【宮島】	宮島企画調整課	継続	12	支所の運営に関する事務(宮島)	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくり事業を実施するにあたり、行政として島内課題を関係部局の職員が共有し、意見交換や来年度以降の予算要求につなげるため、連絡会議と分科会を開催する。連絡会議は「全体会」、分科会はテーマごとによる「特定部局の会」として開催する。 ※17分科会を設置し、事業の進捗度、予算執行度合いなどを勘案しながら都度開催する。	環境省のモデル事業として、スマートゴミ箱設置の実証実験を行った。	実証実験の実施	なし	実証実験の実施	なし	B	清掃事業者等へのヒアリングを通して、スマートゴミ箱の効果や課題を把握することができた。今後は、ゴミ箱の適正配置やゴミの適正分別の促進、ゴミの減量化に向けた取組を、市民も巻き込みながら実施していきたい。
				宮島企画調整課	継続	13	いつくしま・まちなみ研究会等の活動支援	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	・宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用などを主体的に考え、活動している学識経験者などを中心に結成された「いつくしま・まちなみ研究会」や地元工務店を中心に結成された「伝建宮島工務店の会」の活動を、行政の視点から支援・協働する。 ・重要伝統的建造物群保存地区を後世に継承していく活動は、これから組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資する。	「いつくしままちなみ研究会」は隔月で開催し、今年度は廿日市市から業務を委託し伝統的建造物群保存地区の修景基準について整理を行っている。「伝建宮島工務店の会」は空き家の活用について講師を招いた勉強会、土塗り壁の体験会の実施により伝統技術の復活と後継者育成のための活動を実施した。	宮島企画調整課	事業の実施	なし	参加者	A	「いつくしままちなみ研究会」は専門的な知識を活かし学術的な面から伝建を支えるため、組織を活性化していくことが課題で新たな取り組みを検討していく必要がある。「伝建宮島工務店の会」は伝統技術の復活と後継者育成の活動をし、令和7年度は引き続き伝統技術の継承と持続的な組織づくりをしていく必要がある。
				宮島企画調整課	継続	14	「みやじまの町家に親しむ会」の育成	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら、宮島地域のまちづくりを推進する。	・宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、歴史的町並みの保存・活用などを、島民自身が主体的に考え、活動するため、市民センタークラブとして結成された「みやじまの町家に親しむ会」の活動を、行政の視点から支援する。 ・重要伝統的建造物群保存地区に関心を持ち、郷土のことを学習する活動は、これから組織化を進める島づくり組織との課題共有、連携に資する。	「みやじまの町家に親しむ会」は島根県大田市の伝統的建造物群保存地区の視察を行い、宮島町との違いやこれからの展開について学んだ。また、昭和30年代の生業マップの作成に着手した。	宮島企画調整課	事業の実施	なし	参加者	A	「みやじまの町家に親しむ会」はこれまで市民センタークラブとして活動していたため、保存会として活動するための体制づくりにはまだ時間を要する。今後も引き続き生業マップの作成をしていく。
		4	協働事業提案制度の構築	地域振興課	継続	15	まちづくりチャレンジ応援補助金の交付	地域経営の仕組みを取り入れるなど、持続可能なまちづくりに取り組む地域自治組織に対し、地域力の維持・持続や地域における新たな活力創出に向けた活動を支援する。	・補助金交付(事業継続実施団体) ・継続実施事業の情報発信(市HP等) ・継続事業向け報告会兼相談会の実施 ・制度の見直し(R6及びR7年度は新規提案事業に対する補助金交付はなし。R8年度からの補助金交付に向け、R7年度に募集を再開、令和6年度に事前相談会を開催予定。	・令和4年度採択継続3年目の1団体及び令和5年度採択継続2年目の2団体の計3団体に対し補助金を交付し、継続事業の実施を支援した。 ・継続事業向けの相談会を実施した。 ・7団体に対し、令和8年度実施事業向けの事前相談会を開催した。 ・新規事業は募集なし。 ・取組内容については、市ホームページで情報発信した。	【地域振興課・各支所地域づくり係】 事業計画全般に係る相談支援・補助金による事業費補助・審査会の開催・市ホームページや情報交換会を活用した情報発信	【(継続)3団体：阿品台・阿品・玖島(事前相談)7団体：佐方・串戸・地御前・浅原・大野第4区・大野第7区・大野第11区】 相談会の相談委員として事業に対する助言	【広島修道大学】【一般財団法人 山口経済研究所】【株式会社地域事業再生パートナーズ】 相談会の相談委員として事業に対する助言	なし	B	各団体が自ら課題を発見し、市と相談しながら協働で取り組む姿勢が見られた。 相談会を開催することにより、事業計画のブラッシュアップやアフターフォローの充実を図れたことから、今後、市職員による相談支援だけでなく、事業者等から構成される相談員から助言を得られる場を設けて、協働による伴走支援を充実できるよう、継続していく。

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容(予定)	令和6年度事業内容(実績 1月末時点)	①令和6年度 協働状況(個々の役割(具体的な団体名等))				令和6年度協働プロセス(過程)評価	
											*市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	*市民	② 値	③・協働で取り組んだことによる成果 ・今後(令和7年度以降)の課題等
①めざすまちに向かって	3協働によるまちづくりの実践・成果の共有	5	協働事業提案制度の構築	経営政策課	継続	16	民間提案制度の再構築	人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化など、ますます多様化、複雑化していく行政課題に対応し、良質で持続可能な行政サービスを提供していくため、民間事業者のアイデアやノウハウを取り入れることのできる提案制度を構築する。	随意契約保証型の民間提案制度を令和2年度に実施して以降、制度の見直しを行っているところであり、新たな提案制度の構築に向けて、他市の事例研究や事務手続きの整理を行う。	新たな提案制度の構築に向けて、他市の事例研究や事務手続きの整理を行った。制度化については1月末時点ではまだできていない。	協働の視点を取り入れながら制度の構築準備を行った。	なし	なし	なし	C	(令和6年度の成果) ・協働の視点も入れながら制度設計に向けて準備を進めることはできた。しかし、提案制度の実施には至っていない。 (今後の課題) ・今後は制度を実施していく中で、事業者等と連携し、互いの強みを活かしながら市の課題解決に取り組んでいく。
			地域振興課	継続	17	協働事業提案制度の構築	協働によるまちづくり推進計画に基づき、まちづくり活動団体同士など多様な主体によって、協働によるまちづくりの取組が進むよう、それぞれの主体による協働事業の提案制度を構築する。	提案制度構築に向けて、課題の洗い出しやロードマップ作成をする。	市民活動センター指定管理者と連携して、市民活動ネットワーク登録団体に向け、「連携型連携事業」の募集を行ったが、希望者がいなかった。	指定管理者への委託料を通じた、事業の採択団体の事業費を支援	なし	企画・運営、広報(株式会社オオケン)	なし	C	制度を設けても、活用につながらっていない。現在、令和7年度における活発な活用につなげるため、広報活動等に関する協議を指定管理者と進めている。	
		6	事業実施における市民参画	スポーツ振興課	継続	18	実行委員会方式による事業実施	・大竹市、廿日市市及び広島市の中学生の親睦・体力向上並びに長距離選手の育成・強化を図ることを目的としており、陸上競技の底上げを担っている。	中学校はつかいち駅伝大会	開催日：令和7年2月2日(日) 参加者：大竹市・廿日市市中学校、広島市中学校体育連盟加盟校(男子18校、女子15校)※今年度より男子も参加 開催コース：ゆめ桜公園及び可愛川河川敷、5区12キロ 5区間の区間賞および優勝チームには「はつかいち文化スポーツ市長賞」を交付。	事業の企画、立案、実施	参加者 (特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会、廿日市市陸上競技協会、大竹市・廿日市市中学校体育連盟、広島市中学校体育連盟、廿日市市スポーツ推進委員協議会、青少年育成廿日市市民会議)	・企画や当日の運営(受託者)株式会社CO M(協賛)1社	競技へ参加 競技の観戦	A	当日の大会運営においては、まちづくり活動団体と協議を重ねながら役割を分担している。大会運営においてまちづくり団体との協働は不可欠であり、スポーツの向上に大きな成果を上げている。
					継続	19		・日本プロ野球ファーム公式戦ウエスタン・リーグを安全に実施するとともに、このスポーツイベントを通じてスポーツを核としたまちづくりを、より効果的に推進し地域全体が連携することで、近隣市町からの誘客、地域内での回遊促進、観光振興及び地域の活性化、スポーツ推進へ寄与することを目的とする。	ウエスタン・リーグ公式戦	開催日：令和6年9月22日(日) 場所：HIROHAI佐伯総合スポーツ公園野球場 来場者数：2,260人(公式発表) 試合結果：広島東洋カープ 2－2 阪神タイガース 飲食・体験コーナー：「ちいと山横丁」 出店数：16店	事業の企画、立案、実施	参加者 (一般社団法人はつかいち観光協会、廿日市商工会議所、佐伯商工会、特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会、佐伯地域コミュニティ推進団体連絡協議会、青少年育成廿日市市民会議、廿日市市女性連合会、FMIはつかいち、佐伯中央農業協同組合、廿日市市国際交流協会)	(プレイヤー)広島東洋カープ(運営協力)イズミテクノ・シンコースポーツ共同企業体(協賛)27社	競技の観戦	A	プロ野球の公式戦を実施するにあたり、佐伯地域連盟、スポーツ推進委員、廿日市市スポーツ協会、佐伯商工会等に協力いただいた。当日は来場者に寄り添った現場対応を実施することができ、広島東洋カープ球団にも高い評価をいただいている。大会をスムーズに進めるためにも、地元地域の理解と、地域ボランティアの協力は不可欠である。
		7	市民公募による会議の運営	地域振興課	継続	20	市民公募した委員が参加する審議会	審議会委員を公募することにより、市民の行政参画を推進する。	・改選時期にあたり、第4期協働によるまちづくり審議会委員の公募を行う。 ・公募市民も参加する審議会における審議を行う。	・多くの公募の中から、実践経験豊富な市民委員の方が就任し、団体や学識経験のある委員の皆様とともに、協働によるまちづくり審議会を開催した。(5/20※改選前、7/23※改選後)	・会議の企画・運営 ・事業のプロセス評価や分析・見直し等	審議会委員としての会議への出席	委員3名(広島修道大学、県立広島大学、廿日市商工会議所)	審議会委員としての会議への出席	A	協働によるまちづくり推進に向け、事務局が提示した議事に対して積極的に審議していただいた。今後は、より有意義な会議の実現に向け次期計画の策定等に努める。
②特性を生かしたまちづくり	協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備	1	市民活動センター・市民センターにおけるICTの利活用の促進	地域振興課	継続	21	ICTの利活用の促進	ウィズコロナ・ポストコロナ社会において、まちづくり活動団体がICTを活用できるよう、サポートを実施する。	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・市民活動センターにおいて、ICT利用のための相談会の開催や、オンライン会議等のサポートを実施する。 ・IT知識の基礎学習やスキルアップのための講習会を開催する。	随時窓口で相談・対応を受付けている。	指定管理者との情報共有及び必要に応じたアドバイス	相談者(市民活動ネットワーク登録団体等)	対応者(指定管理者：株式会社オオケン)	なし	A	ICTの活用促進につなげるための環境は整備や必要に応じた対応できている。今後は、より団体のニーズを把握しながらICT利活用のスキルアップセミナー等を検討していきたい。
				まちづくり支援課	継続	22		・市民センターにおけるICTの利活用を促進することにより、デジタル・デバйд解消に向けた取組を実施する。 ・新しい技術を活用した事業を実施することで、新しい「つながり」を拡充する。	・ICTの利活用の促進に向けた環境整備を行う。 ・デジタル・デバйд解消に向けた学習機会を提供する。 ・ICT活用講座オンライン開催や、SNSの活用等に関する事業を実施する。 ・オンライン、対面・オンラインの併用による事業を実施する。 ・クールシェアの実施期間中は、学習目的に限らずFreeWi-Fiを開放する。	・スマートフォンの基本操作を学ぶ講座、LINEの活用に関する講座、町内会などでの活用をめざしたパソコン講座、子どもを対象としたプログラミング体験教室を開催するなど、デジタル・デバйдの解消に向けた事業を実施した。 ・講座の録画をYou Tubeで配信する事業を実施した。 ・クールスポットの実施期間(7月～9月)は、誰もがFree-WiFiを利用できる取組を試行的に実施した。	・講座の企画、立案、実施 ・場所提供 ・企画の支援	講座の共催、講師(NPO法人青少年交流・自立・支援センターCROSS、社会福祉協議会、宮内地区コミュニティづくり協議会(防災部)、友和女性会、老人クラブ連合会佐伯支部、大野第10区)	・講座の立案、プログラム提供 ・講師(地元事業者いちごnet、ソフトバンク㈱、(株)HOPS、NTTdocomo、杏と千、株式会社kaeru)	・興味関心のある講座等への参加 ・学んだ成果を地域づくり活動などに活用する ・地域のまちづくり団体の活動を知る(学校の関係者等)	B	・事業者と共催して講座を実施するなど、協働により効果的にデジタル・デバйдの解消を図ることができた。 ・事業の実施にあたり、ICTを活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組み合わせなど、学びが豊かになるように工夫する必要がある。
		2	中間支援組織の機能強化と、まちづくり活動への支援	地域振興課	継続	23	まちづくり活動への相談支援	市民と行政とのパートナーシップを形成しながら、市民活動が活発で、市民が主体となったまちづくりを進めるため、必要な情報や資源、技術などを提供することを目的とした市民活動団体と公共的団体などとの中間支援を行う。	市民活動センター指定管理者と連携して、まちづくり活動団体からの個別相談や市民活動なんでも相談などを通じて、課題に応じた情報や資源、技術などを提供する。	「市民活動なんでも相談日」(毎月第2、第4木曜日)を開催し、まちづくり活動等に関する相談ができる場を提供した。	事業の企画・運営支援・活用を促すための指定管理者との協議	相談者	・事業の企画・実施(指定管理者：株式会社オオケン) ・相談員(ひろしまNPOセンター)	相談者	B	専門知識を有する事業者との連携で、さまざまな相談に対応ができていた。今後は、より活発な活用につながるよう事業の認知を広げていく。
		3	新しい技術を活用した「つながり」の拡大	まちづくり支援課	継続	24	対面・オンラインの併用による講座の実施			2－1－1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照						

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容(予定)	令和6年度事業内容(実績 1月末時点)	①令和6年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和6年度協働プロセス(過程)評価	
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	② 値	③・ 協働で取り組んだことによる成果 ・ 今後(令和7年度以降)の課題等
② 特性を生かしたまちづくり	協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備	4	協働によるシンポジウムや講演会等の開催※再掲	地域振興課	継続	25	協働によるまちづく交流会	1-1-1「No. 1 協働によるまちづくり交流会」を参照								
			地域振興課	継続	26	情報交換会	1-1-1「No. 3 情報交換会の開催」を参照									
		5	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援	中山間地域振興室	継続	27	地域支援員配置による中山間地域の持続可能なまちづくりの支援(定住促進)	人口減少や高齢化の著しい中山間地域に地域支援員を配置し、佐伯・吉和地域の魅力発信及び移住・定住の支援を行い、両地域の将来の担い手の確保する。	佐伯・吉和地域への定住促進に係る活動として、次に掲げる活動 ①空き家の掘り起こし・危険空き家の現地確認 ②空き家バンクの企画運営補助 ③移住希望者からの相談対応・空き家の提供者と居住希望者とのマッチング ④SNSを利用した本市の中山間地域の魅力発信	佐伯・吉和地域への定住促進に係る活動として、次に掲げる活動 ①空き家の掘り起こし ②空き家バンクの企画運営補助 ③移住希望者からの相談対応・空き家の提供者と居住希望者とのマッチング ④SNSを利用した本市の中山間地域の魅力発信	・移住・相談対応 ・HP等での空き家情報等の発信 ・地域の円卓会議への参加	空き家の掘り起こし、バンク登録への促進を図った。 ・津田商店街を創る会 ・コミュニティ吉和	地域版空き家バンクの運営 ・合同会社とくらぼ	空き家の情報提供	A	津田地区において、地域版空き家バンク運営業務を地域の交流拠点の場を運営する事業者に委託することができた。 今後は、業務委託の範囲を他地区・地域に広げていく予定。
				中山間地域振興室	継続	28	浅原地区活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある浅原地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、地域自治組織の活動支援や交流・関係人口拡大のための地区外への情報発信、浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の調査研究、及び企画サポートなどを通じて、地域力の維持・強化を図る。	浅原地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動 ・広報活動及び売り込み ・多様な主体と関わり、想いを知る。 ・「浅原の未来を創る会」の活動支援 ・浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の支援、調査研究	浅原地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動を行った。 ・広報活動及び売り込み ・多様な主体と関わり、想いを知る。 ・「浅原の未来を創る会」の活動支援 ・浅原交流拠点施設及び浅原市民センターを活用した事業の支援、調査研究	・ビジョン作成支援 ・無人店舗に係るモニタリング会議の開催	・浅原の未来を創る会(あさみら)	・無人店舗、移動販売の運営 (マックスバリュ西日本株式会社)	なし	A	令和4年度に引き続き浅原の未来を創る会がビジョン策定ワークショップを開催し、令和5年6月に「あさはらビジョン2023」のお披露目会が行われた。 また、浅原交流会館にて無人店舗、移動販売を継続し、買い物支援による持続可能なまちづくりを推進している。
				中山間地域振興室	継続	29	玖島地区の活性化	人口減少や高齢化の著しい中山間地域にある玖島地区において、同地区の活性化を担当する地域支援員を配置し、①地域自治組織の活動支援、②交流・関係人口拡大のための地区外への情報発信、③地域活動への事業所の巻き込み、④新たな視点を盛り込んだ事業展開、などを通じて、地域力の維持・強化を図る。	玖島地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動 ・SNSの開設及びそれを活用した定期的な玖島地区の情報発信 ・HPの開設及び整備 ・物販の強化 ・メディアへの発信	玖島地区活性化に係る活動として、次に掲げる活動を行った ・SNSの開設及びそれを活用した定期的な玖島地区の情報発信 ・HPの継続的な更新 ・イベント企画や物販の強化 ・メディアへの発信	地域支援員を中心とした玖島地区活性化に係る活動	玖島の里づくり交流拠点施設管理運営委託業務(玖島地区コミュニティ推進協議会)	旧玖島小学校校舎2階活用事業(サンビー株式会社)	なし	A	メディアやSNSを活用することにより、施設及び施設での取組の知名度が向上し、交流人口の増加、コミュニティによる自主事業の収益の増加など、地域力の向上が促進されている。
				中山間地域振興室	継続	30	佐伯高校の魅力化	地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手の育成を行うために、佐伯高校の存続に向けた、同校の魅力化の取組を支援し、地域力の維持・向上を図る。	佐伯高校の魅力化に係る活動として、次に掲げる活動 ①SNS等を活用した定期的な佐伯高等学校の魅力発信 ②地域と連携した魅力化の取組の企画・運営 ③学校が取り組む魅力化の取組の支援 ④公営塾の企画・運営	①市及び佐伯高等学校のSNSを活用し、魅力発信を行った。 ②地域イベントと佐伯高校生を繋ぐ等地域交流の支援を行った。 ③SAEKI QUEST(佐伯高等学校が行う探求授業)の支援を行った。 ④高校生対象の公営塾を全42回、中学生対象の公営塾を全8回、どちらも対象とした公営塾を10回開講した。	情報発信、イベント等支援、公営塾の開催	・SAEKI QUEST支援(地域コミュニティ) ・イベントの開催(津田商店街を創る会)	SAEKI QUEST支援(津田商店街)	佐伯高等学校を応援するのぼり旗設置	A	市、まちづくり活動団体、事業者、市民がそれぞれ関わり合いながら佐伯高等学校の魅力化を目的として協力して取り組んでおり、佐伯高等学校の魅力化向上と地域のまちづくりに貢献している。 今後とも継続して取り組む予定である。
				中山間地域振興室	継続	31	吉和地域の活性化	暮らし続けられる吉和地域の実現に向けて、平成30年度に実施した各種アンケートの結果や意見交換で出された提案を基に、小さな拠点の形成にあわせ、多様な主体の参画(公民協働)により、地域の課題解決や活性化に向けた地域経営の仕組みづくりを支援する。	(1)地域住民等との意見交換コーディネート (2)地域づくりプランの推進	〇地域づくりプランの推進に向けた検討及び活動 各部会の開催(地域づくり部会、福祉・健康部会、防災・安全部会、産業・観光部会)	移住定住相談窓口(吉和支所)空き家バンク運営(住宅政策課)情報発信(プロモーション戦略課)など	運営コーディネート(コミュニティよしわ)	クヴェーレ吉和中澤商事社会福祉協議会吉和事務所 もみのき森林公園潮原温泉フォレストアドベンチャーなど	空き家情報の収集(地区長)	B	地域づくり部会は、目的や課題認識、実施過程を市民を含む関係者と相互に共有して進められつつあるが、その他の部会については、進捗度合いを高める必要がある。
				中山間地域振興室	継続	32	小さな拠点づくり(地域課題解決)	吉和地域では、近年の少子高齢化も相まって過疎化が進行しており、集落の暮らしを維持していくことが危ぶまれる状況にある。このような状況の中で、平成30年度から検討を進めている公共施設の再編を契機に、本地域の行政・防災、市民活動の拠点機能の強化や小さな拠点づくりの取組を進めることで、持続可能なまちづくりを目指す。	・お試しオフィス企業誘致	吉和での働き方・暮らし方のPRをするため、サテライトオフィスを設置した事業者等の協力のもと、PR素材(インタビュー動画等)を作成し、YouTubeやInstagram、市公式LINEといったSNS等で発信した。	お試しオフィス事業運営・企画立案、SNS発信	地域情報の紹介など	(株)パートナーズ	なし	B	吉和地域の魅力である「森の中での働き方・暮らし方」を伝えるため、吉和版ワーケーションプランを試作し、地域内の各施設でのテレワーク環境や暮らし体験等のモニタリング(モニターツアー)を実施
				農林水産課	継続	33	地域支援員配置による中山間地域の課題解決、地域力の維持・強化	中山間地域における主要かつ生活に密着した産業である農業を持続可能なものにするため、農業・農村の持続化をテーマとした地域支援員を配置し、佐伯地域をフィールドに持続可能な農業の具体事例の実践と検証を行い、地域営農の継続と移住・定住促進を図る。	・耕作放棄地の有効活用、地域と連携した栽培適地の確保・集積に向けた取り組み ・農業経営基盤強化促進法の改正に伴う地域計画、目標地図の作成および実行支援 ・特徴ある農産物(マコモタケ等)の生産拡大・産地支援・PRなど ・産直市や新たな需要に向けた少量多品目の生産促進など	・耕作放棄地の利活用に向けてのマコモタケの試験栽培、普及に努めた。 ・協議の場を定期的に設け、地域計画の策定・目標地図の作成を進めた。 ・特徴ある農作物(マコモタケ等)の作付状況やニーズの把握に努め、料理教室や園場見学等のイベントを開催し、普及促進を行った。 ・産直市での地産地消の推進や、少量多品目を扱う小規模生産者が自主的に行う農業に関わるイベント等を支援した。	・友和市民センター	・玖島コミュニティ推進協議会(玖島花咲く館) ・あさはらまちづくり交流センター	・佐伯農業者クラブ	農業委員(マコモタケの作付・収穫など)	A	・地域計画の策定、耕作放棄地解消への取組み、特徴ある農作物(マコモタケ等)・少量多品目の生産促進など、様々な場面で協働により事業を進めることができた。 ・地域計画の策定により目指すべき農地利用の姿を明確にし、農地の集積化に向けた取組みを継続して推進する。
		6	自治会・自主防災会等との連携	健康福祉総務課	継続	34	避難行動要支援者の避難支援	・災害対策基本法に基づき、高齢や障がいなどの理由で災害時に自力で避難することが困難な人(避難行動要支援者)の名簿を予め作成し、災害発生時の避難支援活動や安否活動に役立てる。 ・避難行動要支援者名簿は、地域自治組織、自主防災組織や民生委員等(避難支援等関係者)に情報提供し、地域における避難行動要支援者の避難計画(個別計画書)の策定や助け合いの体制を構築する。	・避難行動要支援者名簿の更新 ・自主防災会等からの意見を聞きながら、実行性のある制度への見直しを行う。 ・避難支援等関係者への名簿・地図等の情報提供、連携 ・自主防災会や福祉専門職(社会福祉法人等)との連携による個別避難計画作成の推進	①避難行動要支援者名簿の更新 ②制度の見直しを実施 ③避難支援等関係者への名簿・地図等の情報提供及び個別避難計画作成の推進 ④避難支援等関係者意見交換会の実施 ⑤福祉専門職(社会福祉法人等)と連携した個別避難計画作成の推進 ⑥福祉避難所開設訓練の実施	①名簿の更新作業 ②制度の見直しについて関係課、関係団体などと協議 ③資料を作成し、各関係者へ情報提供 ④県の委託会社との企画・実施に係る調整 ⑤福祉専門職との委託契約や協議、作成のサポートなど ⑥企画、調整、運営など	④企画や実施当日の運営(株式会社サイエンスクラフト、広島県)委託(医療法人ハートフル、社会福祉法人くさのみ福祉会、社会福祉法人おおの福祉会、社会福祉法人ひかり会、社会福祉法人いもせ聚楽会、土谷居宅介護支援事業所 阿品) ⑥共催(社会福祉法人ひかり会相談支援事業所ひかり園)	①災害時に支援が必要な場合は、名簿掲載に同意する ⑤作成意向がある対象者は行政、福祉専門職と連携し個別避難計画を作成 ⑥避難訓練に参加	A	・市、団体、事業者、市民それぞれが事業内容に応じてより良い計画にするために、「協働」で取り組むことができた。 ・令和7年度は見直した制度の実施1年度目に当たるため、より連携を図り事業を進めていく必要がある。	

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容(予定)	令和6年度事業内容(実績 1月末時点)	①令和6年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和6年度協働プロセス(過程)評価	
											*市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	*市民	② 値	③・協働で取り組んだことによる成果 ・今後(令和7年度以降)の課題等
②特性を生かしたまちづくり	協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備	1	7 市民センターの地域運営	まちづくり支援課 中山間地域推進室	継続	35	市民センターの地域運営	地域自治組織が生涯学習とまちづくりの拠点である市民センターを運営することにより、地域自治を推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな社会を実現する。	佐方、串戸地区及び吉和地域の地域自治組織による市民センターの管理運営	佐方、串戸地区の地域自治組織が市民センターを、吉和地域の地域自治組織が吉和ふれあい交流センターを指定管理により管理運営した。	地域づくりの拠点の提供	地域自治組織 (佐方アイラブ自治会、串戸地区自治協議会、コミュニティよしわ)	なし	なし	A	・年度の事業方針を共有し、目的や課題を互いに認識して管理運営した。 ・指定管理者は、地域自治組織としての強みを生かし、地区・地域のまちづくりにつながる事業を実施した。
			8 まちづくり活動団体同士の連携促進	地域振興課	継続	36	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	協働によるまちづくり推進計画に基づき、交流、連携の場づくりや人づくりなどを進める。 多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進するため、各団体の連携を促す。	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・まちづくり交流会の開催による交流の場と機会を提供する。 ・市民活動ネットワーク登録団体代表者研修会の開催による交流の場と機会を提供する。 ・市民活動センターまつりの開催による交流の場と機会を提供する。 ・さくらdeファミリーによる団体紹介を実施する。	①「防災」や「健康」をテーマとした講演会を開催。 (i . みんなの防災教室:5回、ii . みんなの健康教室4回) ②市民活動センターフェスティバル実行委員会の開催 ③さくらdeファミリーの発行	①②③指定管理者への支援	①共催(i . 広島県災害復興支援士業連絡会、廿日市市防災士連絡協議会等)、講師(ii . 廿日市市五師士会リハビリ士会等) ②企画・協議	①②③企画・運営等(指定管理者:株式会社オオケン) ①講師(ii . 山陽女子短大)	①参加者 ③閲覧者	B	市と指定管理者、指定管理者とまちづくり活動団体が連携することで、様々な人が交流する場の提供につながった。また、団体の取組や成果について相互理解を図れている。
				中山間地域振興室	継続	37	中山間地域回遊促進事業	・佐伯総合スポーツ公園のにぎわいづくりや、佐伯・吉和地域の交流拠点施設の来訪者を、地域内に点在する店舗や観光施設への回遊につなげ、交流人口や関係人口の拡大をめざす。 ・商工会、観光協会などと協議会を立ち上げ、地域団体、地域自治組織、地域活動団体などの参画のもと、実施する。	①キッチンカーの出店調整 ②マルシェの開催 ③LINEのショッピング機能を活用した回遊促進イベント及び抽選会の実施等	①キッチンカーの出店(14回) ②マルシェの開催(2回) ③スタンプラリーの開催(2回)	・イベントの出店調整 ・HP等での情報発信	・イベントへの参画 ・情報発信 (はつかいち森の遊び場協議会)	・イベントへの参画 ・情報発信 (佐伯総合スポーツ公園)	・イベントへの参加 ・LINE友達登録	A	まちづくり活動団体との情報共有や連携ができた。 今後、さらなる巻き込みや役割分担を行い、事業推進していく必要がある。
				地域包括ケア推進課	継続	38	生活支援体制整備事業	誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるまちを目指して、生活支援サービスを担う多様な主体と連携して、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。	①日常生活圏域ごとに配置している生活支援コーディネーター(SC)と連携し、見守り機能を持つ通いの場づくりやその機能の維持・発展に係る活動、既存アセット(人・場・組織)のつなぎ等を支援する。 ②毎月のSC会議に出席し、日頃から地域住民に関わるSCの困りごとや課題の解決について一緒に考え、仮説を立て、検証するプロセス等を通じてSCを補完する。 ③地域別アセスメントシートの更新及び情報共有を通じて、SCによる支援のプロセスを意味づけ及び見える化し、考え方や取り組み姿勢を学び合うことでSCのワーカーとしての力の底上げを支援する。	①見守り機能を持つ通いの場へのアセスメントや、その場が正常に機能できるよう支援したり、既存アセットのつなぎをSCと共に支援した。 ②SC会議に同席し、SCの活動状況の共有や支援方策を話し合ったり、一緒に現地へ出向き、地域住民のニーズ把握や地域住民の合意形成支援を行う等の支援を行った。 ③地域別アセスメントシートの更新及び情報共有の機会を持ち、SC活動を意味づけし、地域づくり支援を行う関係課と共有するSC Meetingを開催した。	【地域包括ケア推進課】 ・社会福祉協議会への業務委託 ・SCへの支援(資質向上のための勉強会の開催や県研修の案内、事例検討や助言、同行支援) ・SCと庁内関係各課との連携支援 ・SC活動の見える化【地域づくりを担当する部署】 ・SCとの連携	【地域自治組織の主に福祉を担当する人・町内会、サロン、NPO法人】 ・地域ビジョンの策定 ・地域課題の発見 ・地域づくりの主体的取組	【社会福祉協議会】 ・業務の受託 ・SCによる地域づくり支援 ・市との連携	【地域住民】 ・個別課題の共有 ・地域づくりの取組への参加	B	・他分野にまたがる地域生活課題に対して、各部署の強みを活かし、所管する施策に関連させながら切れ目のない支援ができた事例もある。地域内の活動者同士の連携を促進しやすい、部署同士がそれぞれの業務内容を理解することにつながりやすい。 ・地域振興部との地域づくり支援の方向性が共有でき、日頃から情報連携して動ければ、より一層効果的な支援になることが期待できる。
		9	移住定住のきっかけをつくる地域との連携	住宅政策課	継続	39	宮園地区住まいづくり調査	・住宅団地における少子高齢化が進行し、特定の年齢層が多く住むという団地の特性から、空き家が一気に進行する恐れがあるため、若年・子育て世帯等の転入、多世代同居の促進等を通じて、住宅団地の活性化を図ることが課題となっている。 ・こうした背景を踏まえ、宮園地区における住民の今後の住まいづくりや暮らしやすさを現代様式に見直し、住宅団地の良好な環境を維持しつつ、地域の活性化を図ることを目的とする。	・令和4年度に実施したアンケート調査結果を基に、課題抽出とニーズの把握を行う。 ・地域のコミュニティや各種団体との協議を実施する。 ・地域の実情を踏まえた住民主体による住まいづくりを行うための勉強会を開催し、住民の住まいづくり体制を検討する。	令和6年9月15日に「宮園地区住まいづくり活動報告会」を開催した。報告会では、令和4年度に実施したアンケートの結果や令和5年度に実施した意見交換会の活動を地元住民に広く周知した。また、アンケートや意見交換会で挙げられた地域課題(空き家、空き店舗、交通、介護等)を解決するための、住民主体の部会が発足し、各部会が課題解決に向けた活動を行っている。	・住民主体の部会発足の支援 ・部会の活動支援	・活動報告会の開催支援	・活動報告会の開催支援	・部会活動	A	市、事業者や地元住民と協力して開催した活動報告会により、参加住民の地域課題に対する意識の醸成を図ることができ、住民主体の部会の発足に至った。今後は、行政が部会の活動に対して、必要な支援を行い、地域課題の解決に向けて前進していきたい。
			10	地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動	地域包括ケア推進課	継続	40	通いの場の支援(一般介護予防事業)	・高齢者が有する能力に応じて、自立した日常生活を送ることができるように支援することを目的とする。 ・通いの場は、高齢者の身近な場所(市民センター、集会所、その他)で、いきいき百歳体操などの簡単な運動を週1回以上行っており、定期的に集まることで、互いに気にかけて合う気持ちが醸成され、介護予防や閉じこもりの防止だけでなく、日常的な支え合いや見守り等につながっている。	・いきいき百歳体操を活用した通いの場づくりの支援を行う。(令和5年度の通いの場数は86か所) ・いきいき百歳体操のフォローとして、体力測定とともに、3か月後に口腔ケアのミニ講座、6か月後に栄養講座のミニ講座、1年後に認知症講座を行う。 ・昨年度作成したはつはつ!体操の周知、普及活動を通いの場で行っていく。	・通いの場の総数:87か所(新規立ち上げか所2か所) ・通いの場の支援回数:81回(プレゼン:1回、初回:2回、3か月:4回、6か月:4回、1年:11回、フォロー:60回) ・フォロー支援のうち、はつはつ!体操の指導は4回実施した。	【地域包括ケア推進課】 ・通いの場の把握と支援 ・講師派遣調整【地域包括支援センター】 ・通いの場の把握と支援 【健康福祉総務課】 ・一体的実施による通いの場の支援	【広島西園地域リハビリテーションサポートセンター、地域活動栄養士会、歯科衛生士会、五師士会】 ・講師 ・地域活動支援関係者リハビリテーション連絡会の実施	【社会福祉協議会】 ・通いの場の支援と把握 【株式会社ウエルウェル、T&T WAMサポート株式会社】 ・講師(健康運動指導士)	【地域住民】 ・地域での見守り活動 ・市や包括支援センターとの連携	B
		健康福祉総務課		継続	41	民生委員・児童委員活動	住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。	(1)地域福祉活動の推進による地域共生社会の実現 ①相談支援活動の充実 ②災害時避難行動要支援者避難支援活動の推進 ③高齢者への支援活動の充実 ④障害者への援助対策の推進 ⑤児童委員活動の充実強化 (2)広報活動の充実 ①民生委員児童委員活動のPRの実施 ②「市民児協だより」の発行 ③民生委員児童委員協力員制度の実施 (3)組織基盤の強化及び連絡調整 ①理事会、会長会議、各部会及び地区定例会等での意見交換の推進 ②報告・連絡・相談の強化 ③行政機関、社会福祉協議会、各種関係機関と連携強化	・相談や見守りを行った。 ・高齢者訪問事業を行い、75歳以上の高齢者世帯を全戸訪問した。 ・市民児協だよりを2度発行した。 ・理事会をはじめ、組織としての活動を行った。 ・民生委員児童委員協力員制度を開始した。	・市民児協事務局 ・単位民児協事務局 ・委員から相談のあった事業への対応	・民生委員活動	・民生委員との連携(福祉事業所等)	・民生委員の活動に対する理解と協力	A	・様々な場面で、協働による役割分担で事業を進めている。 ・地域の中で、民生委員の担い手が不足している。 ・令和7年度が3年に1度の改選年であり、担い手不足による欠員地区の発生が懸念される。	

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容(予定)	令和6年度事業内容(実績 1月末時点)	①令和6年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和6年度協働プロセス(過程)評価	
											*市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	*市民	② 値	③・協働で取り組んだことによる成果 ・今後(令和7年度以降)の課題等
②特性を生かしたまちづくり	2	コミュニティビジネスの普及と推進	1	まちづくり活動団体向けのコミュニティビジネスの勉強会・相談会の開催	継続	42	市民活動なんでも相談	市民活動センターの相談機能として、市民活動団体からコミュニティビジネスに関する相談を受け付け、地域づくりにおける課題の解決を支援する。 ・協同労働の取組について調査する。	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・市民活動なんでも相談を開催し、コミュニティビジネスの相談を受ける。企画立上げの支援や、他団体の情報提供などを行う。 ・協同労働の取組について調査する。	①市民活動なんでも相談の実施 ②協同労働に関する講演会等の開催(8/21、1/24)	①事業の企画・運営の支援 ②事業の企画・運営、参加者	①相談者 ②講師(だんだんプラス)、参加者	①事業の実施(指定管理者・株式会社オオケン)、相談員(特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター) ②講師(労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団)	①相談者 ②参加者	B	①市、指定管理者、相談員とで協議したり情報を共有したりすることができている。 ②講師等と連絡・調整を行うことができた。講演会を開催したことにより、交流の場が生まれた。
			2	地域に密着した課題を解決するコミュニティビジネスへの支援	継続	43	地域に密着した課題を解決するコミュニティビジネスへの取組支援	・市内事業者や創業希望者を対象に様々な相談に対応し、事業者や創業希望者の課題解決を図る。 ・創業希望者に創業のポイントや基礎知識を習得してもらい、創業のきっかけとする。 ・創業セミナー受講者を対象に、創業計画の振り返りや先輩创业者の交流、相談などを通じ、セミナー修了後の伴走支援を行う。	・各種相談に対応する個別相談会の実施(月3回) ・創業セミナーの開催(年5回コース)	・月3回の個別相談会を実施。1月末までで新規・リビート合わせて121件の相談があった。 ・7月から8月にかけて全回の創業セミナーを実施。定員は20名だったが、多数の応募により定員を40名に増員。結果的に40名を超える応募があった。	・相談者・相談員との日程調整、実施 ・場所の提供(7階共創スペース) ・セミナーの企画・立案・実施	セミナーの企画・立案・実施 (廿日市市産業まちづくり委員会)	セミナーの企画・立案・実施 (廿日市商工会議所、公益財団ひろしま産業振興機構)	相談会・セミナーの参加	A	セミナーを受講した数名が、地域との繋がりを活かし起業した。今後もコミュニティビジネスを含めた創業支援ができる体制・事業を継続したい。
				地域振興課	継続	44	地域主体の課題解決の一つの手段であるコミュニティビジネスに対する興味関心や理解の促進、情報共有を行う。	・コミュニティビジネスの事例紹介を行う。 ・コミュニティビジネス実施に向けた中間支援を実施する。	・コミュニティビジネスの事例紹介を行う。 ・コミュニティビジネス実施に向けた中間支援を実施する。	協同労働に関する講演会等の開催(8/21、1/24)	・事業の企画・運営 ・参加者 ・関係課での企画運営の連携	・講師(だんだんプラス) ・参加者	・講師(労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団) ・参加者指定管理者・株式会社オオケン)	参加者	A	中央市民センター主催ではあったが、関係課で役割分担したことにより、準備や当日の運営が効率的に進んだ。また、講演会を開催したことにより、多様な主体の交流が生まれた。
				産業振興課	継続	45	ビジネスチャレンジコンテストの活用	創業に関心がある人や創業希望者からビジネスプランを募集するコンテストを実施し、創業希望者の掘り起こしや創業意識の醸成を図る。	ビジネスチャレンジコンテストの実施(ビジネスプランの募集、審査、優秀なビジネスプランの表彰)	ビジネスプランの募集を行い、一般部門17件、学生部門15件、計32件のプランが集まった。審査会の結果、一般部門5名、学生部門3名、計8名のビジネスプラン発表会を3月に実施予定。	コンテストの企画・立案・実施	セミナーの企画・立案・実施 (廿日市市産業まちづくり委員会)	コンテストの企画・立案・実施 (廿日市商工会議所、(株)BPL)	ビジネスプラン発表会の審査(一般参加者)	A	廿日市の良さをアピールするプランが、将来的に地域に根ざしたビジネスへと繋がる可能性がある。ビジネスプランの発表者や応募者へのアフターフォローができていないのが課題。
			3	多様な主体による協働による持続可能なまちづくりの取組への支援	継続	46	多様な主体への情報発信と相談支援	多様な主体に対し、コミュニティビジネスについて情報を発信することにより、協働による持続可能なまちづくりの取組への支援を行う。	市民活動センター指定管理者と連携して、 ・市民活動なんでも相談などにより、まちづくり活動団体からの相談を受け付ける。必要に応じて、庁内他部署や他団体との中間支援を行う。 ・市民活動に関する情報交換会や相談会などの開催により、コミュニティビジネスに関する情報を発信する。	①市民活動なんでも相談の実施 ②協同労働に関する講演会等の開催(8/21、1/24)	①事業の企画・運営の支援 ②事業の企画・運営、参加者	①相談者 ②講師(だんだんプラス)、参加者	①事業の実施(指定管理者・株式会社オオケン)、相談員(特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター) ②講師(労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団)	①相談者 ②参加者	B	①市、指定管理者、相談員とで協議したり情報を共有したりすることができている。 ②講師等と連絡・調整を行うことができた。講演会を開催したことにより、交流の場が生まれた。
	3	地域課題解決に向けた円卓会議の推進	1	地域の課題解決に取り組む組織づくりの支援	継続	47	まちづくり交付金の交付	廿日市市協働によるまちづくり基本条例の理念の下、地区のまちづくりのパートナーである地域自治組織が実施する地域づくり活動に係る事業に要する経費を補助する。多様化する地域課題に対処するため、資金使途を特定せず、地域自治組織が使途を選択できるよう一括交付金として交付する。	・まちづくり交付金の交付申請、実績報告等の事務 ・地域情報の把握(関係所属及び社会福祉協議会等の関係団体との地域情報の共有、地域自治組織に対しての地域が抱える課題や最近の変化・ニーズ等のヒアリング、事業実施状況の把握及び地域自治組織との振り返りによる好事例や反省点の引継ぎ) ・地区の実情に適した事業提案、地域のニーズに合致した事業であるかの検証等、地域自治の推進に向けたコーディネート	市内28の地域自治組織に対して、おおむね5～7月に交付金を交付した。また、要綱等の見直しを随時を行っているほか、毎月開催している地域連携会議にて各関係課と情報共有を図っている。	【地域振興課、各支所地域づくり係】 ・交付申請、実績報告の審査、交付金ハンドブックの充実等 ・相談対応、課題解決の支援	【地域自治組織】 ・交付金を活用した事業の実施や地域課題の解決	なし	まちづくり活動団体以外の市民の参加	B	地区担当制を導入し、より細やかな伴走支援が行える体制を構築している。また、他の補助金との統合(申請手続きの簡略化)など適宜見直しを実施していく。
					継続	48	まちづくりチャレンジ応援補助金の交付	1-2-5「No. 15 まちづくりチャレンジ応援補助金の交付」を参照								
					継続	49	小さな拠点づくり(地域課題解決)	2-1-5「No. 32 小さな拠点づくり(地域課題解決)」を参照								
				中山間地域振興室	継続	50	小さな拠点づくり(玖島地区)	将来にわたって暮らし続けられる玖島地区を目指し、玖島の里づくり交流拠点施設の整備を行う。	・地域の運営組織体制の整備を促進する。 ・校舎1階を活用しているコミュニティ組織及び校舎2階活用事業者が円滑に事業運営を行えるよう、適切に施設管理を行う。	・地域主体の地域運営を推進するため、広島県の集落対策支援事業を活用して伴走支援を行った。 ・校舎1階を活用しているコミュニティ組織及び校舎2階活用事業者が円滑に事業運営を行えるよう、適切に施設管理を行った。	・地域の運営組織体制の整備促進 ・施設管理	玖島の里づくり交流拠点施設管理運営委託業務 (玖島地区コミュニティ推進協議会)	旧玖島小学校校舎2階活用事業 (サンビー株式会社)	なし	A	・次代を担う世代を対象としたワークショップを実施した。 ・校舎1階を活用しているコミュニティ組織及び校舎2階活用事業者の円滑な事業運営を促進している。
				中山間地域振興室	継続	51	小さな拠点づくり(浅原地区)	将来にわたって暮らし続けられる浅原地区を目指し、交流拠点施設を活用した人材育成・交流促進を行うとともに、現時点における住民ニーズを踏まえながら地域住民と一緒に、地域経営の仕組みを構築する。	次の事業の伴走支援を行う。 ・NPO法人によるあさはらまちづくり交流センターの指定管理	・NPO法人による運営を開始した。 ・モニタリングを実施し、運営について支援した。	・指定管理の運営組織体制の整備 ・指定管理者の選定	・NPOあさはら	・NPOあさはら	なし	A	NPO法人によるあさはらまちづくり交流センターの指定管理伴走支援を行うことができた。
				宮島企画調整課	継続	52	島づくり組織の設立支援・座談会の開催	・宮島まちづくり基本構想に基づき、島民の交流、連携の場づくり、人づくりなどを進める。 ・「宮島に暮らす人」、「宮島で働く人」、「宮島に想いをはせる人」、「宮島を訪れる人」など、宮島に関わる人を「島民」と定義し、島民を主体とする「島づくり組織」の組織化を計画的に進めながら宮島地域のまちづくりを推進する。	宮島地域のまちづくりを進めるにあたり、島民を対象に「まちづくり座談会(年度途中に名称変更の可能性あり)」を開催する。座談会の中で、島民ニーズを確認しながら、地域づくりの主体、核となる人材を発掘、育成し、「島づくり組織」の組織化を目指す。 ※島づくり組織設立準備会の年度内設立を目指す。	・これから宮島でまちづくりを進める中心となる15人の個別ヒアリングを実施(9月～10月) ・地域課題解決の先進的な手法を学び、新たな話し合いの場をつくるため、沖縄式地域円卓会議に係る研修を開催予定。(3/3-5)	研修の企画、立案、実施	参加者	研修の運営	参加者	B	・個別ヒアリングの結果、地域課題や組織づくりに対する意見を確認することができた。また、それら個別の意見を共有する報告会の開催につなげることができた。 ・地域住民及び学識経験者と円卓会議のテーマ(地域課題)や登壇者の調整を行い準備を進めることができた。

推進する 仕組み	施策の 方向性	主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容(予定)	令和6年度事業内容(実績 1月末時点)	①令和6年度 協働状況(個々の役割(具体的な団体名等))				令和6年度協働プロセス(過程)評価	
										*市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	**市民	② 値	③・ 協働で取り組んだことによる成果 ・ 今後(令和7年度以降)の課題等
②特性を生かしたまちづくり	3地域課題解決に向けた円卓会議の推進	2町内会加入促進	地域振興課	継続	53	町内会等加入促進事業	地域力の維持・持続を目的に、地域主体のまちづくりを進めていくため、関係団体と連携して町内会等への加入促進に取り組む。	・町内会・自治会Q&Aの更新 ・町内会等加入申込書受付ポストの設置 ・市HPでの町内会等加入申込フォームを活用した加入申込者と町内会長とのマッチング支援 ・広報はつかいちへの加入促進記事掲載 ・転入者向け町内会等加入促進チラシの更新、多言語版チラシの更新及び市HPへの掲載、外国人労働者を雇用している企業への案内	・「町内会Q&A」更新・配布効果 →市民の方からの町内会に関する問い合わせへの回答の際に、町内会連合会と作成した町内会Q&Aを用いることで、スムーズかつ分かりやすく伝えることができた。 ・「加入申込ポストやHPフォームの活用」 →令和6年度は加入申込ポストやHPフォームに加え、市公式LINEなどを含め、計39件の申込者と町内会長をマッチングさせることができた。 (ポスト:1件、HP:11件、LINE:23件、窓口:2件、電話:2件) ・「広報はつかいち」への記事掲載 →令和6年度は、5月号で地域活動への参加を促す記事を掲載し、町内会等への加入を促進できた。 ・加入促進活動の支援 →市民課や子育て応援室に、町内会等加入促進チラシの配布協力を依頼。	【地域振興課】 ・町内会連合会の支援 ・町内会加入促進支援	【町内会連合会】 【地域自治組織】 【町内会】 ・町内会加入促進活動	なし	まちづくり活動団体以外の市民の参加	B	町内会等への加入をやめたい、入りたくないと考えている人たちへのアプローチの手法を検討していく必要がある。
		3円卓会議の多様な形式での開催	地域振興課	継続	54	オンライン形式の導入支援	ウィズコロナ・ポストコロナ社会において、多様な主体によって協働による持続可能なまちづくりの取組が行われるよう、また、若い世代や遠隔地からの参加が促進されるよう、オンライン形式での会議の導入を支援する。	市民活動センター指定管理者と連携して、まちづくり活動団体からのオンライン形式での会議開催に関する相談対応や、オンライン形式での会議、講座等の実施の支援を行う。	随時窓口で相談・対応を受けている。	指定管理者との情報共有及び必要に応じたアドバイス	相談者(市民活動ネットワーク登録団体等)	対応者(指定管理者:株式会社オオケン)	なし	A	ICTの活用促進につなげるための環境は整備や必要に応じた対応できている。今後は、より団体のニーズを把握しながらICT利活用のスキルアップセミナー等を検討していきたい。
③情報発信による信頼関係づくり	1受け手の立場に立った情報発信・共有の推進	1地域のICT化を進めるICT活用講座の開催	地域振興課	継続	55	地域のICT化を進めるICT活用講座の開催	2-1-1「No. 21 ICTの利活用の促進」を参照								
			まちづくり支援課	継続	56		2-1-1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照								
		2各種情報発信ツールを利用した情報提供	プロモーション戦略課	継続	57	市政情報のわかりやすい発信(広報紙・HP・FMラジオ・SNSでの発信)	・広報紙で市の施策や行事、その他行政情報を市民に分かりやすく伝える。 ・ラジオ放送やSNSなど他のツールを使い、市の広報紙を補完し、行政情報、イベント情報、防災・防犯情報等をより多くの市民にタイムリーに伝える。 ・広報紙の編集、配布【継続】 ・HP更新・運用管理【継続】 ・FMラジオでの発信【継続】 ・SNS(フェイスブック、YouTube、LINE)の更新【継続】 ・市公式LINEの機能拡充【継続】	・広報紙の編集、配布【継続】 ・HP更新・運用管理【継続】 ・FMラジオでの発信【継続】 ・SNS(フェイスブック、YouTube、LINE)の更新【継続】 ・市公式LINEの機能拡充【継続】	・各媒体を連携・補完させた、市民に分かりやすい情報発信	なし	・広報紙発行(レタープレス株式会社ほか)、ホームページ運用(福泉株式会社)、ラジオ放送(株式会社FMはつかいち)	興味関心のある情報の収集	B	・LINE友だち登録は令和6年度で約5,000人増加した。 ・市公式アカウント登録者数の増加継続、情報発信力や体制の強化が今後の課題。	
		3他の取組状況の共有や助成金情報などまちづくり活動に資する情報発信及び共有	地域振興課	継続	58	まちづくり活動に関する支援(中間支援機能)情報の発信及び共有	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の取組状況や助成金情報などのまちづくり活動に関する支援情報の発信及び共有を行う。	市民活動センター指定管理者と連携して、HPや広報紙など多様な媒体を利用して、まちづくり活動団体の取組状況や助成金等の支援情報の発信を行う。	情報コーナーに各団体の取り組みを掲示した。さらだeファミリーで、取組状況の情報を発信した。	実施主体への支援(場所の提供・備品の整備等)	情報コーナーに展示する情報の提供、さらだeファミリーへの原稿掲載(市民活動ネットワーク登録団体)	実施主体(株式会社オオケン)	閲覧者	B	指定管理者と連携をし、HP等も活用し、より多くの団体の取り組み状況や取組の成果等を共有できた。引き続き、より多くの人に届く情報発信につなげてきたい。
			まちづくり支援課	継続	59		2-1-1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照								
		4市政情報の積極的な公開	プロモーション戦略課	継続	60	市政情報のわかりやすい発信	3-1-2「No. 57 市政情報のわかりやすい発信(広報紙・HP・FMラジオ・SNSでの発信)」を参照								
国際交流・多文化共生室	継続		61	外国人住民が地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めるため、外国人住民が必要としているサービスを把握し、支援が必要な人への広報や情報提供を図る。 ・「はつかいち外国人相談センター(以下「センター」という。国際交流協会へ委託。)相談員による行政窓口での通訳、生活相談支援 ・センターが、必要に応じて関係課から依頼を受け、行政情報を多言語に翻訳するなど外国人の生活支援を行う。 ・センターにより、学校、保育園などでの保護者面談での通訳、通知文の翻訳などを行う。 ・やさしい日本語の活用を促進する。	①センターを開設し、多言語による情報提供・相談支援等を行った。 ②「やさしい日本語」の普及促進のため、職員対象のやさしい日本語研修を開催		①委託先との連携 ②研修の企画及び実施、参加者(市職員)	①運営実施(委託先: 日田市市国際交流協会) ②なし	①なし ②研修の講師(公益財団法人ひろしま国際センター)	①相談者(外国人住民等) ②なし	A	①センターの周知を各種会議や関係機関の訪問及びチラシ配布やホームページ等での情報発信等により、来訪者や相談件数も増え、少しずつセンターが認知されてきている。今後も様々な方法で周知していく必要がある。 ②職員が「やさしい日本語」を学ぶ機会となった。さらに、ニュースレターにより、庁内に向けて「やさしい日本語」を周知した。			
危機管理課	継続		62	システムやアプリの管理・運用を行い、災害時の迅速な情報発信や市民の的確な避難行動につなげる。 ・市民へ災害情報を迅速に発信するとともに、職員が災害情報を共有するため、「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」及び「ひろしま避難誘導アプリ」を運用する。 ・多くの市民に登録してもらえるよう、広報を実施していく。	・市民へ災害情報を迅速に発信するとともに、職員が災害情報を共有するため、引き続き「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」及び「ひろしま避難誘導アプリ」を運用した。 ・多くの市民に登録してもらえるよう、広報を実施した。		・「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」及び「ひろしま避難誘導アプリ」の運用、広報活動(自主防災組織等地域自治組織)	・「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」及び「ひろしま避難誘導アプリ」の利用、広報活動(市内事業者)	・「はつかいちし安全・安心メール配信サービス」及び「ひろしま避難誘導アプリ」の利用	A	防災士フォローアップ研修や、防災出前トークなどの機会を捉え、案内文を配布するなどの広報活動を実施した。その他の情報収集手段についても、引き続き上記の研修や広報紙などで周知を行う。				

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容(予定)	令和6年度事業内容(実績 1月末時点)	①令和6年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和6年度協働プロセス(過程)評価	
											*市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	② 値	③・ 協働で取り組んだことによる成果 ・ 今後(令和7年度以降)の課題等
③ 情報発信による信頼関係づくり	1 受け手の立場に立った情報発信・共有の推進	4	市政情報の積極的な公開	地域振興課	継続	63	審議会等の情報の発信	審議会の情報を発信することにより、市民の行政参画を推進する。	市HPにおいて、審議会の概要、委員氏名、開催情報、会議録等を公開する。	市HPにおいて、審議会の会議録等を発信した。	情報の発信	・閲覧者 ・審議会委員としての会議への出席	・閲覧者 ・審議会への参加(広島修道大学、県立広島大学、廿日市商工会議所)	・閲覧者 ・審議会委員としての会議への出席	A	審議会委員の皆様、のさまざまな視点でのまちづくりに対する意見等を、市HPで掲載し、協働の理念について情報発信することができている。
		5	まちづくり活動に関する情報の一元化	地域振興課	継続	64	まちづくり支援情報のポータルサイト作成	多様な主体との協働による市民主体のまちづくりを推進し、つながりを大切にしたい暮らしやすい豊かな地域社会の実現を計画的に推進するため、市内の協働によるまちづくりに関する取組や、情報等を一元的に掲載したポータルサイトを作成する。	取組や情報等を一元的に掲載した市民活動センターのHPをブラッシュアップする。	まちづくり活動の拠点である市民活動センターを知ってもらい、まちづくり活動に必要な情報を分かりやすく発信できるよう市民活動センターのホームページを適宜更新した。	指定管理者との協議及びHPへの反映等	使いやすさについての意見を言う(市民活動ネットワーク登録団体)	実施主体(指定管理者(株)オオケン)	閲覧者	B	指定管理者・団体・行政が連携しながら、よりわかりやすいHPに向けた取組ができている。今後は、より満足度の高いHPの実現に向けて取り組む。
		6	さまざまな分野での情報共有の推進	地域振興課	継続	65	団体活動情報や助成金情報の発信	3-1-3「No. 58 まちづくり活動に関する支援(中間支援機能)情報の発信及び共有」を参照								
		7	各種情報発信ツールを活用した参加機会の提供	地域振興課	継続	66	協働によるまちづくり講演会、各種講座等へのオンライン開催の取入れ	市民のまちづくりへの参加を促進するため、情報発信にICTを活用する。	協働によるまちづくり講演会や各種講座等において、ライブ配信又は動画配信を行う。	市民活動センターで行う講演会においてオンライン参加の方法を導入した。	指定管理者の支援	参加者(市民活動ネットワーク登録団体)	実施主体(指定管理者(株)オオケン)	参加者	B	より多くの方が参加できるよう実施方法などを指定管理者と検討する。
		8	出前トークの実施	国際交流・多文化共生室	継続	67	出前トークの実施	市民に市の施策や事業を説明するとともに、意見交換を行うことにより、市政への理解を深め、市民との協働によるまちづくりを進める。	廿日市高校で「多文化共生」をテーマとした出前トークを実施する。(11月)	廿日市高校で「多文化共生」をテーマとした出前トークを実施し、「多文化共生」に対する考えやイメージについて、生徒に考えてもらう機会となった。	出前トークの企画、実施	なし	依頼者(廿日市高校)	参加者(生徒)	A	高校生向けの「多文化共生」をテーマとした出前トークを実施することができた。また、生徒の感想を回収したことで、出前トークを行う前と後で「多文化共生」のイメージや考え方が変化していることが成果として分かった。
④ 人づくり	1 知識・技能をまちづくりにつなげる	1	市民センター等での地域課題解決につながる主催事業の実施	まちづくり支援課	継続	68	各市民センターの主催事業	2-1-1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照								
				まちづくり支援課	継続	69	まちづくり活動団体と連携した事業の開催(日本語支援者の養成)	2-1-1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照								
				国際交流・多文化共生室	継続	70		外国人住民が地域社会の一員として暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めるため、日本語教室等で日本語学習支援活動を行うボランティアを養成する。	日本語教室等で日本語支援活動を行うボランティアを養成するための講座を実施する。	昨年度新たに開設した日本語教室の支援者を対象にお悩み相談会を実施した。	相談会の企画及び実施	相談会の企画及び実施(委託先:廿日市市国際交流協会)	相談会の講師(公益財団法人ひろしま国際センター)	支援者	A	支援者の活動における不安の解消や今後の活動の励みにつなげることができた。
		2	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の学習機会の提供	まちづくり支援課	継続	71	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2-1-1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照								
		3	人材育成塾の開催	まちづくり支援課	継続	72	各市民センターの主催事業	2-1-1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照								
		4	地域ぐるみで子どもや若者を育てる体制づくり(地域学校協働活動ほか)	生涯学習課	継続	73	地域学校協働活動	地域と学校がより連携・協働することで、地域全体で未来を担う子ども達の成長を支える仕組みづくりを進めるとともに、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)との連携により、学校や地域の活性化を図る。	・市内の17小学校区及び10中学校区に設置された地域学校協働本部に対し、活動の補助・助言を行う。 ・各協働本部の取組や先進事例の紹介、企業や市民センターにおける活動内容や人材情報の共有を行う。 ・放課後子ども教室の取組について、未設置の本部へ説明していく。 ・教職員対象の研修において、コミュニティ・スクールの説明を実施するなど教職員を対象とする研修等を充実させ、管理職だけでなく全教職員がコミュニティ・スクールの推進に関わっていくことができるよう、市主催の研修会や情報発信の内容や方法について関係課と連携を図りながら進めていく。 ・学校と地域とともに先進地への視察の実施、引き続き、たよりにより、研修会の報告や取組事例などを地域や家庭等へ広く情報発信し、学校・家庭・地域が当事者意識を持ってそれぞれの地域や学校の実情、特色に応じて工夫しながら取り組むことができるようにする。	○地域連携推進員が各地域学校協働本部の調整会議に参加し、活動への支援や助言を行った。 ○定期的に他県や他市町、市内の取組や好事例に関する情報発信を行ったり、推進に向けた研修会を実施した。 ・コミスクだよりの発行(8回) ・地域住民及び学校関係者等を対象としたコミュニティ・スクールの意義や学校運営協議会委員の役割などに関する研修会を開催した。(OS研修会2回) ・地域コーディネーター及び学校関係者を対象とした研修会を開催した。(地域コーディネーター研修会1回) ・プログレス研修において管理職以外の教職員にコミュニティ・スクールの目的などを説明した。(3回) ・各学校運営協議会の状況を把握するために、地域連携推進員が協議会に参加し、第1回協議会では教育長のビデオメッセージ(協議会委員に期待することなど)を流した。 全協議会において、3回以上協議会を実施。うち、年1回は熟議を実施 ・他市の好事例を学ぶため、広島県府中市、山口県美祿市への視察を実施。(美祿市視察は県主催) ・廿日市高校の出前トークで、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の説明をした。(1回) ・県が実施する地域学校協働活動コーディネーター養成講座へ希望者を派遣(3回)	活動の補助・助言	活動の企画、立案、実施	活動へ参加	活動へ参加	B	・定期的に学校と地域による活動調整会議を開催し、授業支援、体験活動、ふるさと学習読み聞かせ、見守り等多種多様な活動を継続して行うことができた。 ・全ての学校運営協議会において3回以上協議会を開催することができた。各協議会においては、子どもを中心に置いたテーマで熟議を行うなどして、協議会の充実を図ることができた。また、協議会に生徒が参加するなど、各協議会において工夫もみられた。 ・今後は、活動の一層の充実を図るため、活動者の世代交代を見据え、地域の各団体、PTA、民間企業等の幅広い層に参画してもらうような体制づくりが必要である。

推進する 仕組み	施策の 方向性		主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容(予定)	令和6年度事業内容(実績 1月末時点)	①令和6年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和6年度協働プロセス(過程)評価										
											* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	② 値	③・ 協働で取り組んだことによる成果 ・ 今後(令和7年度以降)の課題等									
④人づくり	2 若い世代が参加しやすい機会づくり	1	地域ぐるみで子どもや若者を育てる体制づくり(地域学校協働活動ほか) ※再掲	生涯学習課	継続	74	地域学校協働活動		4－1－4「No. 73 地域学校協働活動」を参照																
				学校教育課	継続	75	コミュニティ・スクール	廿日市市立学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を導入することにより、学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める。	・令和6年度は、全学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、地域と学校の連携・協働を図りながら、年間3回の学校運営協議会を開催し、「地域とともにある学校づくり」を進める。 ・生涯学習課と学校教育課が連携し、各学校運営協議会に参加して現状把握をするとともに、研修会等を通して情報発信を行う。 ・各協議会において、熟議を行うなどして、協議会の充実を図る。	・令和6年度は、全学校に学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、地域と学校の連携・協働を図りながら、各校において年間3回以上の学校運営協議会を開催し、「地域とともにある学校づくり」を進めた。 ・生涯学習課を中心に参加した各学校運営協議会の状況について、学校教育課と共有した。また、研修会において、学校による実践発表を行った。 ・各協議会において、それぞれの実情に応じて熟議を行った。	生涯学習課と学校教育課とが連携を図り、各学校運営協議会に参加するなどして、情報収集・発信を行った。地域学校協働本部と学校運営協議会合同の研修会を開催した。	なし	なし	学校運営協議会委員として、目指す子ども像を共有し、学校運営に意見を述べるなどして、学校づくりに参画した	B	・昨年度、学校の実態や課題、目指す子ども像を共有し、学校運営協議会委員の意見を反させながら学校づくりを進める基盤をつくったため、それを土台として、各協議会において、活発に意見交流が行われるようになってきた。 ・今後、各校・各地域の課題を共有し、それぞれの役割を意識して実働でできるよう取り組む必要がある。									
				まちづくり支援課	継続	76	各市民センター主催事業(子ども・若者向け)		2－1－1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照																
		2	子どもや若者等の主体的な事業実施	生涯学習課	継続	77	二十歳のつどい	実行委員会形式によって二十歳を迎える当事者が主体的に式の内容を企画・運営することにより、青少年の主体的な社会参画及び健全育成を図る。	二十歳のつどいで実施するメッセージ上映、記念品の選定、誓いの言葉等の企画・運営を行う。	令和7年1月13日に二十歳のつどい(旧成人式)を実施した。	二十歳のつどいの企画、立案、実施	なし	なし	二十歳のつどい実行委員会への参加、二十歳のつどいへの参加	B	・実行委員と協働して、二十歳のつどいの準備・運営ができた。									
				生涯学習課	継続	78	生涯学習フェスティバル	生涯学習活動の実践の場と機会を全市的規模で提供することにより、市民一人ひとりの生涯学習への関心と理解を深め、生涯学習活動への参加を促進し、これからの生涯学習社会の実現に資する。	・生涯学習フェスティバルは廃止したが、市民文化祭、VOICEや子どもまつりなどの個別事業は実施する。 ・市民の学習意欲を促進し、地域の課題解決につながる事業として、生涯学習推進フォーラムを開催する。	・生涯学習フェスティバルは廃止したが、生涯学習関連講座や市民文化祭、子どもまつりなどの個別事業は継続して実施した。 市民の学習意欲を促進し、地域の課題解決につながる事業として、令和7年3月15日に生涯学習推進フォーラムを開催予定。	・講座やイベント実施に係る調整 ・フォーラムの企画、立案、実施	イベントの企画、立案実施(廿日市文化協会、吉和文化祭実行委員会など)、参加者	生涯学習関連講座の企画、立案、実施	活動へ参加	A	・文化祭や子どもまつりでは、子どもから大人まで幅広い世代が主体的に参加できた。 ・参加者同士が知り合い、活動と活動がつながる場を提供できた。									
				中山間地域振興室	継続	79	佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援	佐伯高等学校が行っている「総合的な探究の時間(さえき学)」が地域と連携したものと、高校の魅力の一つとなるよう支援する。	佐伯高等学校が行っている「総合的な探究の時間(SAEKI QUEST)」が地域と連携したものと、高校の魅力の一つとなるよう支援する。 ・地域ボランティアの募集 ・地域の方との橋渡し	・生徒の探究内容にマッチした事業者の紹介 ・佐伯高等学校と津田商店街等の地域の方との連携調整	高校と地域の方との連携調整	発表会参加(コミュニティ、津田商店街を創る会)	授業支援、伴走(合同会社とこらぼ、株式会社地域事業再生パートナーズ)	なし	A	地域と連携し、佐伯高等学校の探求授業であるSAEKI QUESUTを行った。地域との連携が評価され、令和4年度には佐伯高等学校が広島県教育奨励賞を受賞したため、今後も引き続き連携していきたい。									
	3	多様な世代の地域(づくり)への関わりしる及び裾野拡大	危機管理課	継続	80	防災士養成講座の開催	近年の集中豪雨や地震など頻発する自然災害に備え、自主防災組織の活動の核となる防災士を養成し、地域防災力を強化する。	資格取得後も地域で活躍してもらうため、自主防災組織から推薦のあった15名程度を対象に講座を実施する。実施日等は以下のとおり。	資格取得後も地域自主防災組織で活躍してもらうため、自主防災組織から推薦のあった14名を対象に講座を実施した。実施日等は以下のとおり。	日時：令和6年9月14日(土)9時00分～17時50分(予定) 令和6年9月15日(日)9時00分～17時50分(予定) 場所：広島工業大学	日時：令和6年9月14日(土)9時00分～17時50分 令和6年9月15日(日)9時00分～17時50分 場所：広島工業大学	・募集、実施に係る調整、受講費や申請料の支払い手続き	・募集案内依頼(地域コミュニティ、自主防災組織、廿日市市PTA連合会、廿日市市女性会、廿日市市防災士連絡協議会)	・場所の提供(広島工業大学) ・講座実施機関(日本防災士機構)	・地域の自主防災組織に所属または防災士取得後組織に加入し活動する意欲のある方	A	実施機関や受講者との調整連絡を密にし、当日のタイムスケジュールや、支払い手続きを互いに確認したことで、トラブルなく講座を開催することができた。防災士取得後、地域の防災力向上を図るため、定期的に防災士フォローアップ研修会を開催し、スキルアップに努める。								
								1	広島県立佐伯高等学校の魅力化支援	中山間地域振興室	継続	81	地域に根ざした教育活動や特色ある部活動の充実などの支援	佐伯高等学校が取り組んでいる地域に根ざした教育活動や、部活動の充実などによる自校の魅力化の取組を地域と連携して支援することにより、在校生数80名以上を維持して同校の存続を図り、地元中学生の進路の選択肢の確保、佐伯・吉和地域の将来の担い手を育成、地域の維持・向上を実現させる。	佐伯高等学校を応援する会への助成	・広島県立佐伯高等学校を応援する会へ、活性化支援補助金を交付した。 ・佐伯高等学校の下宿先確保の支援 ・下宿費等補助金、下宿改修費補助金の交付による支援 ・地域支援員による高校PR	補助金の交付、高校のPRIに関する支援、地域支援員による高校PR	高校のPRIに関する企画・立案(佐伯高等学校を応援する会)	高校のPRIに関する企画・立案・実施(ジブノオト)	なし	A	佐伯高校の魅力発信・部活動の支援等を行った。			
														地域振興課	継続	82	持続可能なまちづくりを推進するため、まちづくり活動を高めることを目的としたスキル、ノウハウなどを習得する講座を開催する。	市民活動センター指定管理者と連携して、まちづくり活動スキルアップ講座を開催する。	「防災」や「健康」をテーマとした講演会を開催。(i . みんなの防災教室：5回、ii . みんなの健康教室4回)	・場所(市民活動センター)の提供 ・指定管理者との企画・実施に係る調整 ・講師等(i . 地域包括ケア推進課)	・共催(i . 広島県災害復興支援士業連絡会、廿日市市防災士連絡協議会等) ・講師(ii . 廿日市市五郎士会リハビリ士会等)	・企画や実施当日の運営(指定管理者：株式会社オオケン) ・講師(ii . 山陽女子短大)	興味関心のある取組への参加	A	・市、団体、事業者それぞれが、テーマに合わせて講師を分担するなど、参加者の理解を効果的に深めるために、「協働」で取り組むことができた。 ・今後は、より、指定管理者等と連携を図り、内容の発展はもちろん、自走可能な活動への育成を進めていく必要がある。
																		まちづくりリーダー養成講座の開催(若年層・壮年層)	まちづくり支援課	継続	83		2－1－1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照		
3 リーダーシップを発揮する人材の育成支援	2		住宅政策課	継続	84	空き家のお助けパートナーの養成	・新たな空き家の発生を抑制するため、居住中の段階から予防に向けた支援を行い、地域の方々の意識啓発、空き家等に関する知識の普及を行う。 ・空き家お助けパートナー養成講座を受講し、修了証を得ることで地域空き家相談員となってもらい、地域の空き家相談をしやすくする体制を構築する。	・令和3年度に津田、浅原、吉和、令和4年度に玖島、令和5年度に友和で空き家お助けパートナーとして養成し、修了証を授与したメンバーを対象に、その後の取組、環境変化等の意見交換及び情報共有と、更なる意識の醸成を図るための講座を各地域で1回開催する。	津田、吉和、玖島、友和で講座を開催した(浅原は3月開催予定)。各エリアで、今後どうやって空き家を解消していくかを話し合い、個々または組織立って取り組みを進めていく方法を検討した。	・講座の開催 ・空き家対策の意識の醸成	なし	・講座の開催支援	・講座への参加 ・空き家対策の取り組み検討	A	各エリアで成果に差はあるものの、いずれのエリアにおいても、個々の空き家対策に対する意識の醸成は図ることができた。今後は、各エリアの空き家対策をより推進するため、地域主体の取り組みが行われるように支援する必要がある。										

推進する 仕組み	施策の 方向性	主な取組内容	担当課	実施 区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容(予定)	令和6年度事業内容(実績 1月末時点)	①令和6年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和6年度協働プロセス(過程)評価	
										* 市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	* * 市民	② 値	③・ 協働で取り組んだことによる成果 ・ 今後(令和7年度以降)の課題等
④人づくり	3 リーダーシップを発揮する人材の育成支援	3 ふるさと意識を醸成する事業	学校教育課	継続	85	ふるさと学習	・各校でゲストティーチャーを招聘し、効果的に活用する。 ・ふるさと学習の取組時期と発表会開催時期のズレにより、学校の発表準備に係る負担が大きいことや、児童生徒のモチベーションの維持が難しいことが課題となっていたため、令和6年度は、「ふるさと学習オンライン発表会」を中止するが、計画的に講師(キャリア教育デザイナー)を派遣し、学校のニーズに合わせた支援を行い、ふるさと学習をより一層充実させていく。 ・『ふるさと学習』実践事例集』を作成し、市内全小・中学校で共有するとともに、市民センターへ配付し、広く市民へ発信する。また、市HP及び各学校HPに実践報告を掲載する。	・プロモーション戦略課と連携し、計画的に講師(キャリア教育デザイナー)を派遣し、学校のニーズに合わせた支援を行った。小学校2校、中学校2校へ講師派遣を行った。 ・株式会社FMIはつかいちと連携し、小学校2校、中学校1校で廿学ラジオの公開収録を行い、学校の取組をラジオ放送で広く発信した。	プロモーション戦略課と連携を図りながら、学校のニーズにあった講師を紹介し、訪問やオンラインでゲストティーチャーとして授業に参加してもらった。	なし	メディアを通して学校の取組の発信(FMIはつかいち)	なし	B	・各校において、地域教材を活用して学習し、地域の文化や特色について知るだけでなく、地域の課題を見いだし、実際に自分たちができることを考え、課題解決に向けて児童生徒が主体的に活動する取組ができた。 ・ふるさと学習を通して学んだことをメディアを通して広く発信することで、より一層相手意識・目的意識をもたせ、発信力や表現力の育成を図ることができた。 ・プロモーション戦略課を通じた講師派遣やメディア発信を希望する学校がまだ少ないため、学校が効果的に活用できるよう工夫が必要。	
			中山間地域振興室	継続	86	佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援	4-2-2「No. 79 佐伯高校の「SAEKI QUEST」の支援」を参照								
		4	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の学習機会の提供 ※再掲	まちづくり支援課	継続	87	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2-1-1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照							
		5	市内で学ぶ現役小・中・高校生が、廿日市市の魅力や課題を発信するラジオ番組を実施	プロモーション戦略課	継続	88	廿学ラジオ	・市民との交流を楽しむ講座(授業)を実施する。 ・廿日市市民のシンビクプライドの醸成を図り、市民自らが本市の魅力を語り、発信できるまちづくりを目指す。 ・市内外の人たちに廿日市市のファンになってもらうことで、転出抑制や交流人口の拡大につなげ、人口減少の課題に取り組む。	令和6年度から高校生に加え、小学生・中学生もゲストに迎え、より多くの人が廿日市市の未来を楽しく真剣に考えるようにリニューアルした。5月から3月まで月2回(年22回)放送予定。	令和6年度から高校生に加え、小学生・中学生もゲストに迎え、より多くの人が廿日市市の未来を楽しく真剣に考えるようにリニューアルした。5月から1月まで月2回程度(年17回)放送。	・委託業者との企画・実施に係る調整	なし	・企画や実施当日の運営(委託業者:株式会社FMIはつかいち)	企画参加(児童・生徒)	B
	4 人材を見いだすための交流の場や機会の提供	1 情報交換会の開催	地域振興課	継続	89	情報交換会の開催	1-1-1「No. 3 情報交換会の開催」を参照								
			宮島企画調整課	継続	90	宮島まちづくり未来ゼミ	1-1-2「No. 4 宮島まちづくり未来ゼミ」を参照								
			宮島企画調整課	継続	91	宮島まちづくり座談会の開催	2-3-1「No. 52 島づくり組織の設立支援・座談会の開催」を参照								
		2	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の交流機会の提供 ※再掲	まちづくり支援課	継続	92	情報交換会の開催	2-1-1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照							
		3	まちづくり活動団体同士の連携促進 ※再掲	地域振興課	継続	93	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	2-1-8「No. 36 市民とまちづくり活動団体の連携、市民同士の連携、まちづくり活動団体同士の連携」を参照							
	5 協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成	1 協働によるまちづくり職員研修	地域振興課	継続	94	協働によるまちづくりに対する意識情勢と参加促進	1-1-3「No. 5 若手職員の協働によるまちづくり研修」を参照								
			健康福祉総務課	継続	95	健康福祉部内研修	健康福祉部の職員が地域共生社会の実現に向けて、目指す姿を共有し、社会の変化やに目を向け、地域の現状を踏まえた質の高いサービスを提供でき、部全体で地域福祉施策を推進していくことを目的に実施する。	・健康福祉部の職員が業務に活かすことができる研修を実施する。 ・研修での対話や交流を通じて、分野横断的に地域福祉施策に取り組むための所属を超えて連携しやすい関係づくりを促進する。	ゲートキーパー養成講座を部内研修に位置づけで実施した。	・講座を実施する担当者(健康づくり係)と連携し部内研修として実施 ・部内各課から1名以上参加	なし	・講師(広島修道大学・内野教授)	なし	A	・部内職員が業務に活かせる講座を部内研修として位置づけ各課から1名以上参加することで、研修での交流を通じて分野横断的に地域福祉施策に取り組むための関係づくりが促進された。
			地域振興課	継続	96	若手職員の協働によるまちづくり研修	1-1-3「No. 5 若手職員の協働によるまちづくり研修」を参照								

推進する仕組み 施策の方向性			主な取組内容	担当課	実施区分	No	具体的取組	事業目的	令和6年度事業内容(予定)	令和6年度事業内容(実績 1月末時点)	①令和6年度 協働状況【個々の役割(具体的な団体名等)】				令和6年度協働プロセス(過程)評価		
											*市(行政)	まちづくり活動団体	事業者	**市民	②値	③・協働で取り組んだことによる成果 ・今後(令和7年度以降)の課題等	
④人づくり	5 協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成	2	地域コミュニティ活動体験研修の実施	人事課 地域振興課	継続	97	地域コミュニティ活動体験研修	職員が地域コミュニティ活動について学ぶことにより、地域コミュニティに関する基礎的な知識の習得や、廿日市市に対する愛着(はつかいちを愛する心)の醸成を図り、さらに今後の地域コミュニティ活動への参加意欲を喚起することで、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成する。	例年、実施している「協働によるまちづくり職員研修」の内容を見直し、対象職員が当該研修を受講することで、事業目的である「協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成」を推進する。 ・対象職員：入庁3年目職員(31名)	入庁1年目(必須)を対象に「協働によるまちづくり職員研修」を実施し、事業目的である「協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成」を推進した。(入庁2、3年目は令和5年度に実施した同研修を受講済) また、「地域コミュニティ活動体験研修」について、近年の参加希望者数の減少等を踏まえ、研修内容の見直しを図った。見直した結果、令和7年度から新規採用職員を対象に地域の事業、イベント等へスポット的に参加する研修を職務命令で試行的に実施する予定である。	研修の企画・実施	研修講師	研修講師	なし	B	・「協働によるまちづくり職員研修」を実施し、実際に協働によるまちづくりに関わっている方の実践事例を聞くことで、まちづくりに関わる多様な主体の一つである行政が果たすべき役割や「協働」についての理解を深めることができた。 ・研修内容の見直しを図った「地域コミュニティ活動体験研修」について、令和7年度以降、試行的に実施予定であるが、事業目的を念頭に置き、適切に事業管理を行う必要が ある。	
				地域振興課	継続	98		・廿日市市人材育成基本方針では、求められる職員像として「はつかいちに誇りを持ち、地域に貢献できる職員」を挙げている。 ・廿日市市協働によるまちづくり基本条例第14条(市の職員の育成)において、「市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。」と定めている。 ・この具体的な取組の一環として、入庁3年目の職員(希望者)を対象に、業務時間外に地域活動に参加する研修を実施する。	・団体の総会や円卓会議の準備・出席、地域活動の準備・当日運営、団体の事業計画などの策定補助、地域課題の把握及び解決に向けて考え、話し合い、実践する場へ参加する。 《研修受入地区と研修生参加人数》 平良地区 7名	研修内容の見直しに伴い、研修未実施	令和7年度以降の効果的な実施に向けて、地域振興課及び人事課で協議を重ねた。	なし	なし	なし	D	これまでの「業務外」での参加ではなく、業務として出席し、コミュニティの活動に積極的に参画し、学び、その後の業務に生かしていける研修内容に見直しをしている状況。令和7年度から再開予定。	
		3	情報交換会の開催 ※再掲	地域振興課	継続	99	情報交換会	1－1－1「No. 3 情報交換会の開催」を参照									
⑤評価及び支援	1 互いを知り合う場の充実	1	情報交換会の開催 ※再掲	地域振興課	継続	100	情報交換会	1－1－1「No. 3 情報交換会の開催」を参照									
		2	協働に係わるシンポジウムや講演会等の開催 ※再掲	地域振興課	継続	101	協働によるまちづくり交流会	1－1－1「No. 1 協働によるまちづくり交流会」を参照									
		3	ICTと対面との効果的な組合せによる多様な人々の交流機会の提供 ※再掲	まちづくり支援課	継続	102	オンライン開催やSNSの活用等に関する講座の開催	2－1－1「No. 22 ICTの利活用の促進」を参照									
		4	まちづくり活動団体同士の連携促進 ※再掲	地域振興課	継続	103	市民とまちづくり活動団体の連携 市民同士の連携 まちづくり活動団体同士の連携	2－1－8「No. 35 市民とまちづくり活動団体の連携、市民同士の連携、まちづくり活動団体同士の連携」を参照									
	2 市による評価及び支援	1	はつかいちさくら賞表彰	生涯学習課	継続	104	はつかいちさくら賞	・廿日市市の生涯学習の推進に貢献があったものに対して、はつかいちさくら賞を授与し、表彰することにより、市の生涯学習の普及及び推進を図る。 ・平成3年度に生涯学習推進本部表彰として本表彰制度が始まり、平成11年度にはつかいちさくら賞に名称変更した。	・年に2回はつかいちさくら賞表彰選考委員会(前期と後期)を開催し、はつかいちさくら賞表彰規程、はつかいちさくら賞表彰規程施行細則に基づいて、表彰の適否を審査する。 ・表彰式を行い、表彰する。	前期表彰式(令和6年11月15日、2名1団体)を実施した。後期については、令和7年2月26日に選考委員会を開催し3月中に表彰式を実施予定。	表彰の実施	選考委員会への参加	なし	表彰式への参加	B	・選考委員会の委員は、学識経験者、学校長、文化協会関係者、スポーツ協会関係者と多岐にわたる分野の委員による選考であった。 ・表彰式の会場を市民ホールに変更したことで、より多くの市民に周知することができた。	
		2	地域貢献活動保険	地域振興課	継続	105	地域貢献活動保険	市民活動団体が安心して地域貢献活動を行うことができるよう、地域貢献活動保険を用意する。また、保険制度について周知をする。	・地域貢献活動保険の提供 ・パンフレットの作成、配布 ・チラシの作成 ・地域貢献活動保険の説明会の開催	・パンフレットの作成・配布により、市民活動団体へ地域貢献活動保険の内容を周知した。 ・保険申請・使用件数は6件	相談対応及び申請受付、内容確認	利用者(市民活動ネットワーク登録団体)	保険提供者(ザ・ニューインディア・アシュランス・カンパニー・リミテッド)	なし	A	利用者からの聞き取りにより、相談内容を把握し、申請適用の可否を的確に判断するとともに、状況により保険提供者と協議することで、スムーズな対応となった。	
		3	まちづくり交付金による地域自治組織への支援	地域振興課	継続	106	まちづくり交付金の交付 まちづくりチャレンジ応援補助金の交付	1－2－4「No. 15 まちづくりチャレンジ応援補助金の交付」を参照 2－3－1「No. 47 まちづくり交付金の交付」を参照									
		4	認可地縁団体等まちづくり活動団体の法人化に向けた支援	地域振興課	継続	107	まちづくり活動団体の法人化支援	まちづくり活動団体の法人化にあたり、法人化手続きおよび法人化の注意事項の説明など、法人化後も活動団体の運営がスムーズに行えるよう支援する。	市民活動センター指定管理者と連携して、市民活動なんでも相談を開催する。	・毎月第2木曜日に、専門家による相談日を設け、対応する環境を整えていた。 また、ワーカーズコープセンター事業団と連携して、労働者協同組合の設立に関する相談についても対応ができるよう調整した。	事業の企画・運営の支援	相談者	事業の実施(指定管理者：株式会社オオケン)、相談員(特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団)	相談者	B	・専門的な知識のある事業者と連携して、法人化に関する相談内容について対応できる環境を整備できた。また、労働者協同組合についても、相談対応ができるように取り組む事ができた。今後は、事業の認知度を上げる取組を進めていく。	
				地域振興課	継続	108		町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が、「認可地縁団体」となるための法律上の要件に適合するよう、申請団体に対して指導及び助言を行う。	・認可に係る相談対応 ・認可の審査 ・規約変更申請、告示事項変更申請の受付 ・印鑑登録のための個人印証明書の公用請求 ・告示事項証明書、印鑑登録証明書の発行申請受付(手数料の受領含む) ・事務処理要領、手引きの更新	・代表者等の告示事項の変更に伴う対応 ・告示事項証明書の発行申請の受付・発行	・地縁団体に係る相談及び各種申請への対応	・地方自治法及び各団体規約に沿った組織運営(R5.3時点で市内10団体が地縁団体として登録)	なし	該当地区の住民	B	代表者など告示事項の変更があっても、変更申請を失念している団体があるため、引き続き、総会の時期にあわせて手続きの案内を行う。	
		5	協働事例集の作成と共有 ※再掲	地域振興課	継続	109	協働事例の発信	1－1－4「No. 6 協働事例の発信」を参照									
		6	まちづくりリーダー養成講座の開講(若年層・壮年層) ※再掲	地域振興課	継続	110	まちづくり活動スキルアップ講座	4－3－2「No. 82 まちづくり活動スキルアップ講座」を参照									

【令和6年度】本市の取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価集計表

(資料4－2)

推進する 仕組み	施策の方向性 【事業 No】	事業数	協働のプロセス 評価結果				協働で取り組んだ主体（事業数）				現状分析
			A	B	C	D 未実施等	市 （行政）	まちづくり 活動団体	事業者	市民	
①めざすま ちに向かっ て （市民同士、 市民と行政 が一体とな って、「廿日 市市が好 き！」といえ るまちに向 かって）	1 協働の理念 共有 【No. 1～7】	7	4	3	0	0	7	7	6	7	《評価できる点等》 ・「1 協働の理念共有」については、協働のまちづくりプレーヤーハンドブックの作成に取り組んだり、審議会の実施状況をホームページで公開するなど、さまざまな手段で理念の共有を図っている。 また、報告があった7事業は、行政間だけではなく、多様な主体とともに理念の共有・浸透を図っている（まちづくり活動団体7、事業者6、市民7）。 ・「2 協働によるまちづくりの実践・成果の共有」については、スポーツイベントや地域の人の交流や連携につながる場等を、まちづくり活動団体や事業者、市民等と連携して実施するなど、役割分担をしながら進めることで、協働による成果を共有できるかたちで取り組んでいる。 《今後の課題等》 ・「1 協働の理念共有」については、報告があった事業数が7事業と多くはない。 今後は、より多くの主体が、協働の理念を共有し、深く理解していくための取組を増やしていく必要がある。 ・「2 協働によるまちづくりの実践・成果の共有」については、主な取組内容の「協働事業提案制度の構築」に2つの取組が報告されているが、ともにC評価になっており、民間事業者や団体等が有する貴重なアイデアやノウハウを生かす仕組みが十分ではない。 今後は、さまざまな主体の提案を生かし、互いの強みを生かし、「協働による成果」を感じながら、まちづくりを進めていける仕組みを構築する必要がある。
	2 協働による まちづくりの 実践・成果の 共有 【No. 8～20】	13	6	5	2	0	13	7	7	5	
	推進する仕組み合計	20	10	8	2	0	20	14	13	12	

【令和6年度】本市の取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価集計表

(資料4－2)

推進する 仕組み	施策の方向性 【事業 No】	事業数	協働のプロセス 評価結果				協働で取り組んだ主体（事業数）				現状分析
			A	B	C	D 未実施等	市 （行政）	まちづくり 活動団体	事業者	市民	
②特性を生 かしたまち づくり	1 協働による 持続可能なま ちづくりを支 える環境整備 【No. 21～41】	21	12	9	0	0	21	21	20	16	《評価できる点等》 ・市の責務である、「環境の整備（まちづくり活動のための施設整備や情報共有、交流の機会の提供など）」においては、報告があった事業数が21事業と比較的多い。 地域の施設整備はもちろん、各種イベントや講演等の開催、地域支援員や民生委員児童委員等の人の配置など、まちづくりを支える環境の整備は積極的に取り組まれている。 ・「コミュニティビジネスの普及と推進」については、ビジネスコンテストや創業セミナーの開催、相談窓口の設置など、各種取組が行われているおいる。 「まちづくり＝無償のボランティア」という考えではなく、活動の対価をもらいながら、持続可能な活動につなげるという意識が、徐々に浸透してきている様子が見えてくる。 《今後の課題等》 ・「地域課題解決に向けた円卓会議の推進」については、さまざまな地域で円卓会議が行われているが、報告があった事業数が8事業と多くはない。 また、協働で取り組んだ事業者のいくつかは、委託事業者としての立場であるため、今後は、円卓会議への地域事業者の参加や参画を促し、協力体制を強めていく必要がある。
	2 コミュニテ ィビジネスの 普及と推進 【No. 42～46】	5	3	2	0	0	5	5	5	5	
	3 地域課題解 決に向けた円 卓会議の推進 【No. 47～54】	8	3	5	0	0	8	8	6	3	
推進する仕組み合計		34	18	16	0	0	34	34	31	24	

【令和6年度】本市の取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価集計表

(資料4-2)

推進する 仕組み	施策の方向性 【事業 No】	事業数	協働のプロセス 評価結果				協働で取り組んだ主体（事業数）				現状分析
			A	B	C	D 未実施等	市 (行政)	まちづくり 活動団体	事業者	市民	
③情報発信 による信頼 関係づくり	1 受け手の立 場に立った情 報発信・共有の 推進 【No. 55～67】	13	5	8	0	0	13	10	13	12	《評価できる点等》 ・行政情報や各種行事、災害情報、助成金情報など、情報の内容ごとにターゲットを定め、さまざまな情報発信媒体（HP・LINE・紙・テレビ・ラジオ等）を使い分け、必要な情報を正確に伝えるため、より受け手の立場に立った情報発信に取り組んでいる。 また、市公式 LINE の登録数も約5, 0 0 0 人増加するなど、着実に認知・活用が進んできている。 《今後の課題等》 ・協働のプロセス評価 A の事業数が5 事業と多くはない。 膨大な情報や発信媒体が溢れている中で、ターゲットに的確に情報を届ける難しさが年々増していたため、発信媒体の研究やスキルの習得については継続的に取り組む必要がある。 また、情報の受け手においても、新たな情報媒体等について積極的に理解・受容することも大切である。
推進する仕組み合計		13	5	8	0	0	13	10	13	12	

【令和6年度】本市の取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価集計表

(資料4－2)

推進する 仕組み	施策の方向性 【事業 No】	事業数	協働のプロセス 評価結果				協働で取り組んだ主体（事業数）				現状分析
			A	B	C	D 未実施等	市 (行政)	まちづくり 活動団体	事業者	市民	
④人づくり	1 知識・技能 をまちづくり につなげる 【No. 68～73】	6	1	5	0	0	6	6	6	6	《評価できる点等》 ・「人づくり」全般については、報告があった事業数が32事業と多く、団体や事業者、子どもたちなど、多様な主体と関わりながら取り組んでいる。 本市で学ぶ子どもたちが、地域の魅力や課題を学ぶ機会を通じて、地域への愛着や誇りを醸成するためのさまざまな取組を行っている。 また、地域メディアと連携して、子どもたち自らが、学習の成果や地域の魅力を発信する場や機会を提供するなど、将来の担い手の育成に資する取組を行っている。 《今後の課題等》 ・子どもたちに対する取組は非常に多い中で、それ以外の世代に対する取組をこれまで以上に増やしていく必要がある。 「4 人材を見いだすための交流の機会の提供」については、共働き世帯の増加や定年延長など、地域活動への参画を促すことが難しくなる中で、まずは気軽に参加できる取組に注力する必要がある。 ・「5 協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成」については、地域コミュニティ活動体験研修への参加を「業務」として位置付けたのであれば、地域の現状についてしっかりと理解を深め、その後の業務生かせる内容にしていく必要がある。
	2 若い世代が 参加しやすい 機会づくり 【No. 74～80】	7	3	4	0	0	7	5	5	6	
	3 リーダーシ ップを発揮す る人材の育成 支援 【No. 81～88】	8	4	4	0	0	8	5	8	5	
	4 人材を見い だすための交 流や機会の提 供 【No. 89～93】	5	0	5	0	0	5	5	5	5	
	5 協働による まちづくりの 担い手として ふさわしい職 員の育成 【No. 94～99】	6	3	2	0	1	6	4	5	3	
推進する仕組み合計		32	11	20	0	1	32	25	29	25	

【令和6年度】本市の取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価集計表

(資料4－2)

推進する 仕組み	施策の方向性 【事業 No】	事業数	協働のプロセス 評価結果				協働で取り組んだ主体（事業数）				現状分析
			A	B	C	D 未実施等	市 (行政)	まちづくり 活動団体	事業者	市民	
⑤評価及び 支援	1 互いを知り 合う場の充実 【No. 100～103】	4	2	2	0	0	4	4	3	3	《評価できる点等》 ・「1 互いを知り合う場の充実」については、交流会や情報交換会など、多様な主体のつながりや互いの理解を深める場を設け、より一層の協働の推進を図っている。 ・「2 市による評価及び支援」については、はつかいちさくら賞での表彰や地域貢献活動保険の整備など、よりよいまちづくりにつながる活動について、評価と支援を行っている。 《今後の課題等》 ・「1 互いを知り合う場の充実」については、報告があった事業数が4事業と多くはないため、これまで以上に市が率先して、多様な主体が出会い、つながるための場や機会を提供していく必要がある。 ・「2 市による評価及び支援」については、報告があった事業が7事業と多くはない。 市の各部署が関わる市民主体の活動について、これまで以上に適切に評価を行い支援することで、市民主体の協働のまちづくりの実現に必要な。
	2 市による評 価及び支援 【No. 104～110】	7	3	4	0	0	7	7	5	6	
	推進する仕組み合計	11	5	6	0	0	11	11	8	9	
全体合計		110	49	58	2	1	110	94	94	82	

廿日市市
まちづくり活動団体等アンケート調査
報 告 書

令和7年2月

目次

I	調査の概要.....	1
II	調査結果.....	2
	1. 団体の基本情報等.....	2
	2. 活動について.....	5
	3. コミュニティビジネスについて.....	13
	4. 人づくりについて.....	16
	5. 廿日市市の協働によるまちづくりについて.....	20
III	調査結果の分析.....	25
	1. 分析のねらい（主旨）.....	25
	2. 設問分析（抜粋）.....	25
	3. 全体分析.....	35

I 調査の概要

(1) 調査目的

本市は、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めるため、「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」を制定し、「廿日市市協働によるまちづくり推進計画」に基づき、さまざまな施策を実施しています。

令和 7 年度に廿日市市協働によるまちづくり推進計画の「第 3 期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」が最終年度を迎えることから、協働によるまちづくりの推進に向けた「第 4 期計画（令和 8 年度～令和 12 年度）」を策定するための基礎資料とすることを目的とし実施しました。

(2) 調査対象

- ・廿日市市市民活動センターネットワーク登録団体
- ・本市に主たる事務所の住所を置く NPO 法人等

(3) 調査方法

各団体にアンケート用紙を送付（郵送調査）

(4) 調査時期

令和 6 年 11 月 13 日～12 月 6 日（令和 6 年 11 月 1 日時点の状況を回答）

(5) 調査項目

- ・団体の基本情報
- ・活動について
- ・コミュニティビジネスについて
- ・人づくりについて
- ・廿日市市の協働によるまちづくりについて

(6) 配布・回収状況

配布数	回収数	回収率
199 件	152 件	76.4%

(7) 調査結果の表示方法

- ・各設問の選択肢ごとの回答件数と、特記しない限り回答数（N=152）に対する割合（％）を算出しています。
- ・選択肢ごとの割合（％）は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを表示しているため、全ての選択肢の割合の合計が 100％にならない場合があります。
- ・複数回答設問においては、全ての選択肢の件数の合計が回答数と一致しないほか、全ての選択肢の割合の合計が 100％を超える場合があります。
- ・グラフでは、選択肢の語句の表現を省略している場合があります。
- ・前回調査（令和 2 年 4 月実施、N=152）との比較を行っています。

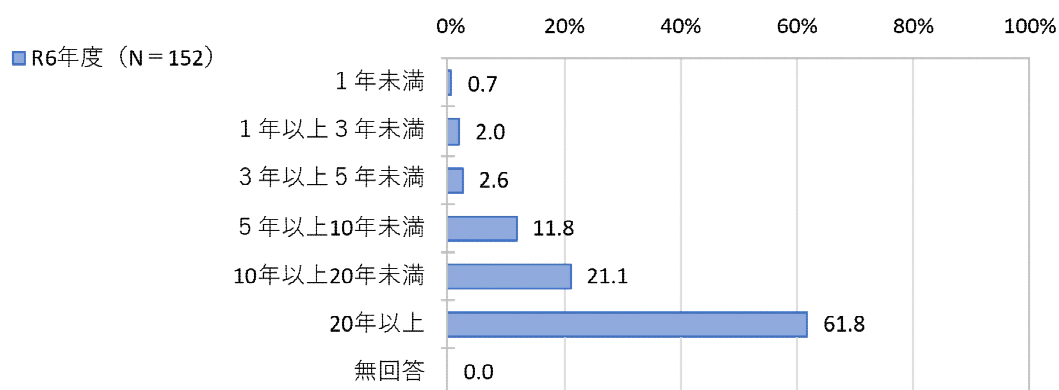
Ⅱ 調査結果

1. 団体の基本情報等

問1 団体名（省略）

問2 団体の活動年数

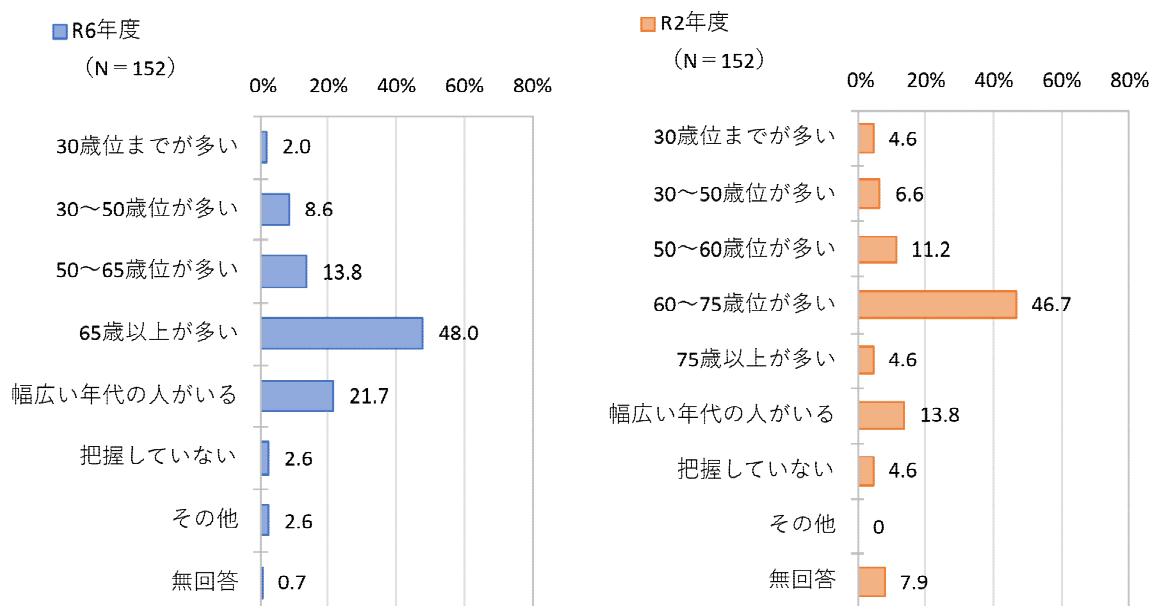
回答した団体の活動年数（活動を始めてからの年数）は、「20年以上」61.8%が最も多く、長らく活動を継続している団体が多くなっています。次に「10年以上20年未満」21.1%、「5年以上10年未満」11.8%が続いています。



問3 会員の年齢構成

会員の年齢構成は「65歳以上が多い」48.0%が最も多く、他の項目を大きく上回っています。次に「幅広い年代の人がいる」21.7%、「50～65歳位が多い」13.8%が続いています。

前回と同様に、定年以降の年齢層の会員が多い団体が最も多くなっていますが、「幅広い年代の人がいる」21.7%と65歳位までの『定年前の各年代』の割合（24.4%）を合わせると46.1%と多世代や定年前の世代の会員が多い団体が半数近くあります。



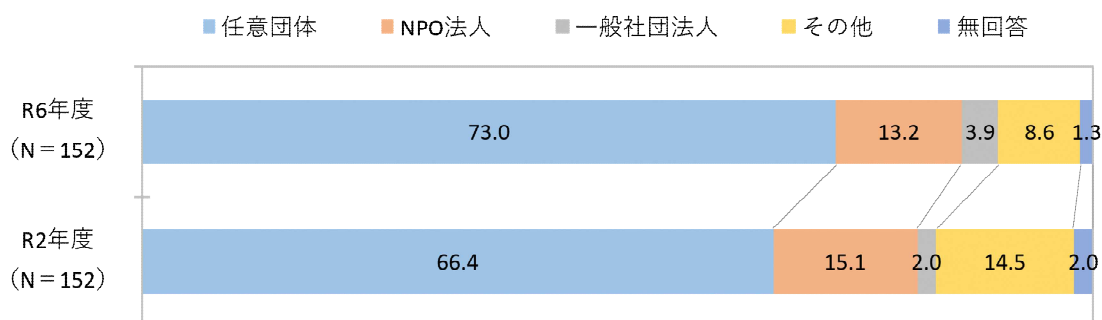
※前回調査との比較 【変更点】選択肢の変更 【理由】定年延長等による年齢幅の調整

問4 団体の種別等

1) 団体の種別

団体の種別は、「任意団体」73.0%が最も多く、このほか「NPO法人」13.2%、「一般社団法人」3.9%、「その他」8.6%となっています。

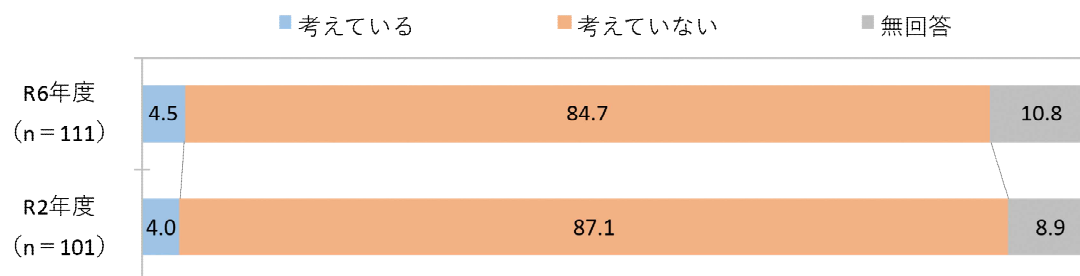
前回と同様に、団体の種別は任意団体が最も多くなっています。



2) 今後の法人化の考え

任意団体 (n=111) における今後の法人化の考えでは、「考えていない」84.7%が「考えている」4.5%を大きく上回っています。

任意団体のうち今後の法人化を「考えている」とした割合 (4.5%) は、前回 (4.0%) から大きく変化していません。



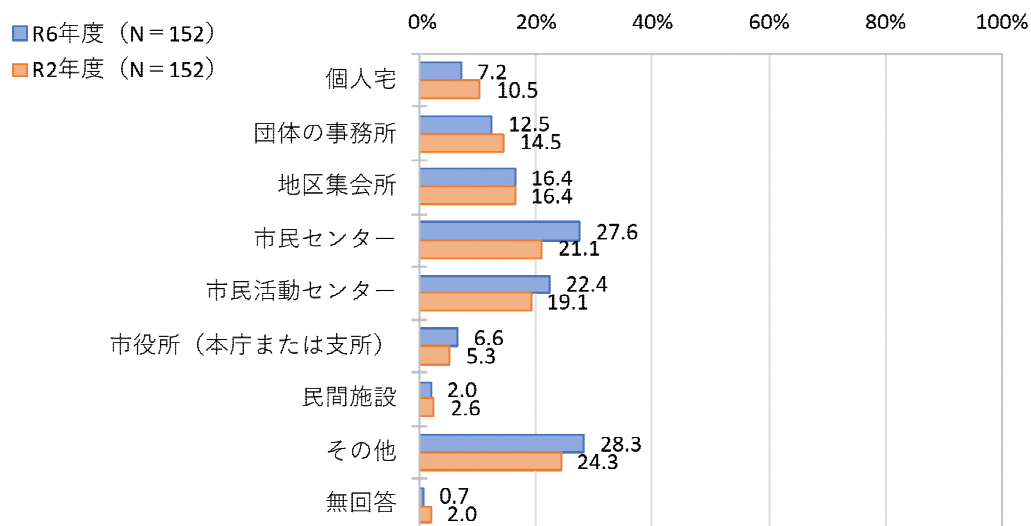
3) 法人化を考えている理由

今後の法人化を「考えている」とした任意団体が、法人化を考えている理由では、「活動の継続」、「社会的信用の獲得」、「資金調達や寄付の確保」などの回答がありました。

問5 主な活動場所

主な活動場所（複数回答）は、「その他」28.3%、「市民センター」27.6%、「市民活動センター」22.4%、「地区集会所」16.4%の順に多くなっています。「その他」には、公共施設、学校・保育園、事業所・事務所、公園、一定の区域などが含まれます。

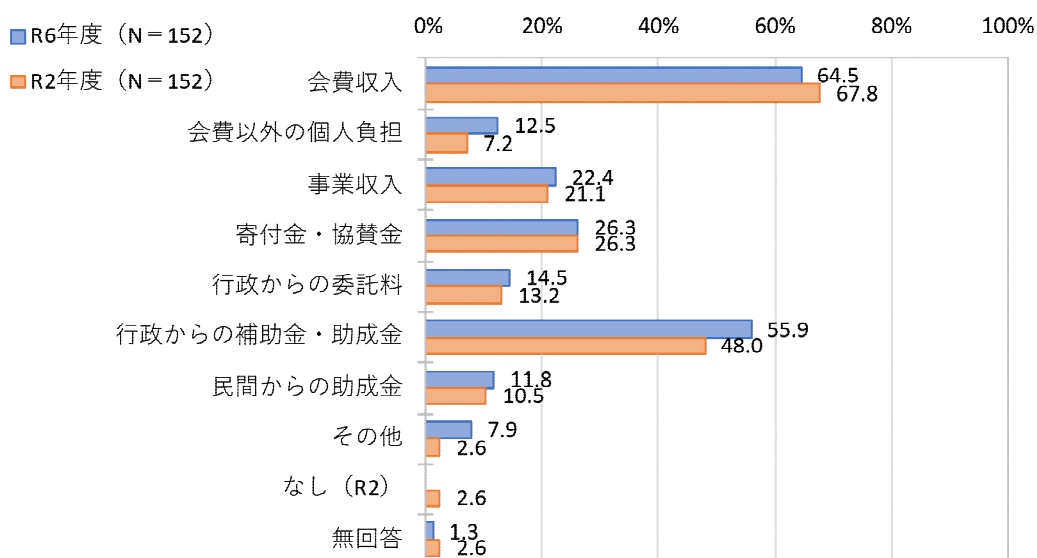
「市民センター」27.6%と「地区集会所」16.4%を合わせた『身近な地区の施設』の割合（44.0%）は、前回（37.5%）よりもやや高くなっています。



問6 団体の収入源

団体の収入源（複数回答）は、「会費収入」64.5%が最も多く、次に「行政からの補助金・助成金」55.9%が続いています。このほか「寄付金・協賛金」26.3%、「事業収入」22.4%などとなっています。

前回と同様に、「会費収入」と「行政からの補助金・助成金」が上位項目となっています。

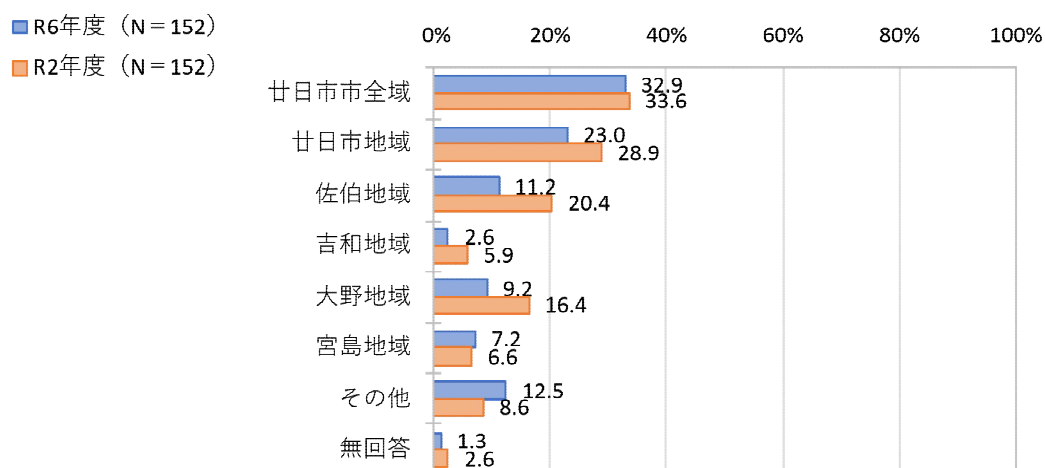


2. 活動について

問7 主な活動地域

主な活動地域は、「廿日市市全域」32.9%が最も多く、次に「廿日市地域」23.0%が続いています。「その他」には、県内や広島市、市内の複数地域などが含まれます。

市内5地域（廿日市、佐伯、吉和、大野、宮島）を合計すると53.2%となり、市内の各地域を主な活動地域としている団体が半数です。



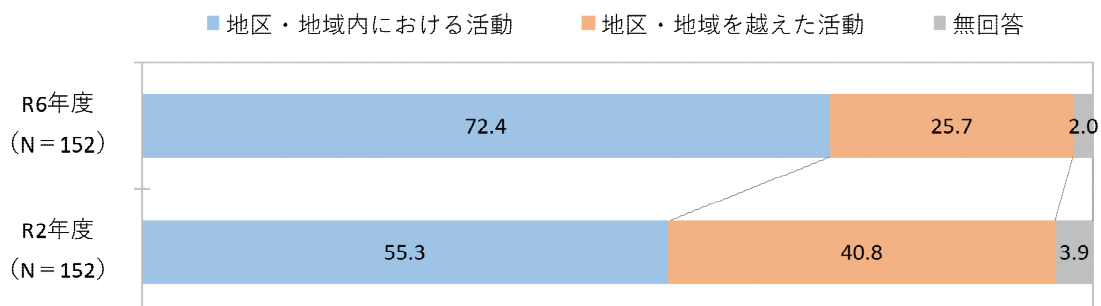
※前回調査との比較 【変更点】複数回答から単数回答へ変更

【理由】「主な」活動地域を把握するため

問8 活動の範囲

活動の範囲は、「地区・地域内における活動」72.4%が「地区・地域を越えた活動」25.7%を上回っています。

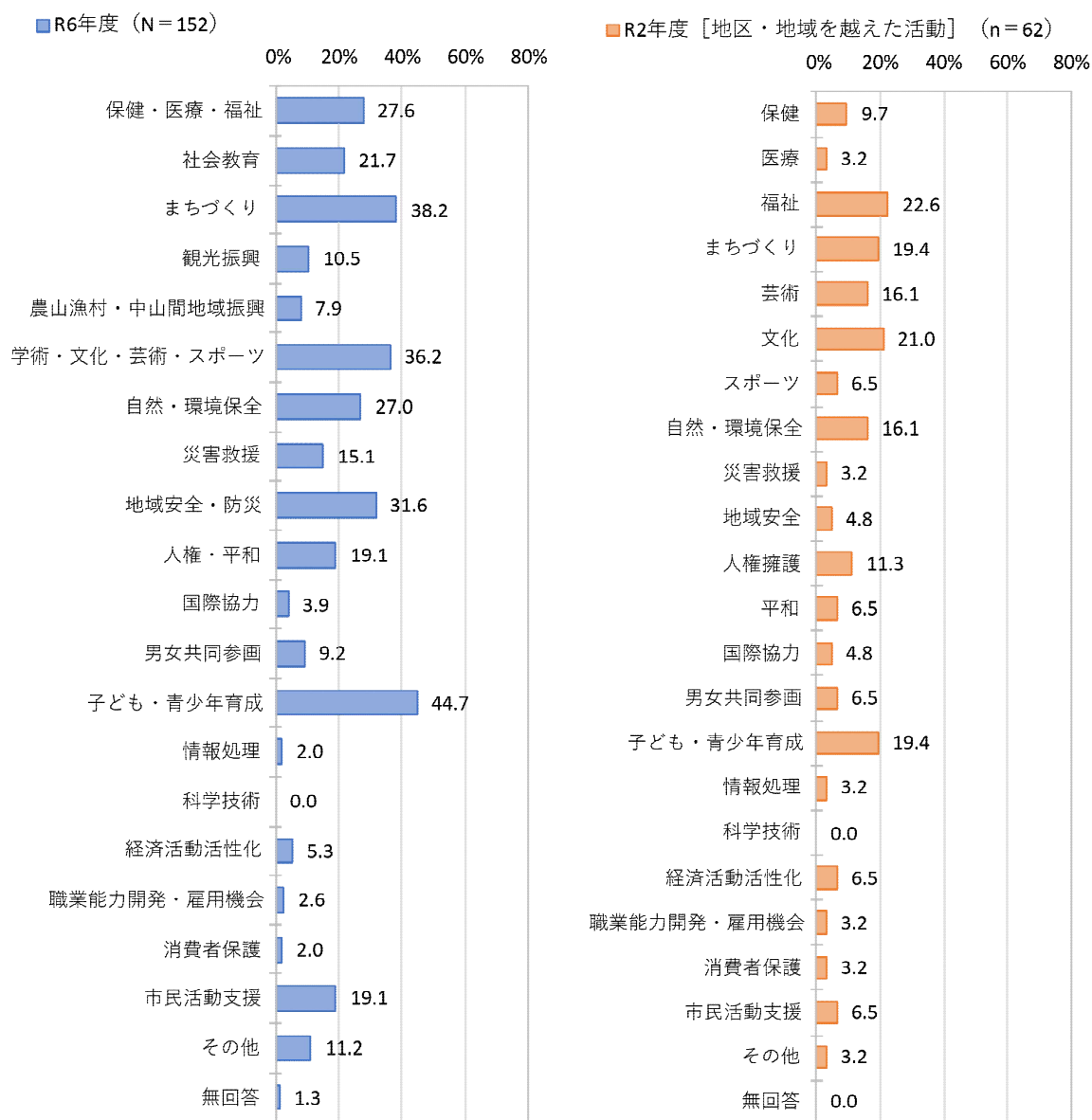
「地区・地域内における活動」の割合（72.4%）は、前回（55.3%）よりも高くなっています。



問9 活動分野

活動分野（複数回答）では、「子ども・青少年育成」44.7%が最も多く、次いで「まちづくり」38.2%、「学術・文化・芸術・スポーツ」36.2%、「地域安全・防災」31.6%などが続いています。

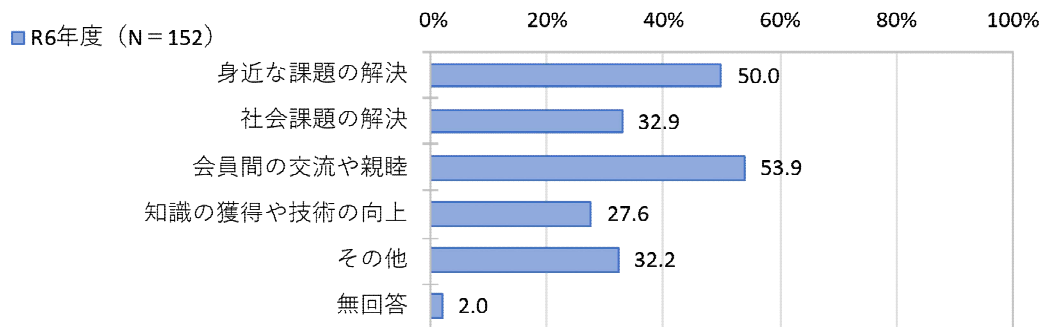
活動分野の選択肢20項目のうち「科学技術」を除く19項目に回答があり、幅広い活動が行われています。また、回答件数152件に対して各選択肢の回答数を合計すると約500件と、一つの団体が複数の活動を行っていることがわかります。



※前回調査との比較 【変更点】 一部団体回答から全団体回答へ変更
【理 由】 全団体の活動内容を把握するため

問 10 活動目的

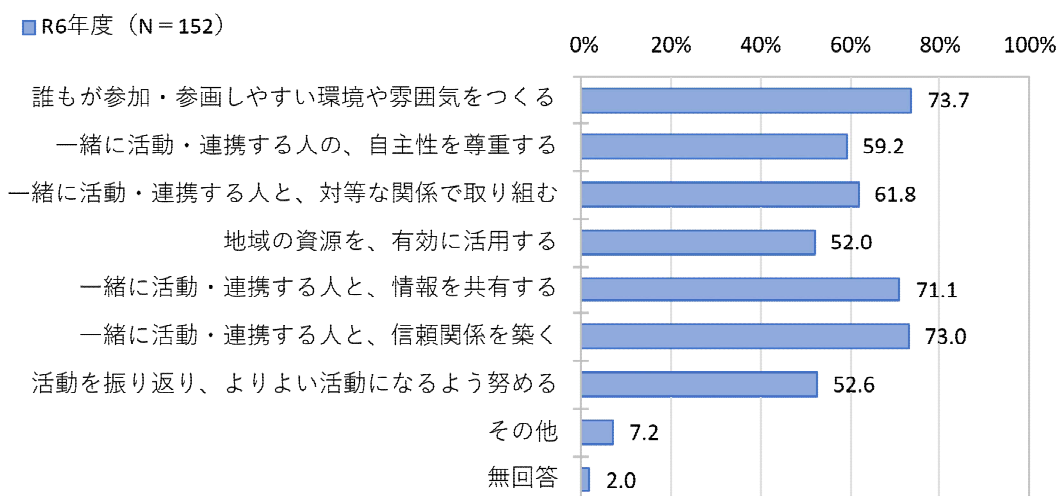
活動目的（複数回答）では、「会員間の交流や親睦」53.9%、「身近な課題の解決」50.0%が多くなっています。続いて「社会課題の解決」32.9%、「その他」32.2%、「知識の獲得や技術の向上」27.6%となっています。「その他」には、各団体の具体的な活動目的（やりたい姿の実現）などについて回答がありました。



問 11 活動をする際の意識（協働によるまちづくりの基本原則）

活動をする際に意識している（大切にしている）こと（複数回答）では、「誰もが参加・参画しやすい環境や雰囲気をつくること」73.7%、「一緒に活動する人や連携する人と、信頼関係を築くこと」73.0%、「一緒に活動する人や連携する人と、情報を共有すること」71.1%が多くなっています。続いて「一緒に活動する人や連携する人と、対等な関係で取り組むこと」61.8%、「一緒に活動する人や連携する人の、自主性を尊重すること」59.2%などが続いています。

協働によるまちづくりにかかわる主体が大切にすべき考え方（基本原則）の全ての項目が 50%を上回っています。

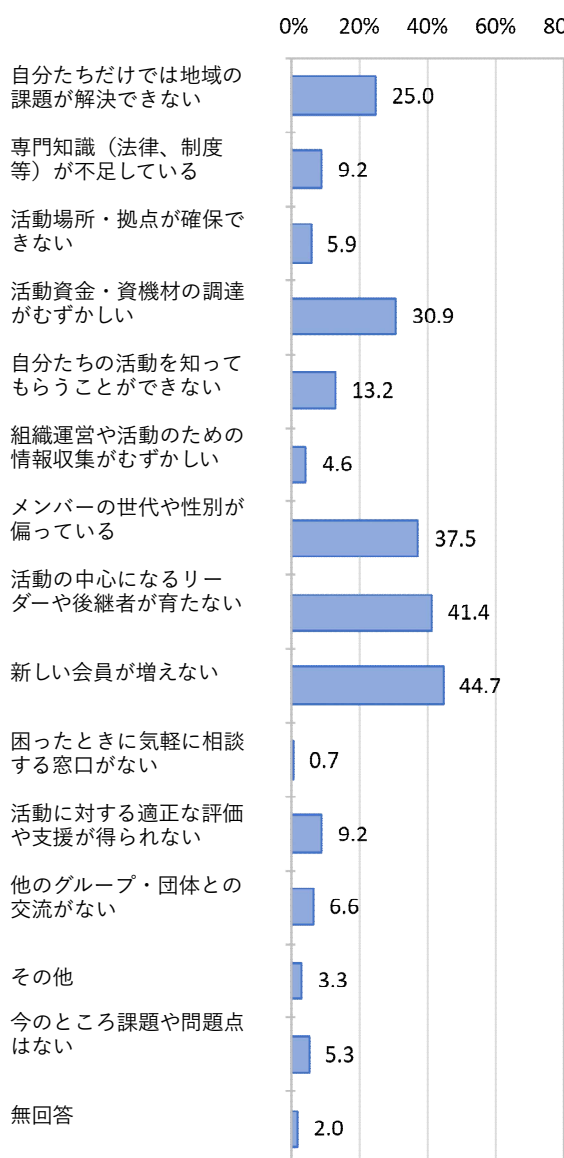


問 12 活動を行う上での課題

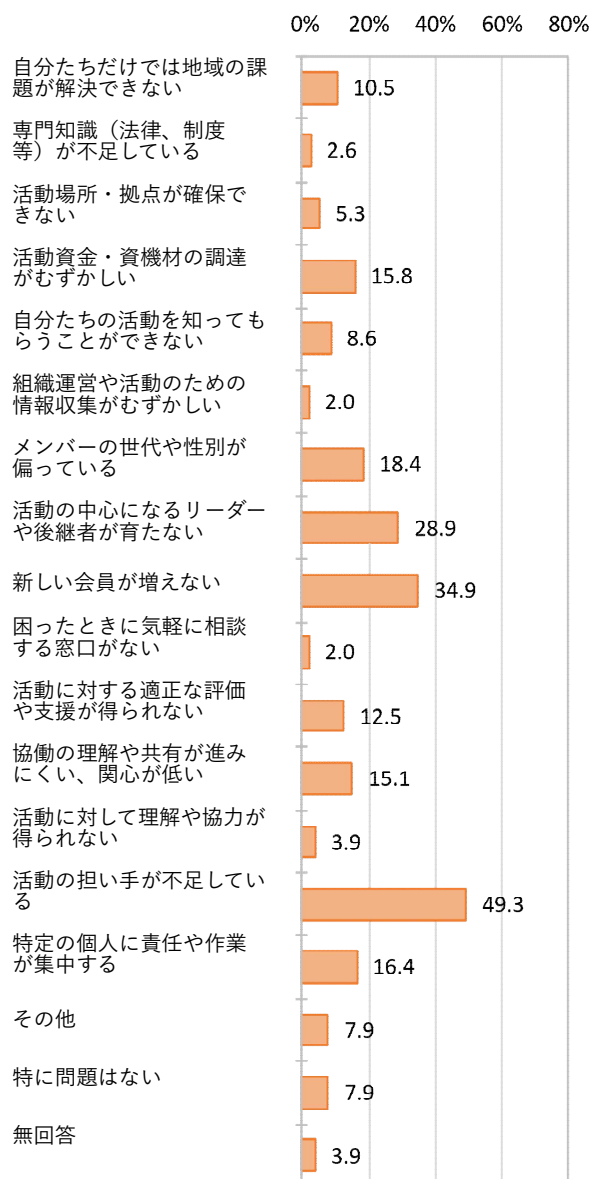
活動を行う上で、現在どのような課題があるか（上位3つを回答）では、「新しい会員が増えない」44.7%、「活動の中心になるリーダーや後継者が育たない」41.4%、「メンバーの世代や性別が偏っている」37.5%が上位を占めています。次いで「活動資金・資機材の調達がむずかしい」30.9%、「自分たちだけでは地域の課題が解決できない」25.0%が続いています。

前回と同様に、メンバーや会員に関する課題が上位にあがっています。また、前回とは選択肢の構成が異なりますが、「メンバーの世代や性別が偏っている」、「活動資金・資機材の調達がむずかしい」、「自分たちだけでは地域の課題が解決できない」、「活動の中心になるリーダーや後継者が育たない」などの割合が前回よりも高くなっています。

■ R6年度（N=152）



■ R2年度（N=152）



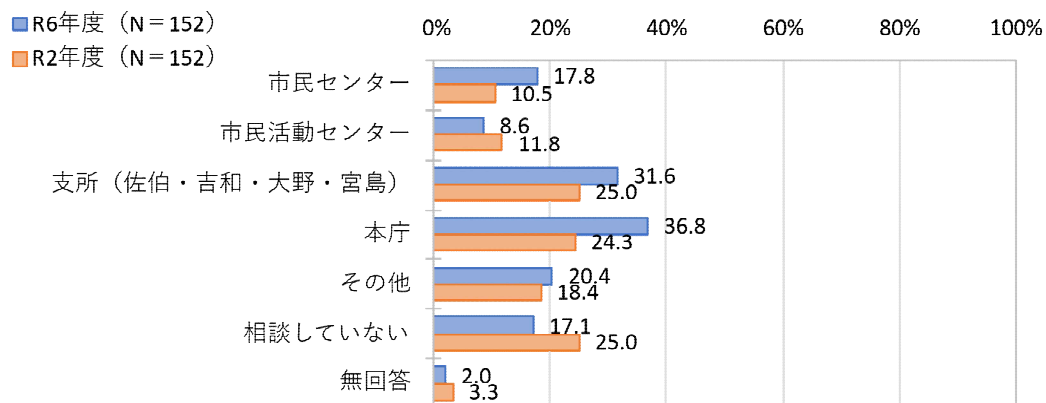
※前回調査との比較 【変更点】 選択肢の変更

【理 由】 類似する選択肢を削り、把握したい選択肢を追加したため

問 13 活動や運営に関する相談先

活動や運営に関する相談を、普段どこ（誰）にしているか（複数回答）では、「本庁」36.8%と「支所（佐伯・吉和・大野・宮島）」31.6%が多くなっています。「その他」には、上位団体・関連団体、専門機関・専門家、ネットワーク、会員・メンバーなどが含まれます。

「本庁」の割合（36.8%）は前回（24.3%）よりも高くなっており、担当課には、生涯学習課、地域振興課、健康福祉総務課、農林水産課など 19 課が含まれています。

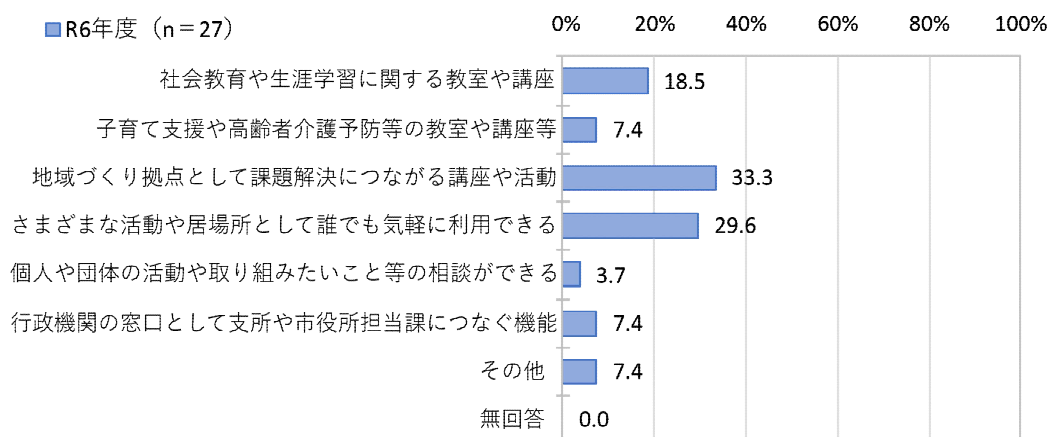


問 14 市民センターについて

1) これからの市民センターの機能・役割への期待

問 13 で「市民センター」を選択した団体（n=27）が、これからの市民センターの機能・役割として期待することのうち重要だと思うもの（複数回答）では、「地域づくりの拠点として地域の課題や困りごとの解決につながる講座や活動の実施」33.3%、「さまざまな活動や心地よい居場所として、誰でも気軽に利用できること」29.6%が多くなっています。

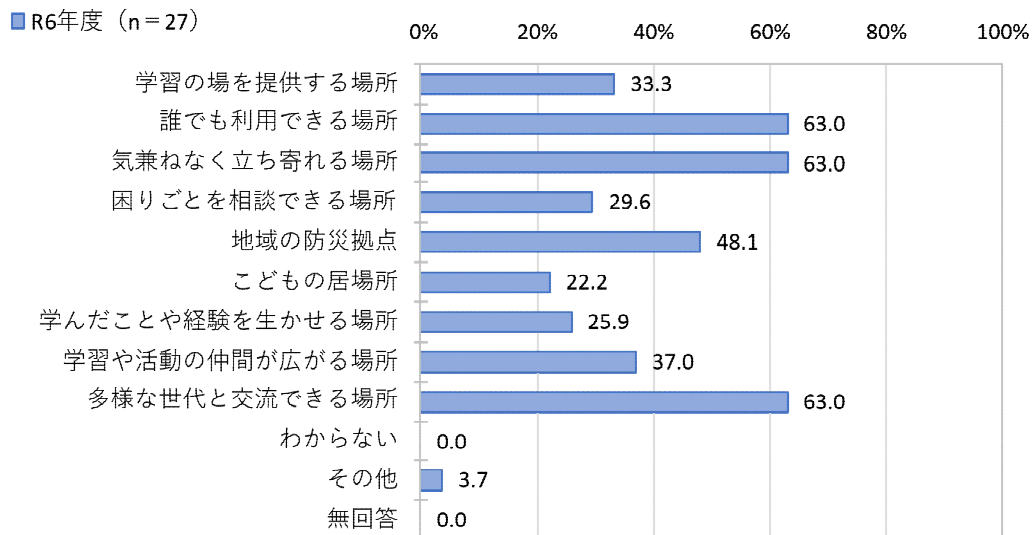
市民センターに対して、地域の課題や困りごとの解決につながる『講座や活動の実施』、誰でも気軽に利用できる『活動の場や居場所』といった機能・役割に期待する団体が多くなっています。



2) これからの市民センターの姿

問 13 で「市民センター」を選択した団体（n=27）が、これからの市民センターが、どんな場所であってほしいと思うか（複数回答）では、「誰でも利用できる場所」、「気兼ねなく立ち寄れる場所」、「多様な世代と交流できる場所」がいずれも 63.0%となっています。次に「地域の防災拠点」48.1%が続いています。

市民センターに対する機能・役割として期待する内容に加えて、「多世代と交流できる場所」や「地域の防災拠点」を求める団体が多くなっています。



3) 市民センターでやってみたいこと・応援してほしいこと

市民センターでやってみたいこと、応援してほしいと思うことでは、「活動の場の提供」9件、「活動への協力・支援」6件、「活動の周知、交流の機会」6件、「講座、行事、事業など」5件など、合計 29 件の回答がありました。

4) 市民センターが地域の皆さんと一緒にしたらいいと思うこと

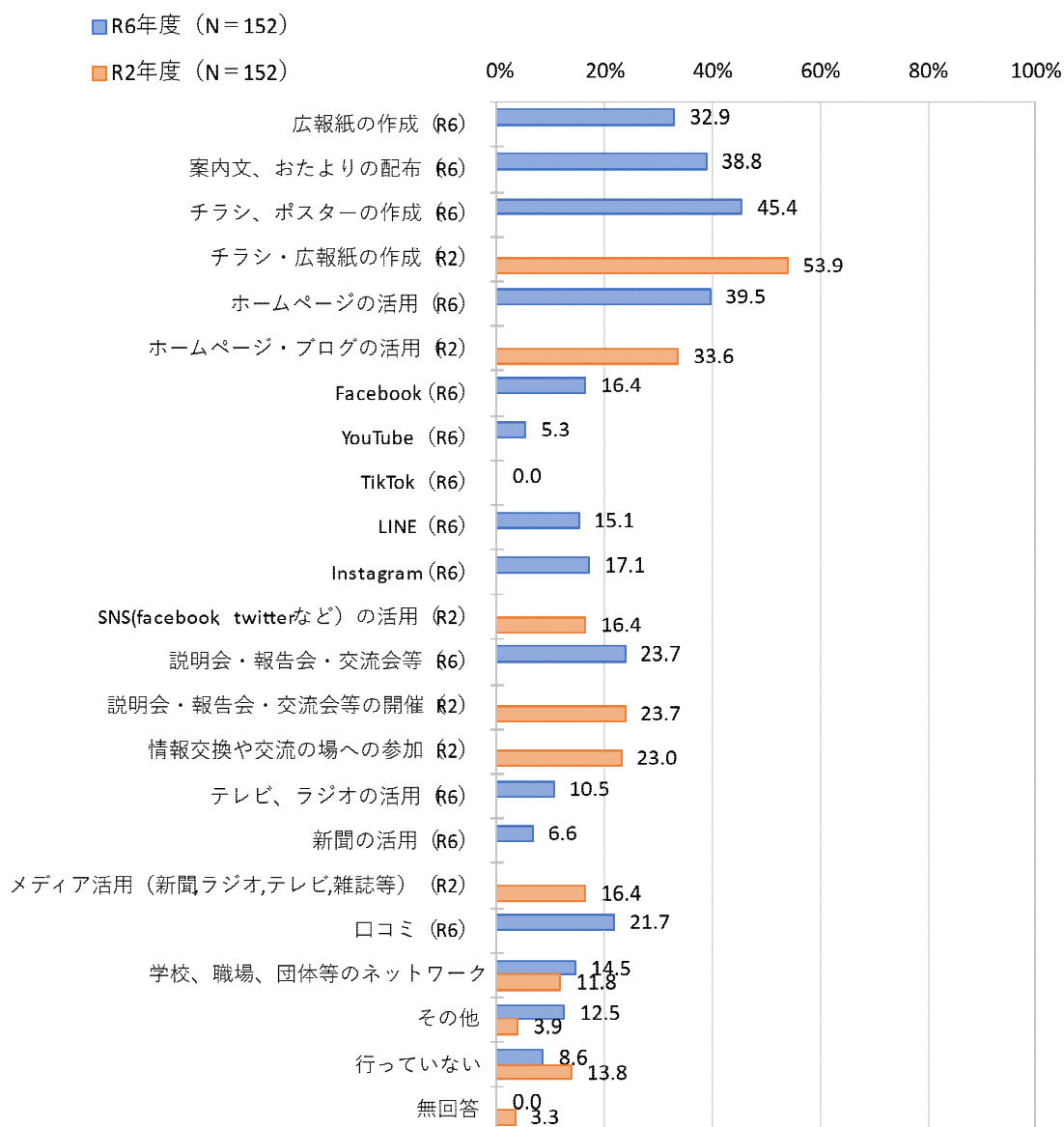
市民センターが地域の皆さんと一緒にしたらいいと思うことでは、「利用しやすい場づくり」5件、「まちづくり活動、地域課題への取組」5件、「まちづくり活動団体への支援」4件、「人材の発掘」3件、「防災拠点としての充実」3件など、合計 22 件の回答がありました。

問 15 情報発信について

1) 組織や活動の情報発信方法

組織や活動の情報発信をどのように行っているか（複数回答）では、「チラシ・ポスターの作成」45.4%、「ホームページの活用」39.5%、「案内文、おたよりの配布」38.8%が上位を占めています。続いて「広報誌の作成」32.9%、「説明会・報告会・交流会等」23.7%、「口コミ」21.7%などとなっています。

前回と同様に、各種紙媒体の作成・配布、ホームページを活用している団体が多く、SNS を活用している団体はいずれも 20%未満です。



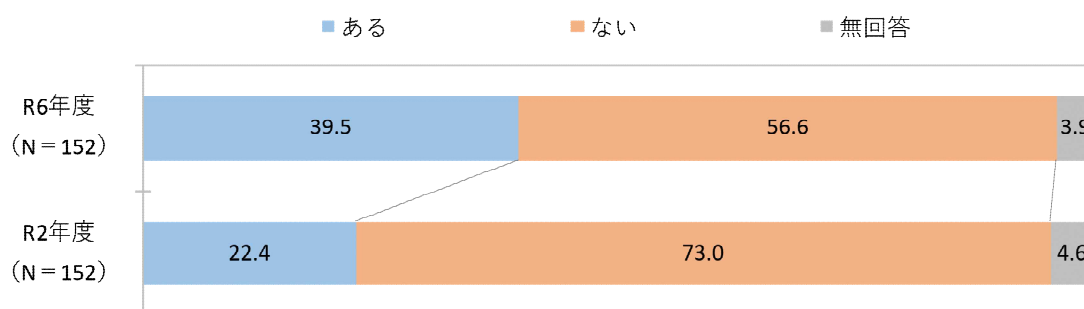
※前回調査との比較 【変更点】 選択肢の変更

【理 由】 SNS を細分化し、把握したい選択肢を追加したため

2) 現在、情報発信について困っていることや課題の有無

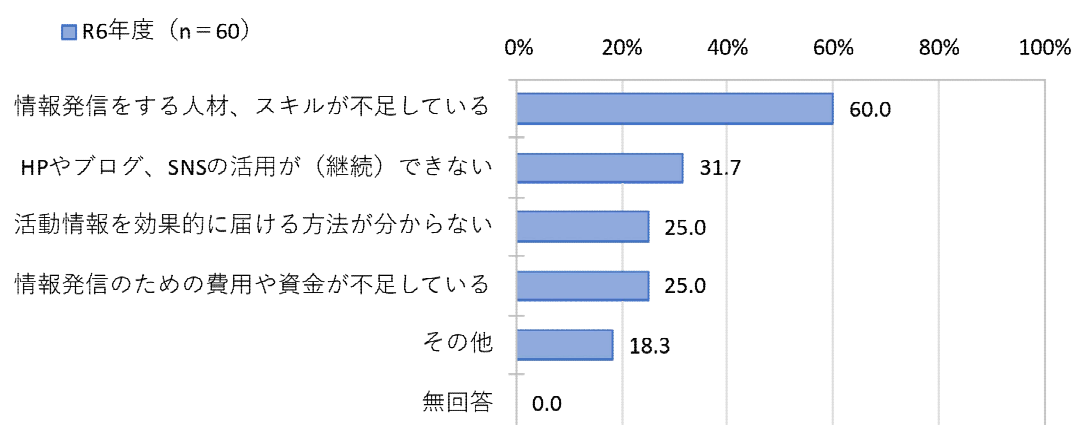
現在、情報発信について困っていることや課題があるかは、「ない」56.6%が「ある」39.5%を上回っています。

困っていることや課題が「ある」の割合（39.5%）は前回（22.4%）よりも高くなっています。



3) 現在、情報発信について困っている内容

困っていることや課題が「ある」とした団体（n=60）が、現在、情報発信について困っている内容は、「情報発信をする人材、スキルが不足している」60.0%が最も多く、他の項目を大きく上回っています。以下、「ホームページやブログ、SNSの活用が（継続）できない」31.7%、「自分たちの活動情報を効果的に届ける方法が分からない」25.0%、「情報発信のための費用や資金が不足している」25.0%の順となっています。



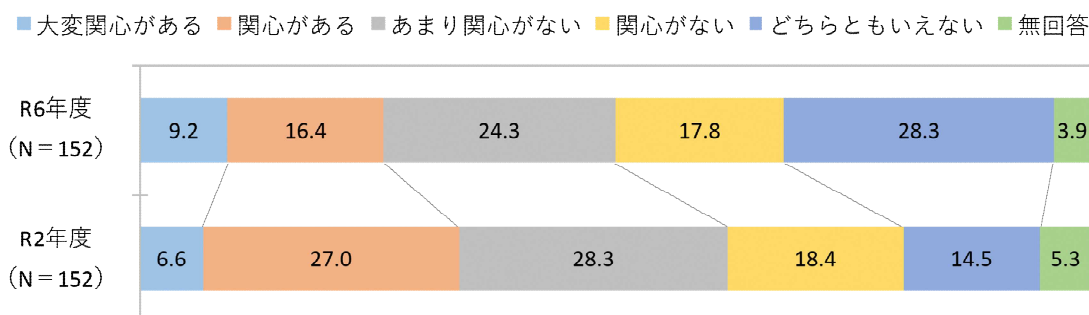
3. コミュニティビジネスについて

問 16 「コミュニティビジネス」について

1) 「コミュニティビジネス」への関心度

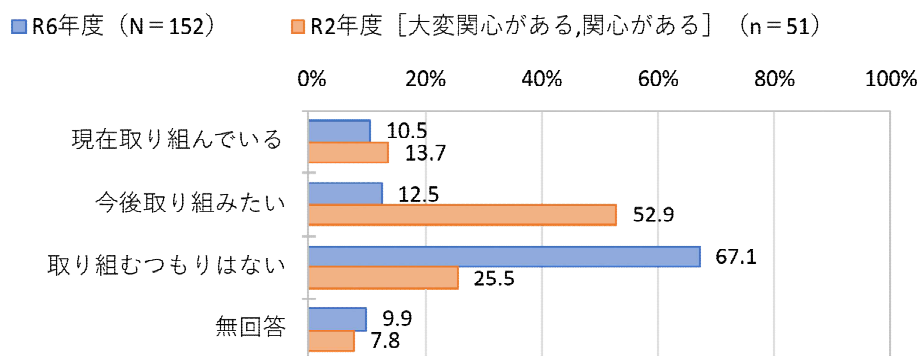
「コミュニティビジネス」にどの程度関心があるかは、「どちらともいえない」28.3%、「あまり関心がない」24.3%が多くなっています。

「大変関心がある」9.2%と「関心がある」16.4%を合わせた『関心がある』の割合（25.6%）は前回（33.6%）よりもやや低くなり、「どちらともいえない」の割合（28.3%）が前回（14.5%）よりも高くなっています。



2) 「コミュニティビジネス」への取組状況と今後の意向

現在「コミュニティビジネス」に取り組んでいるか、また今後取り組みたいかでは、「取り組むつもりはない」67.1%が最も多く、「今後取り組みたい」12.5%と「現在取り組んでいる」10.5%を大きく上回っています。



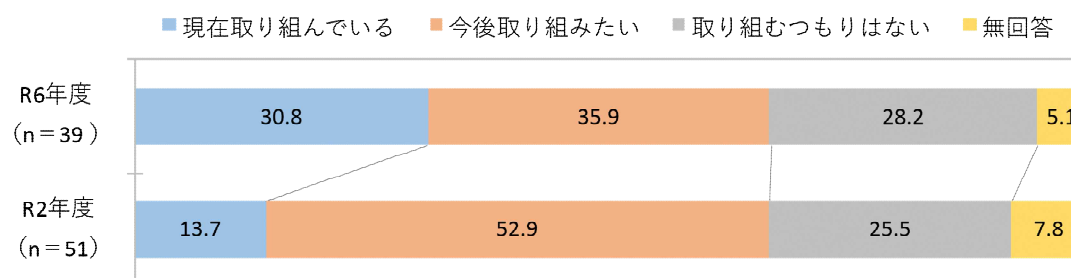
※前回調査との比較 【変更点】 一部団体回答から全団体回答へ変更

【理 由】 全団体の方向性を正確に把握するため

このうちコミュニティビジネスに「大変関心がある」または「関心がある」と回答した団体（n=39）についてみると、「今後取り組みたい」35.9%、「現在取り組んでいる」30.8%、「取り組むつもりはない」28.2%となっています。

「現在取り組んでいる」の割合（30.8%）は前回（13.7%）より高くなっています。

コミュニティビジネスに『関心がある』（「大変関心がある」「関心がある」を合計）



3) 「コミュニティビジネス」の具体的な内容

「コミュニティビジネス」の具体的な内容について、「現在、取り組んでいること」では、カフェ・物販、物品・用具の貸出し、除草作業、人材センター事業、子育て・福祉活動、情報発信・啓発事業など、合計 16 件の回答がありました。

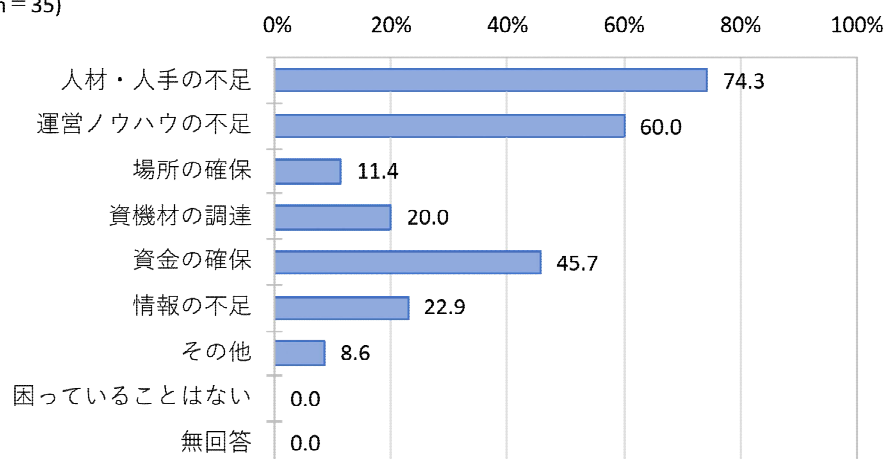
また、「今後、取り組みたいこと」では、ICT 技術活用、外国人コミュニティ形成、子どもの居場所づくり、観光、防犯、地域活動のビジネス化など、合計 19 件の回答がありました。

4) 「コミュニティビジネス」を進める上で困っていること

現在「コミュニティビジネス」に取り組んでいる、または今後取り組みたいとした団体（n=35）が、「コミュニティビジネス」を進める上で、どのようなことに困っているか（複数回答）では、「人材・人手の不足」74.3%が最も多くなっています。次に「運営ノウハウの不足」60.0%、「資金の確保」45.7%が続いています。

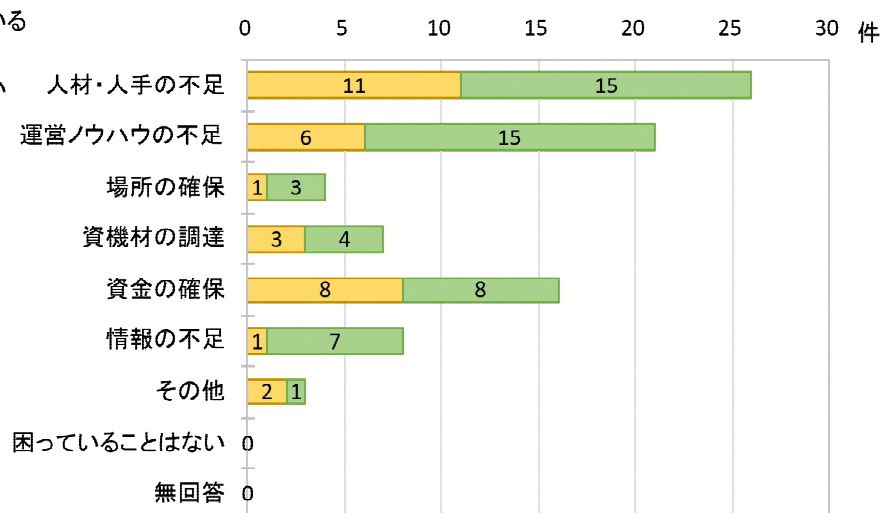
「現在取り組んでいる」とした団体（n=16）では「人材・人手の不足」に次いで「資金の確保」や「運営ノウハウの不足」、「今後取り組みたい」とした団体（n=19）では「人材・人手の不足」と「運営ノウハウの不足」に次いで「資金の確保」や「情報の不足」が多くなっています。

■ R6年度 (n = 35)



■ 現在取り組んでいる (n=16)

■ 今後取り組みたい (n=19)

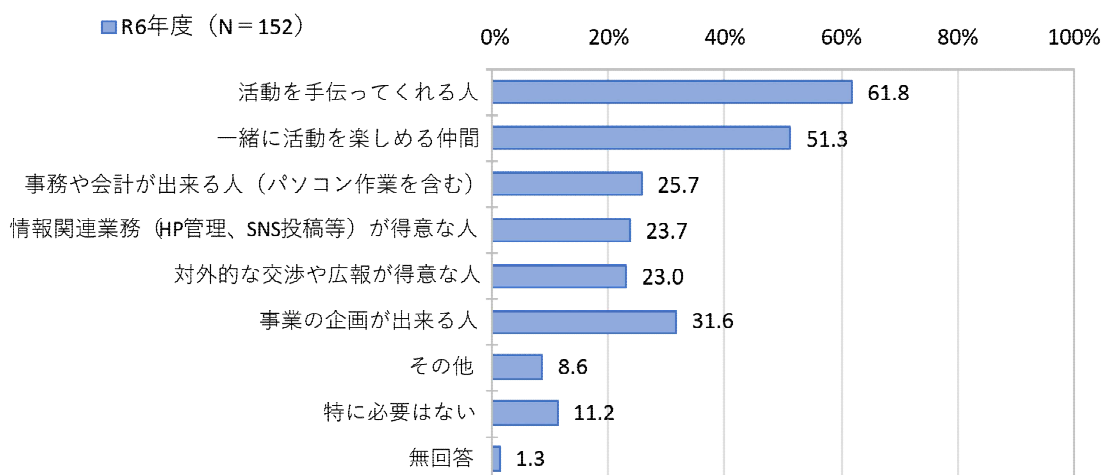


4. 人づくりについて

問 17 人材確保や人材育成等について

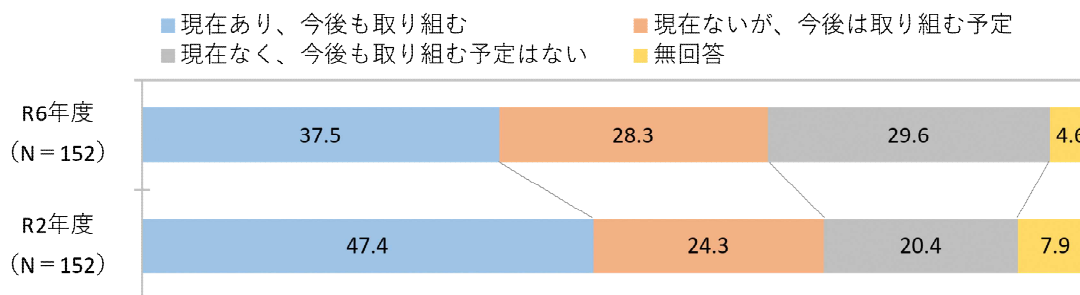
1) 現在、必要としている人材

人材確保や人材育成等に関して、現在、必要としているのはどのような人材か（複数回答）では、「活動を手伝ってくれる人」61.8%、「一緒に活動を楽しめる仲間」51.3%が上位となっています。次に「事業の企画が出来る人」31.6%など、特定のスキル・能力をもつ人材が続いています。



2) 担い手・支え手を呼び込むための取組状況と今後の取組意向

活動に多様な担い手・支え手を呼び込むために取り組んでいることがあるかについては、「現在あり、今後も取り組む」37.5%、「現在なく、今後も取り組む予定はない」28.3%、「現在ないが、今後は取り組む予定」29.6%となっています。



3) 担い手・支え手を呼び込むために取り組んでいる内容

活動に多様な担い手・支え手を呼び込むために取り組んでいることの具体的な内容では、「情報発信・広報活動（SNS の活用を含む）」19 件、「活動を通じた呼び込み、関係づくり」16 件、「勧誘・人材の発掘」14 件、「講演会、養成講座など人材の育成」11 件、「組織体制の充実、仕組みづくり」7 件、「関係先やネットワークの活用」7 件などの回答がありました。このほか若い世代、中間世代、一般市民、幅広い人材、団体を引き継ぐ人など、呼び込みたい担い手・支え手についての回答などを含め、合計 87 件の回答がありました。

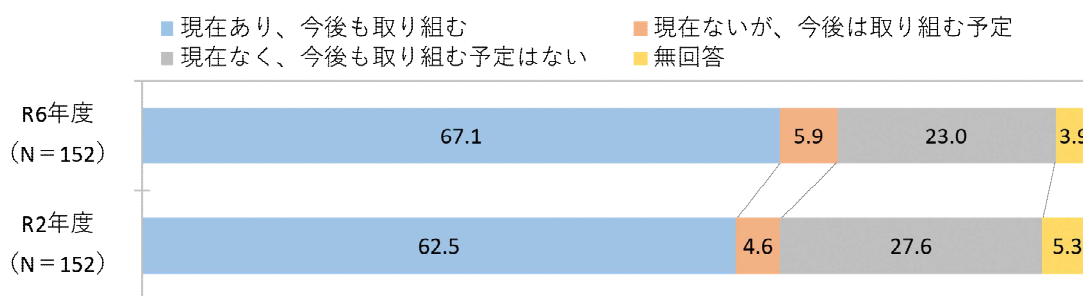
4) 担い手・支え手を呼び込むための取組予定がない理由

活動に多様な担い手・支え手を呼び込むために取り組んでいることが「現在なく、今後もし取り組む予定はない」とした理由は、「必要としていないため」8 件、「取り組むことが難しいため」7 件、「団体や活動の特性から」7 件、「解散予定があるため」2 件となっています。

5) 子ども、若者が参加する活動の取組状況と今後の取組意向

子ども（小学生まで）、若者（中学生～30 歳未満）が参加する活動を行っているかについては、「現在あり、今後も取り組む」67.1%が最も多くなっています。

「現在あり、今後も取り組む」67.1%と「現在ないが、今後は取り組む予定」5.9%を合わせた『今後の取組意向をもつ団体』の割合（73.0%）は、前回（67.1%）よりもやや高くなっています。



6) 子ども、若者が参加する活動の内容

子ども（小学生まで）、若者（中学生～30 歳未満）が参加する活動の具体的な内容では、「子どもや若者を対象としたイベント・体験」、「学校活動への協力・連携」、「祭り・年中行事」、「清掃活動・防災訓練」などの回答がありました。このほか活動自体が子どもや若者を対象としている、年齢制限は設けていない、親子や三世代で参加する活動を行っているといった回答を含め、合計 109 件の回答がありました。

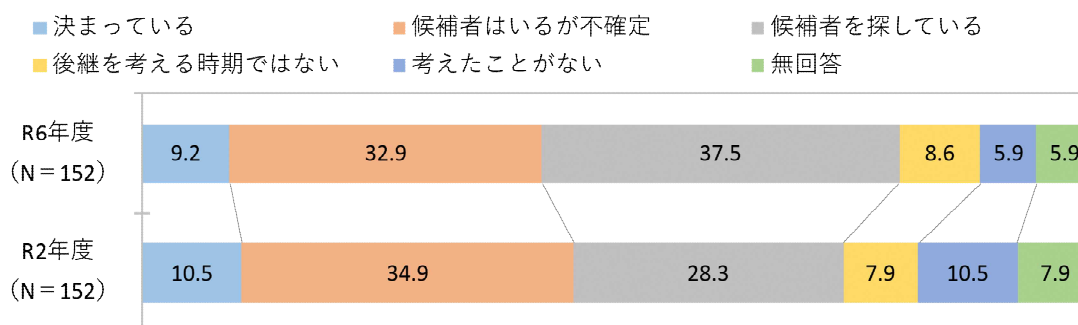
7) 子ども、若者が参加する活動への取組予定がない理由

子ども（小学生まで）、若者（中学生～30歳未満）が参加する活動が「現在なく、今後もし取り組む予定はない」とした理由は、「団体や活動の特性から」9件、「子ども、若者の参加が困難なため」9件、「子ども、若者がいないため」4件、「他団体で取り組んでいるため」3件、「必要としていないため」2件、「取り組むことが難しいため」2件となっています。

問 18 活動の後継人材の有無

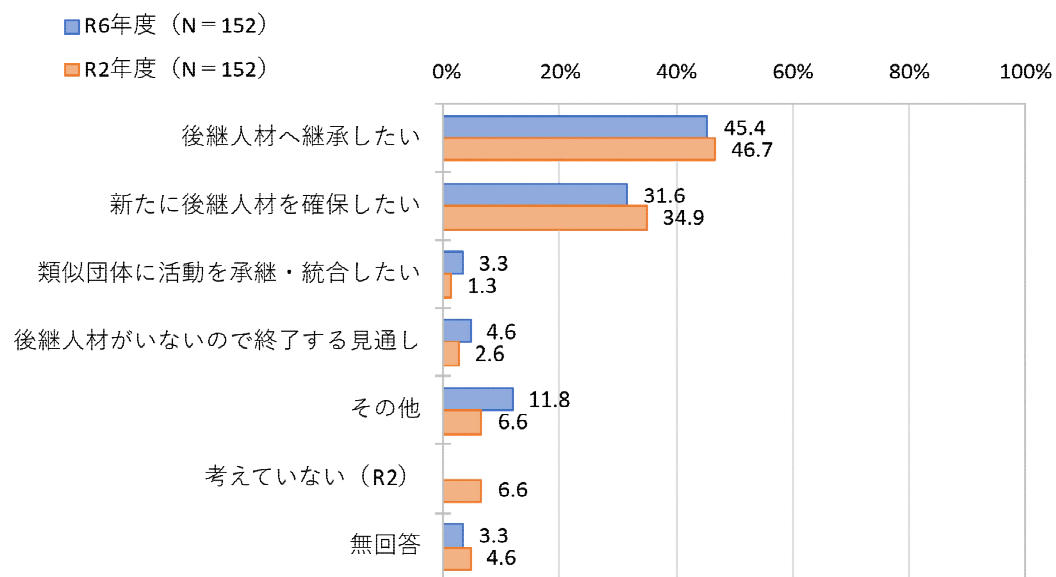
活動の後継人材については、「候補者を探している」37.5%、「候補者はいるが不確定」32.9%の順となっています。

活動の後継人材が決まっている団体の割合（9.2%）は、前回（10.5%）から大きく変化していませんが、候補者を探している団体の割合（37.5%）は前回（28.3%）よりも高くなっています。



問 19 今後の組織・活動の継承についての考え

今後の組織・活動の承継について、どのように考えているかでは、「後継人材へ承継したい」45.4%が最も多く、次に「新たに後継人材を確保したい（発掘したい・呼び込みたい）」31.6%、後継人材がいないので終了する見通し」4.6%、「類似団体に活動を承継・統合したい」3.3%の順です。



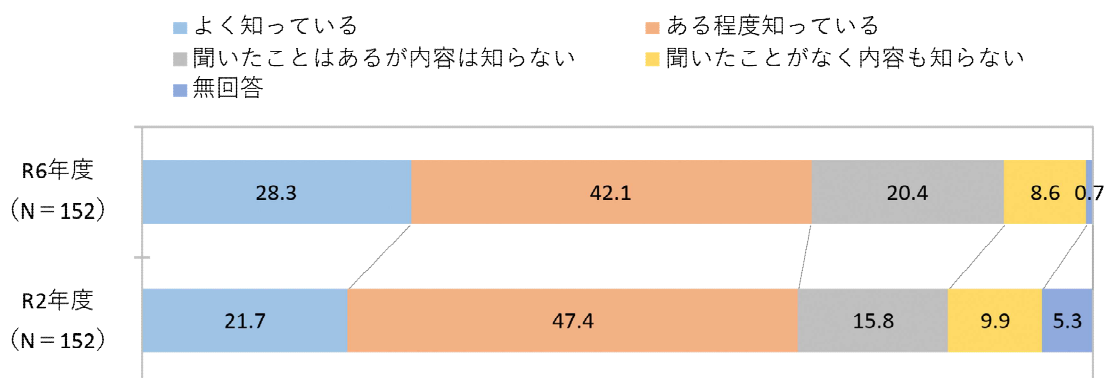
※前回調査との比較 【変更点】 複数回答から単数回答へ変更
【理 由】 団体の方向性を正確に把握するため

5. 廿日市市の協働によるまちづくりについて

問 20 「協働」についての認知度

「協働」について知っているかについては、「ある程度知っている」42.1%が最も多く、次に「よく知っている」28.3%、「聞いたことはあるが内容は知らない」20.4%の順となっています。

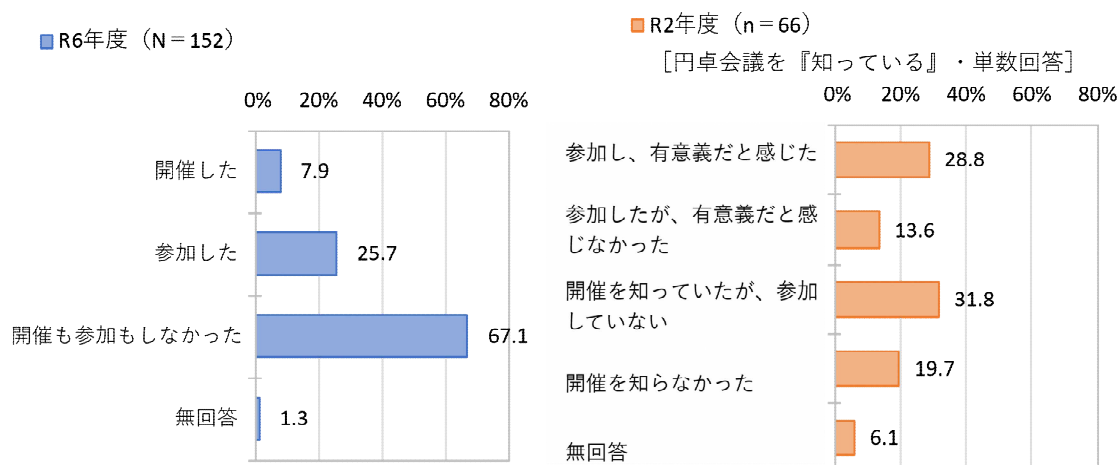
「よく知っている」28.3%と「ある程度知っている」42.1%を合わせた『「協働」について知っている』の割合（70.4%）は、前回（69.1%）とほぼ同じですが、「よく知っている」の割合（28.3%）が前回（21.7%）よりやや高く、「聞いたことがあるが内容は知らない」の割合（20.4%）が前回（15.8%）よりやや低くなっています。



問 21 「円卓会議」について

1) この1年間の「円卓会議」の開催、参加の状況

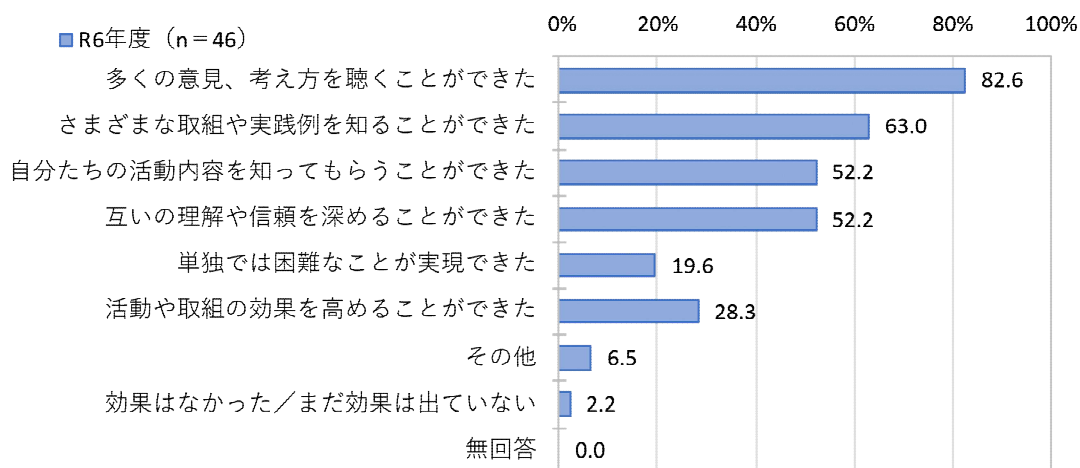
この1年間に、多様な主体が参加する話し合いの場（円卓会議）を開催、または参加したことがあるかについては、「開催も参加もしなかった」67.1%が最も多く、「参加した」25.7%、「開催した」7.9%を大きく上回っています。



※前回調査との比較 【変更点】 一部団体回答から全団体回答へ変更
【理 由】 全団体の現状を把握するため

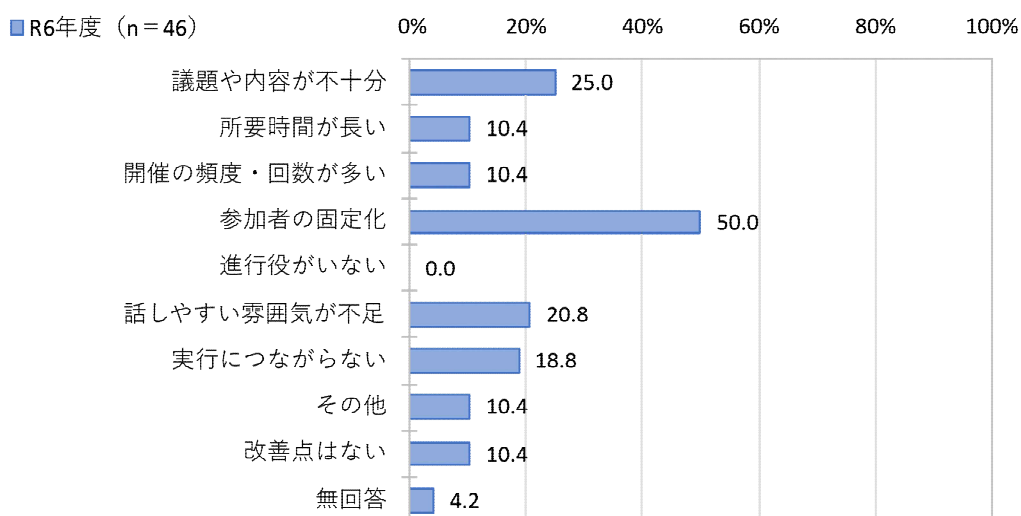
2) 開催または参加した「円卓会議」の効果

この1年間に多様な主体が参加する話し合いの場（円卓会議）を開催または参加したことがある団体（n=48）において、「円卓会議」は、どのような効果があったか（複数回答）では、「多くの意見、考え方を聞くことができた」82.6%が最も多くなっています。次に「さまざまな取組や実践例を知ることができた」63.0%、「自分たちの活動内容を知ってもらうことができた」52.2%、「互いの理解や信頼を深めることができた」52.2%が続いています。



3) 開催または参加した「円卓会議」の改善点

この1年間に多様な主体が参加する話し合いの場（円卓会議）を開催または参加したことがある団体（n=48）において、開催した（または参加した）「円卓会議」に改善点があるとしたら、どのようなことか（複数回答）では、「参加者の固定化」50.0%が最も多く、他の項目を大きく上回っています。

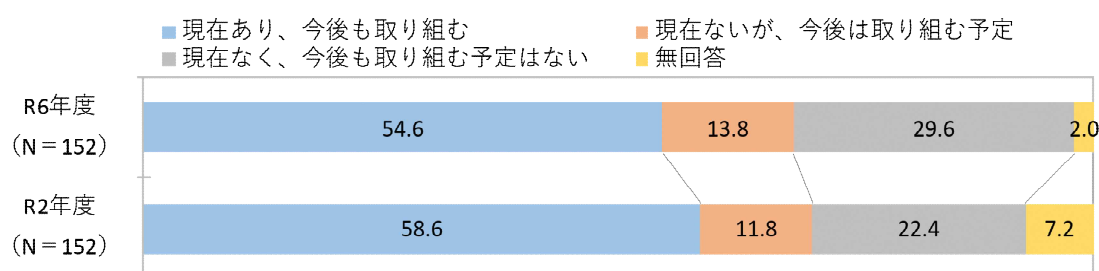


問 22 多様な主体との関わり（協働で取り組む機会）について

1) 他の主体との関わり方の状況と今後の意向

活動において、他の主体との関わり（協働で取り組む機会）があるかは、「現在あり、今後も取り組む」54.6%が最も多く、「現在なく、今後も取り組む予定はない」29.6%、「現在ないが、今後は取り組む予定」13.8%を上回っています。

「現在あり、今後も取り組む」54.6%と「現在ないが、今後は取り組む予定」13.8%を合わせた『今後、他の主体との関わりへの意向あり』の割合(68.4%)は、前回(70.4%)とほぼ同じですが、「現在なく、今後も取り組む予定はない」の割合(29.6%)が前回(22.4%)よりやや高くなっています。

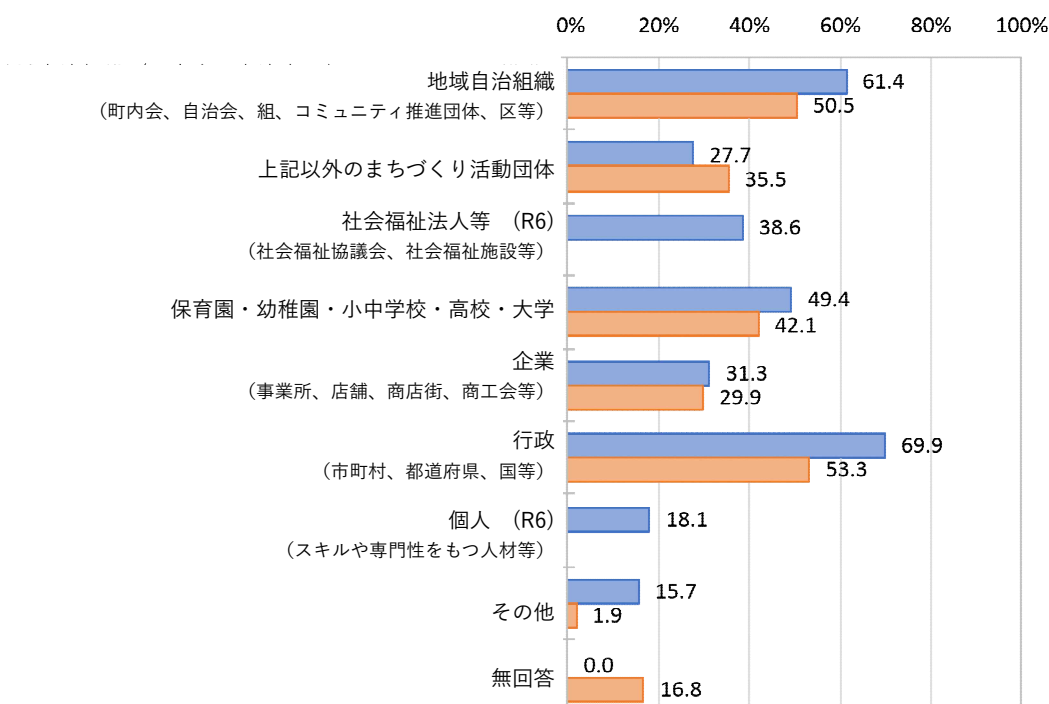


2) 現在、活動において関わりがある主体

活動において他の主体と関わりがある団体（n=83）が、現在、どのような主体と関わり（協働で取り組む機会）があるか（複数回答可）では、「行政（市町村、都道府県、国等）」69.9%、「地域自治組織（町内会、自治会、コミュニティ推進団体など）」61.4%が多くなっています。次に「保育園・幼稚園・小中学校・高校・大学」49.4%が続いています。

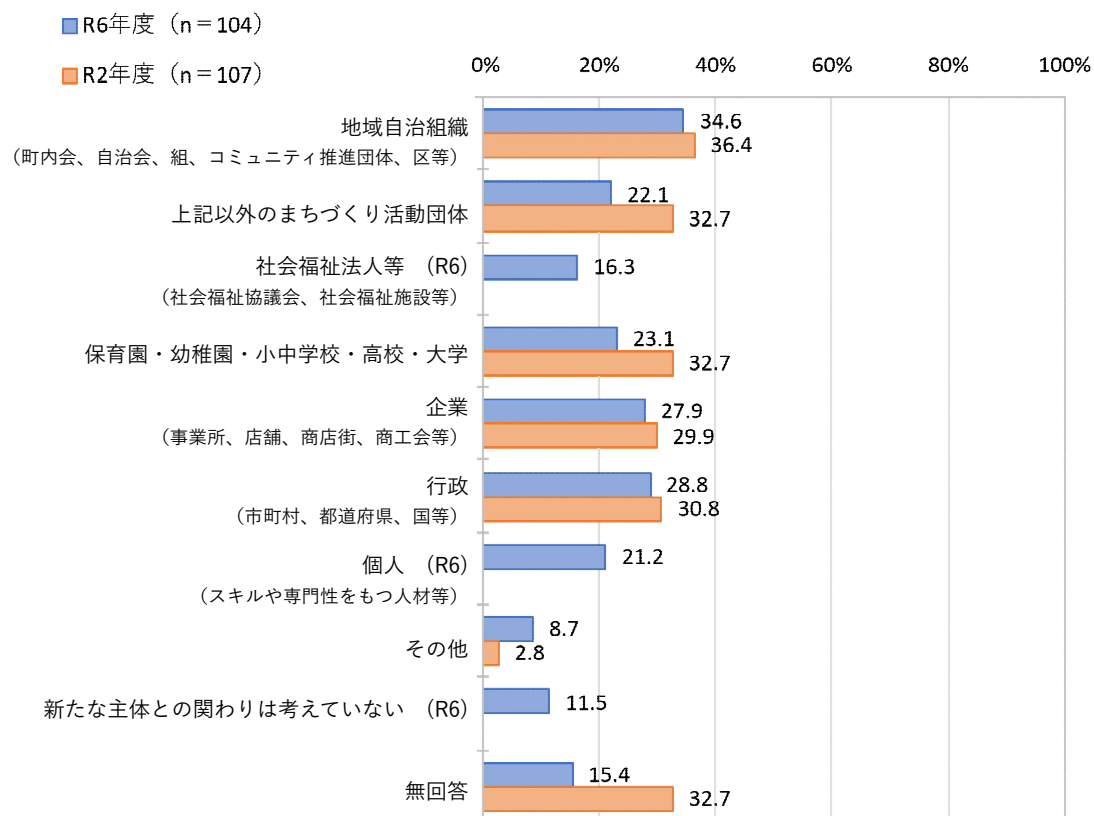
■ R6年度〔現在あり,今後も取り組む〕（n=83）

■ R2年度〔現在あり,今後も取り組む、現在ないが,今後は取り組む予定〕（n=107）



3) 今後、活動において新たに関わりをもちたい主体

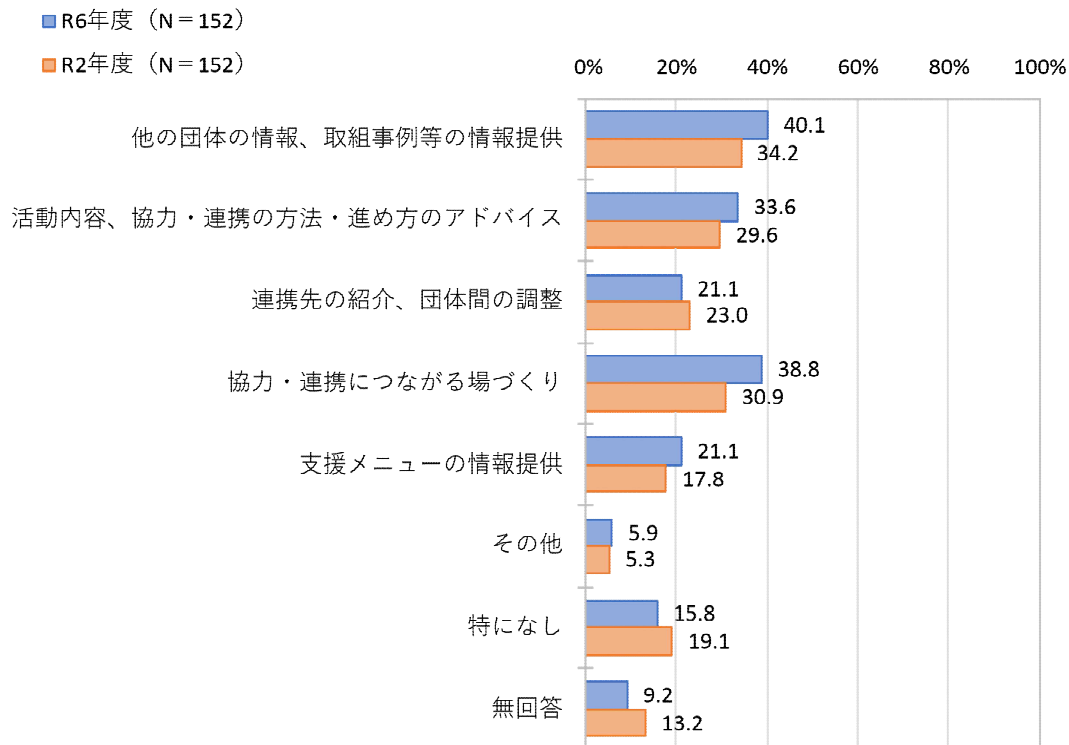
活動において他の主体と関わりが「現在あり、今後も取り組む」あるいは「現在ないが、今後は取り組む予定」とした団体（n=104）が、今後、新たにどのような主体と関わり（協働で取り組む機会）をもちたいかでは、「地域自治組織（町内会、自治会、コミュニティ推進団体など）」34.6%、「行政（市町村、都道府県、国など）」28.8%、「企業（事業所、店舗、商店街、商工会など）」27.9%などが多くなっています。



問 23 他の主体と関わる際、行政に特に期待すること、求めること

他の主体と関わる（協働で取り組む）際に、行政（市民活動センター、市民センター、市役所）に特に期待すること、求めること（複数回答）では、「他の団体の情報、取組事例の情報提供」40.1%、「協力・連携につながる場づくり」38.8%が多くなっています。次いで「活動内容、協力・連携の方法・進め方のアドバイス」33.6%が続いています。

上位項目は前回と同じですが、各項目の割合は前回よりやや高くなっています。



問 24 他の団体等と協働している取組、成果

他の団体等と協働している取組〔事業名（取組名）・取組内容・協働している団体名等・協働したことによる成果〕について、47 団体から回答があり、「協働したことによる成果」として、「効率や質が向上した」や「一つの団体では難しい活動の創出や広がりにつながった」、「人を集めるのが楽になった」、「地域のチームワークや他の主体とのギブアンドテイクの関係につながった」、「各団体の得意分野を知ったり、共通認識をもつことができた」等、さまざまな回答がありました。

問 25 廿日市市の協働によるまちづくりに関する思い、要望・期待等

廿日市市の協働によるまちづくりに関する思い、要望、期待については、52 件の意見が寄せられ、「市民センターや市民活動センターの機能の向上」や「他の主体との意見交換や情報共有の場の提供」、「市職員の現場参加や相談対応」、「人事異動後にも協働の関係が続く引き継ぎ」、「つながりを広げるためのコーディネート役の育成」、「市民の意思を第一にし、押しつけでない方針」など、行政に対するさまざまな要望がありました。

Ⅲ 調査結果の分析

1. 分析のねらい（主旨）

本分析は、まちづくりに関わる団体（152 団体）の調査協力を基に、まちづくり活動における現状の傾向について俯瞰的に分析したものです。

調査の性質上、廿日市市のまちづくり活動全体の実態や進捗状況、変化等を正確に測れるものではありませんが、調査結果から読み取れる内容（抜粋）について、地域密着型で「協働によるまちづくり」を実践してきた事業者としての考察も交えながら分析を行っています。

他のデータや調査結果に、本分析内容を併せて参考にしていただき、より有用性の高い推進計画（第4期）の策定につなげていただければ幸いです。

2. 設問分析（抜粋）

問3 会員の年齢構成

- ・「会員の年齢構成」については、「65 歳以上が多い」48.0%が最も多く、まちづくりに関わる人の高齢化＝「まちづくり団体のシニア化」が進んでいます。
- ・一方、「幅広い年代の人がいる」21.7%が令和2年度と比較して増えており、幅広い世代のライフスタイルや働き方等をふまえて活動する団体が増えることにより、多世代で構成されたまちづくり団体の割合が伸びていく可能性が認められます。

【必要と思われる取組】

- ☐ 協働によるまちづくりの新たな担い手の確保・育成
- ☐ 若い世代や働く人が関わりやすい仕組みや場づくり

問4 団体の種別・法人化

- ・「団体の種別」については、「任意団体」73.0%が圧倒的に多く、まちづくり団体の高齢化等の影響もあり、自分たちなり（規模や頻度、無理のない範囲等）の活動スタイルで続けていきたい意向が推察されます。
- ・一方で「法人化を考えている団体」4.5%は、持続可能な運営や活動の継続を目指して、法人化により信頼性や社会的信用を高め、資金調達や寄付の獲得等につなげたいと考えていることから、今後はこうした法人の育成や運営手法の理解普及が期待されます。

【必要と思われる取組】

- ☐ 任意団体間の情報交換や交流連携、相互支援等の促進
- ☐ 持続可能な運営に向けた法人化という選択の理解普及、伴走支援

問5 主な活動場所

- ・「主な活動場所」については、令和2年度と比較して、市の施設（市民センター・市民活動センター・市役所等）と答えた割合が増加しています。

・特に「市民センター」27.6%、「市民活動センター」22.4%の割合が高くなっており、これらの施設でのまちづくり活動団体に対する伴走支援の役割が重要と考えられます。

【必要と思われる取組】

- ☐ 市民センターや市民活動センターによる伴走支援
- ☐ 市民センターや市民活動センター等との定期的な情報交換

問 6 団体の収入源

・団体の収入源（複数回答）は、「会費収入」64.5%が最も多く、次に「行政からの補助金・助成金」55.9%が続いています。

・今後は、会員の高齢化による会員の減少、厳しい財政状況にともなう補助金の見直し等が進むことも考慮する必要があることから、多様な収入源の可能性を探ることが重要になると考えられます。

【必要と思われる取組】

- ☐ 持続可能な団体運営の実現に向けた自主財源の基盤づくり
- ☐ 多様な収入源や資金調達の手法を学ぶ機会の提供

問 7 主な活動地域

・主な活動地域は、「廿日市市全域」32.9%が最も多いほか、市内5地域（廿日市、佐伯、吉和、大野、宮島）を合計すると53.2%となり、半数が市内の各地域を主な活動地域としている団体です。

・活動範囲に応じて、市域全体を市民活動センター、市内の各地域を身近な市民センターが、協働によるまちづくりの伴走支援を担うことが適切と考えられます。

【必要と思われる取組】

- ☐ 地域のまちづくり活動の協働パートナーである各市民センターや市民活動センター、支所、担当課との連携強化

問 8 活動の範囲

・活動の範囲は、「地区・地域内における活動」72.4%が「地区・地域を越えた活動」25.7%を上回っています。

・「地区・地域における活動」の割合は、前回（55.3%）よりも高くなっており、地域における活動の伴走支援の重要性が高まっています。

【必要と思われる取組】

- ☐ 各地域と密着する各市民センターとの連携強化

問 9 活動分野

・活動内容（複数回答）では、「子ども・青少年育成」44.7%が最も多く、次いで「まちづくり」38.2%、「学術・文化・芸術・スポーツ」36.2%、「地域安全・防災」31.6%な

どが続いており、令和２年度と比較して２倍近くに伸びているものが多く、いずれも関心の高まりが見受けられます。

・子どもや子育て世帯を温かく見守り、応援するとともに、次代を担う若い人材を育む取り組みへの関心が高く、人口減少や県外流出等が課題となるある中、活発な取り組みが行われていることがうかがえます。

・青少年の健全な成長を図る場として、「まちづくり」や「学術・文化・芸術・スポーツ」といった地域活動への参加や体験交流の機会が有効であり、ひいてはふるさとへの誇りや愛着を育む場となることから、これらの分野の活動と青少年育成には良好な結びつきが認められます。

・「子どもが主役のまちづくり」を宣言している本市は、住みよいまち中国地方第１位との評価を得ており、背景の一つには子どもや青少年を対象としたまちづくり活動の主体的な取り組みが活発になってきていることが推察されます。

・自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の蔓延、犯罪の増加等の経験から、「地域安全・防災」31.6%も多くなっており、市民の防災・防犯意識の向上や地域ぐるみでの不測の事態に対する備えや取組が進んでいることがうかがえます。

・「市民活動支援」19.1%は、令和２年度と比較して３倍に伸びており、市民の多様なまちづくり活動を応援やサポートする中間的な支援の取組も進んでいます。

【必要と思われる取組】

- ☐ 「子どもが主役のまちづくり」を進める上で、ふるさとへの誇りや愛着の醸成を図るべく、「子ども・青少年育成」と「まちづくり」や「学術・文化・芸術・スポーツ」等の、異なる活動分野が相互に結びつきを深めていくことが有効
- ☐ 「地域安全・防災」といった市民の暮らしや命を守るまちづくり活動への支援
- ☐ 「市民活動支援」といった中間的な支援活動への関心の高まりへの対応が必要

問 10 活動目的

・「活動目的」については、「会員間の交流や親睦」53.9%が多く、活動や会話を通じて人と人とのつながりが育まれ、まちづくり活動への参加につながっていることがうかがえます。

・一方、地域や社会が抱える「課題の解決」を選択した団体が一定数あり、課題の解決に向けて主体的にまちづくり活動に参加している様子がうかがえ、貢献意識の高さが認められます。

【必要と思われる取組】

- ☐ 地域課題解決をテーマとするまちづくり活動について、幅広い市民への周知や情報共有、参加を促進する仕組みづくり

問 11 活動する際の意識（協働によるまちづくりの基本原則）

・「活動をする際の意識（協働によるまちづくりの基本原則）」については、すべての項目で 50%を上回るという結果となっており、協働によるまちづくりを進めていく上で大切な考え方＝「基本原則」は一定程度浸透・実践されていることがうかがえます。

・引き続き、活動への一方的な協力依頼等ではなく、互いの立場を考え、共通の目的意識をもちながら、まちづくりを進めていくことが大切です。

【必要と思われる取組】

☐ 協働によるまちづくりの基本原則の継続的な周知活動と組織運営面の PDCA

問 12 活動を行う上での課題

・「活動を行う上での課題」については、令和 2 年度と同様に「人材」に関すること、新たな会員の確保やリーダーや後継者の育成、世代の偏り（例えば高齢化等）が課題として上位に挙がっており、打開策は見いだせていない状況がうかがえます。

・人材の確保等については、気軽な参加によるつながりや継続的な関わりから生まれる信頼関係、ともに活動するための目的意識の共有などが重要と考えます。

・「活動資金・資機材」の調達について、令和 2 年度と比較して 2 倍近くに伸びており、具体的な対応策やサポートが必要と考えます。

【必要と思われる取組】

☐ まちづくり活動のバトンを渡す多様な担い手候補の掘起しやマッチング、統合支援

☐ 多様な収入源や資金調達の手法を学ぶ機会の提供（再掲）

☐ 持続することが難しい活動やグループ等の解散支援のサポート

問 13 活動や運営に関する相談先

・「活動や運営に関する相談先」をみると、令和 2 年度にトップだった「支所」31.6%が 2 位となり、「本庁」36.8%がトップとなっており、地域に近い支所の相談対応や伴走支援等の機能の向上が必要です。

・同様に、令和 2 年度と比較すると「市民活動センター」8.6%が低下する一方で「市民センター」17.8%が 1.7 倍に伸びて逆転しています。まちづくり活動の中間支援機能を担う市民活動センターの取組内容の見直しや改善、人材の適切な配置・育成等が必要と考えられます。

【必要と思われる取組】

☐ 市民活動センターのあり方、適切な運営手法、専門人材の配置等の点検、見直し

☐ 支所の相談対応や伴走支援、市民センターとの連携等の点検、改善

問 14 市民センターについて

1) これからの市民センターへの機能・役割への期待

・「地域づくりの拠点として地域の課題や困りごとの解決につながる講座や活動の実施」33.3%が最も高く、「地域づくりの拠点」としての役割への期待が高いことが認められます。

・次いで、「さまざまな活動や心地よい居場所として、誰でも気軽に利用できること」29.6%が続き、「気軽な居場所」という役割も重視されています。

【必要と思われる取組】

- ☐ 「まちづくり活動の拠点」という市民センターの役割の再確認、伴走支援
- ☐ 「気軽に利用できる居場所」という市民センターへのニーズをふまえた環境づくり

2) これからの市民センターの姿

・市民センターには、「誰にも開かれている施設」、「気軽な身近な居場所」「多様な交流の機会がある施設」の3つの機能・役割が期待されています。

・市民センターで従来行われてきた学習講座への出席や趣味の仲間づくりにとどまらない、新たな時代のニーズに対応した機能や役割が期待されています。

【必要と思われる取組】

- ☐ 「開かれた施設」「身近な居場所」「交流の場」としての市民センターづくり

3) 市民センターでやってみたいこと・応援してほしいこと

・市民センターには活動における「場所・協力・周知・交流」といった応援が望まれています。

4) 市民センターが地域の皆さんと一緒にしたらいいと思うこと

・市民センターとの連携には「地域課題の解決・中間支援・人材発掘・防災拠点」といった役割が望まれています。

問 15 情報発信について

1) 組織や活動の情報発信方法

・「組織や活動の情報発信方法」については、紙媒体がトップで「チラシ・ポスターの作成」45.4%、次いで「ホームページの活用」39.5%となっています。

・一方、SNSによる情報発信をみると「Instagram」17.1%をはじめ活用状況はいずれも低調であり、SNSを活用した情報発信はそれほど進んでいない状況がうかがえます。

・まちづくり活動団体における新しい会員や次世代の担い手の不足等といった課題をふまえると、若い世代に情報を届けるために、彼らが受け取りやすい情報媒体の選択や発信スキルの習得などの重要性が増してきていると考えます。

【必要と思われる取組】

□SNS を活用した情報発信手法のスキル習得、適切な媒体の選択、人材の育成確保

2) 現在、情報発信について困っていることや課題の有無

・情報発信に対する課題が 17.1%増加、一方で課題なしが 16.4%減少となっており、情報発信に対する重要性は感じるものの、IT に関する知識・技術の不足や安全面での心理的な不安を感じている団体が増えていることがうかがえます。

【必要と思われる取組】

□情報発信や IT 技術等に精通した専門家に相談できる窓口の開設、伴走支援

3) 現在、情報発信について困っている内容

・情報発信における最も困っている内容のトップは「情報発信をする人材、スキルが不足している」60.0%で、他の選択肢の 2 倍近くとなっていることから、この課題の解決に向けて集中的な支援やサポートが求められます。

【必要と思われる取組】

□SNS を活用した情報発信手法のスキル習得、適切な媒体の選択、人材の育成確保

問 16 「コミュニティビジネス」について

1) 「コミュニティビジネス」への関心度

・最も多い回答は「どちらともいえない」28.3%で、令和 2 年度と比較して 2 倍に増えている点が大きな特徴です。これは、コミュニティビジネスに対する理解が不足している、結果取り組むべきか判断ができない状態にあると考えます。

・「大変関心がある」と「関心がある」を合せると、令和 2 年度の 33.6%から令和 6 年度は 25.6%とコミュニティビジネスに関心がある層は減少しています。一方、「あまり関心がない」と「関心がない」を合わせると、令和 2 年度の 46.7%から令和 6 年度は 42.1%と関心がない層も若干減少しています。

上記を考慮すると、まちづくり活動団体においては、コミュニティビジネスという手法への理解があまり進んでいない、または不足しているという点が指摘されます。

【必要と思われる取組】

□地域課題をビジネス手法により解決、持続可能な仕組みをめざすコミュニティビジネスを学ぶ機会、実践ノウハウの習得、実践事例の紹介、相談体制の充実

2) 「コミュニティビジネス」への取組状況と今後の意向

・「取り組むつもりはない」67.1%が最も高く、まちづくり活動団体によっては、活動の特性上、コミュニティビジネスの手法の導入が適さない、または困難であるケースも少なくないケースがあることが表れていると考えます。

・一方、コミュニティビジネスに関心がある層に絞ってみると、「現在取り組んでいる」30.8%が令和2年度と比較すると2倍以上に増えており、コミュニティビジネスへの取組が徐々に進んでいるという捉え方ができます。

【必要と思われる取組】

- ☐ 市内のコミュニティビジネスを実践しているモデルケースの発掘や立上げ支援
- ☐ 関心が高い層に対して、コミュニティビジネスの紹介やモデルケースの発信等による段階的な普及活動、モデルケースの組成支援

3) 「コミュニティビジネス」の具体的な内容

・具体的な内容はサービス業が大半ですが、活動の分野は多様であり、個別のサポートが重要と考えられます。

4) 「コミュニティビジネス」を進める上で困っていること

・「人材」「ノウハウ」「資金」の3つが不足している様子がうかがえます。地域課題の解決を目指す公益的な事業という特性から、収益性が低くなりがちなコミュニティビジネスにおける特徴的な課題が挙げられています。

【必要と思われる取組】

- ☐ 地域課題をビジネス手法により解決、持続可能な仕組みをめざすコミュニティビジネスを学ぶ機会、実践ノウハウの習得、実践事例の紹介、相談体制の充実

問 17 人材確保や人材育成等について

1) 現在、必要としている人材

・「活動を手伝ってくれる人」61.8%、「一緒に活動を楽しめる仲間」51.3%の2つの項目が多くなっており、活動を支えたり、楽しんだりといった関わり方で、一緒に活動に取り組んでくれる人の確保が課題となっています。

【必要と思われる取組】

- ☐ 活動の担い手や支え手の確保に向けて、NPO や学校、民間事業者等といった多様な主体における地域貢献活動やボランティア活動等をつなぐ新たな試みが必要
- ☐ 地域貢献活動に参加しやすくなる仕組み＝中間支援（コーディネートや声かけ、マッチング等）の構築が必要不可欠

2) 担い手・支え手を呼び込むための取組状況と今後の取組意向

・各選択肢への回答割合が拮抗しており、活動における人手不足やパートナーの確保に向けて、明確な打ち手が見いだせず、見通しが立っていない状況にあると考えられます。

3) 担い手・支え手を呼び込むために取り組んでいる内容

・多様な担い手・支え手を呼び込むために、情報発信や広報活動、活動を通じた呼び込みや関係づくり、勧誘や人材発掘、講座などを通じた人材育成など、多様な取組が実践されています。

4) 担い手・支え手を呼び込むための取組予定がない理由

・もともと新たな会員等を増やす意向がないものに加え、「取り組むことが難しいため」や「解散予定があるため」など、打開策が見いだせず活動の継続を諦めている団体が増えている可能性が考えられます。

5) 子ども、若者が参加する活動の取組状況と今後の取組意向

・「現在あり、今後も取り組む」67.1%と「現在ないが、今後は取り組む予定」5.9%を合わせると約7割の団体が実際の取組を実施、または取組への意向を持っており、未来を担う子ども、若者が参加する活動への関心、意欲が高いことがうかがえます。

6) 子ども、若者が参加する活動の内容

・イベントや体験、学校活動との連携、祭りや行事、清掃活動、防災訓練など、地域の取組との結びつきが感じられます。

7) 子ども、若者が参加する活動への取組予定がない理由

・団体や活動の特性から子ども、若者の参加が難しい、あるいは必要としていないケースのほか、子どもや若者がいないため、取り組むことが難しいためといった理由も散見されます。

問 18 活動の後継人材の有無

・令和2年度と比較すると「候補者を探している」(37.5%)とが増加し、令和6年度ではトップとなっており、後継人材の必要性が一層高まっていることが認められます。

・問12活動を行う上での課題において、新しい会員の確保、活動の中心になるリーダーや後継者の育成などが挙げられていることを踏まえると、後継人材の育成や確保について解決策が見いだせていない状況がうかがえます。

問 19 今後の組織・活動の継承についての考え

・「後継人材へ継承したい」45.4%、「新たに後継人材を確保したい」31.6%とした団体が多く、約7割の団体が活動の承継を望んでいます。

・既存会員の順番制等による後継ではなく、継続的なつながりと信頼関係を築き、共通の目的を持った活動を進める中で、互いに納得して活動を引き継ぐことが理想的と考えます。

・その上で、後継人材の確保意向を積極的に提示し、会員外の多様な主体から候補者を発掘するようなマッチングの機会も求められる段階にあると考えます。

【必要と思われる取組】

☐ 後継人材の確保に関する研修会の開催

☐ 多様な後継人材の発掘に資するまちづくり活動団体とのマッチングの場づくり

問 20 「協働」についての認知度

・「協働についての認知度」については、「よく知っている」28.3%と「ある程度知っている」42.1%と回答した割合の合計が約7割と、まちづくり活動団体等において「協働の理念」が一定程度認知・浸透していることがうかがえます。

・一方的に「協働」を推進するのではなく、行政や団体等が互いの取組について、より積極的に関わり合い、実際の取組を通じて「協働の成果」を実感・共有し合うことで、更なる「協働」の認知や浸透、実践の広がりにつながると考えます。

問 21 「円卓会議」について

1) この1年間の「円卓会議」の開催、参加の状況

「この1年間の円卓会議の開催、参加状況」については、「開催も参加もしなかった」67.1%が最も多く、「開催した」7.9%や「参加した」25.7%を大きく上回っており、まちづくり活動団体等の活動において「円卓会議」が十分に機能しているとは言い難い状況です。

2) 開催または参加した「円卓会議」の効果

・開催・参加した多くの団体が、多様な意見を聴く機会や実践例等に学ぶ場として成果を感じており、参加者同士の信頼関係を築くことができる効果を実感しています。

・「円卓会議」をうまく活用することができれば、協働によるまちづくりを進める上で有効な場であることがうかがえます。

3) 開催または参加した「円卓会議」の改善点

・「参加者の固定化」50.0%が最も高く、次いで「議題や内容が不十分」25.0%、「話しやすい雰囲気が不足」20.8%となっており、円卓会議に対する運営ノウハウや準備等が不足していることが明らかであり、結果として「実行につながらない」18.8%という結果を招いていることがうかがえます。

・「円卓会議」は、市民、まちづくり活動団体、事業者、行政等が対等な立場で話し合い、お互いの意見を尊重しながら情報を共有し、信頼関係を築く場です。よりよい活動が生まれる「苗床」として、より一層活発に開催していくことが必要と考えます。

【必要と思われる取組】

- ☐ 「円卓会議」の考え方や効果的な運営方法等のノウハウを習得するファシリテーション研修の実施、円卓会議人材の育成
- ☐ 持続して成果を上げている実践事例の現地研修会の開催

問 22 多様な主体との関わり（協働で取り組む機会）について

1) 他の主体との関わりの状況と今後の意向

・半数以上が、他の主体との関わりを今後も必要としていることから、情報交換や交流の場が期待されていることがうかがえる。

2) 現在、活動において関わりがある主体

- ・行政が最も高く、活動に関する情報や相談、支援等の窓口として位置づけられており、その重要性が高まっています。
- ・同様に、地域自治組織が関わりが増えており、地域密着の取り組みのパートナーとして存在感が高まっています。
- ・加えて、学校や保育等といった子どもや学生といった教育分野、地域の高齢化等にもないニーズが多様化している福祉分野、地域貢献活動の連携も期待できる民間企業等との関わりも増加している点が注目されます。

【必要と思われる取組】

- ☐ 行政、地域自治組織、学校、福祉、企業等が情報交換できる場の創設

3) 今後、活動において新たに関わりをもちたい主体

- ・全般的に増加傾向にあり、新たなパートナーを求めているニーズがうかがえます。
- ・背景には、地域とのさまざまな調整作業や運営面の慢性的な不足等といった、持続的に活動する上での課題や不足が増えており、相互に連携や補完し合えるような他の主体の存在が期待されていることが推察されます。

【必要と思われる取組】

- ☐ 行政、地域自治組織、学校、福祉、企業等が情報交換できる場の創設

問 23 他の主体と関わる際、行政に特に期待すること、求めること

- ・「他の団体の情報、取組事例の情報提供」40.1%が最も多く、次いで「協力・連携につながる場づくり」38.8%が多くなっており、行政には「情報の提供」と「つながる場づくり」が求められています。
- ・加えて「活動内容、協力・連携の方法・進め方のアドバイス（33.6%）」が続いており、「伴走支援」に対する期待もあります。

【必要と思われる取組】

□協働のパートナーであり、中間支援の役割を担う市民活動センターにおける「情報の提供」や「つながる場」、そして「伴走支援」の提供

問 24 他の団体等と協働している取組

・「他の団体と協働している取組」について、47 団体から回答があり、「協働したことによる成果」として、「効率や質が向上した」や「一つの団体では難しい活動の創出や広がりにつながった」、「人を集めるのが楽になった」、「地域のチームワークや他の主体とのギブアンドテイクの関係につながった」、「各団体の得意分野を知ったり、共通認識をもつことができた」等、効果についてさまざまな回答がありました。

・このような「協働による成果」を共有する場や機会を増やすことで、多様な主体における更なる「協働」の広がりを促すことができると考えます。

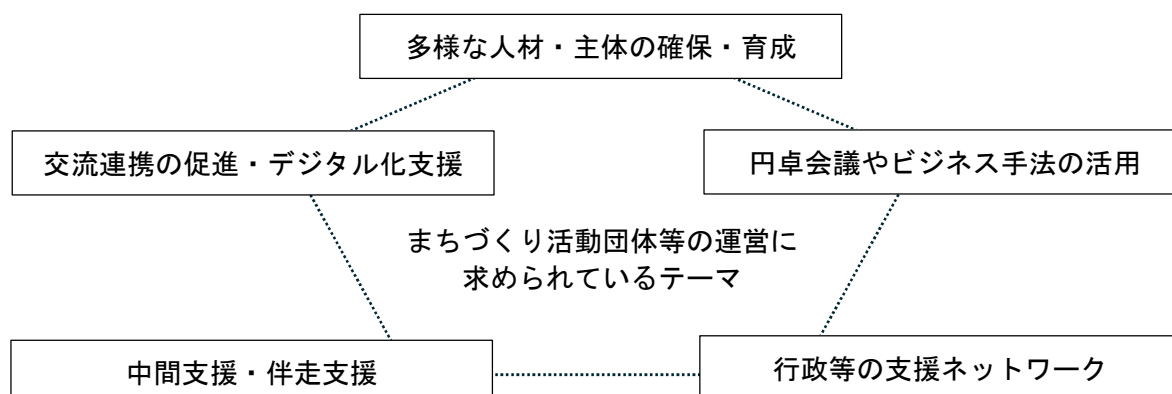
問 25 廿日市市の協働によるまちづくりに関する思い、要望・期待

・「廿日市市の協働によるまちづくりに関する思い、要望、期待」については、52 件の意見が寄せられました。「市民センターや市民活動センターの機能の向上」や「他の主体との意見交換や情報共有の場の提供」、「市職員の現場参加や相談対応」、「人事異動後にも協働の関係が続く引き継ぎ」、「つながりを広げるためのコーディネートの育成」、「市民の意思を第一にし、押しつけでない方針」など、行政に対するさまざまな要望がありました。

・次期推進計画の策定段階において留意すべき、大切なポイントと考えます。

3. 全体分析

前述の設問分析において考察した【必要と思われる取組】を、今後のまちづくり活動団体等の運営や活動に求められている 5 つのテーマに整理して再掲します。



【多様な人材・主体の確保・育成】

1 番目には、「多様な人材・主体の確保・育成」が必要とされています。多様なライフスタイルの人々が、協働によるまちづくり活動に参加しやすい仕組みや場づくりを通して、新たな担い手や支え手の確保が求められます。

また、会員の高齢化が深刻になっており、活動を持続する上で、後継人材へのバトン渡しが急務になっていると思われます。あわせて、持続することが難しい場合には、活動納めという解散という選択肢もあることも忘れてはなりません。いずれも活動においても、子どもや若者の存在は一層高まっており、地域への愛着や誇りを醸成しながら、地域の次代を担う人材として、みんなで育んでいくことが大切です。

◆協働によるまちづくりの人材・多様な主体の確保・育成

- ☐ 協働によるまちづくりの新たな担い手の確保・育成
- ☐ 活動の担い手や支え手の確保に向けて、NPO や学校、民間事業者等といった多様な主体における地域貢献活動やボランティア活動等をつなぐ新たな試みが必要

◆多様なライフスタイルの人々が参加しやすい仕組みづくり

- ☐ 若い世代や働く人が関わりやすい仕組みや場づくり
- ☐ 地域貢献活動に参加しやすくなる仕組み＝中間支援（コーディネートや声かけ、マッチング等）の構築が必要不可欠

◆高齢化が進む中、後継人材へのバトン渡し

- ☐ まちづくり活動のバトンを渡す多様な担い手候補の掘起しやマッチング、統合支援
- ☐ 後継人材の確保に関する研修会の開催
- ☐ 多様な後継人材の発掘に資するまちづくり活動団体とのマッチングの場づくり
- ☐ 持続することが難しい活動やグループ等の解散支援のサポート

◆子どもが主役のまちづくりの推進

- ☐ 「子どもが主役のまちづくり」を進める上で、ふるさとへの誇りや愛着の醸成を図るべく、「子ども・青少年育成」と「まちづくり」や「学術・文化・芸術・スポーツ」等の、異なる活動分野が相互に結びつきを深めていくことが有効

【交流連携の促進・デジタル化支援】

2 番目には、「交流連携の促進・デジタル化支援」が求められています。まちづくり活動団体が抱えるさまざまな課題や不足に対して、多様な主体が協力や連携を図り、相互に補完しながら、相乗効果を発揮することが重要となっています。地域自治組織や NPO 団体、学校、福祉施設、企業等が、顔を合わせて、情報共有や意見交換、互いのつながり方等を話し合う場が期待されています。

こうした取り組みを持続的かつ効率的に実現するためには、デジタル技術や SNS サービス等を活用した情報の共有や発信の仕組みが必要不可欠となります。しかしながら IT 分野に対して知識や技術の不足や安全性への不安を持つ方も少なくありません。

今後は、情報通信やデジタル技術、SNS 等の効果的な活用に向けて、気軽に専門家に相談できる仕組みや伴走支援等により、運営面で多面的な効果をもたらすものと考えます。

◆まちづくり活動団体の交流や相互支援の促進

- ☐ 行政、地域自治組織、学校、福祉、企業等が情報交換できる場の創設
- ☐ 任意団体間の情報交換や交流連携、相互支援等の促進
- ☐ 地域課題解決をテーマとするまちづくり活動について、幅広い市民への周知や情報共有、参加を促進する仕組みづくり

◆多様な人材や主体を発掘・連携・省力化・効率化のために必要なデジタル面の支援、SNS による魅力／困りごと発信を促進するスキルアップ

- ☐ 情報発信や IT 技術等に精通した専門家に相談できる窓口の開設、伴走支援
- ☐ SNS を活用した情報発信手法のスキル習得、適切な媒体の選択、人材の育成確保

【円卓会議やビジネス手法の活用】

3 番目は、「円卓会議やビジネス手法の活用」です。まちづくり活動団はもとより、市民や地域自治組織、NPO、学校、福祉、企業等といった多様な主体が参画するには、話し合いを通じて合意形成を図る場が求められます。その手法の一つに円卓会議があり、対等な立場でお互いを尊重しながら話し合うことで、よりよい活動が生まれる「苗床」のような場として、一体となって開催していくことが有効と考えます。

また、持続可能な活動を実現するには、財源や人材といった運営面の基盤づくりが重要となります。会費収入や公的支援とともに、事業を通じた新たな収入源や多様な資金調達の手法等といったビジネス手法も学びながら、組織運営を柔軟に考えていくことも大切になっています。

◆多様なニーズや課題等を調整する合意形成の場づくり

- ☐ 「円卓会議」の考え方や効果的な運営方法等のノウハウを習得するファシリテーション研修の実施、円卓会議人材の育成
- ☐ 持続して成果を上げている実践事例の現地研修会の開催

◆ビジネス手法を取り入れた多様な運営形態の模索

- ☐ 地域課題をビジネス手法により解決、持続可能な仕組みをめざすコミュニティビジネスを学ぶ機会、実践ノウハウの習得、実践事例の紹介、相談体制の充実
- ☐ 持続可能な運営に向けた法人化という選択の理解普及、伴走支援
- ☐ 多様な収入源や資金調達の手法を学ぶ機会の提供
- ☐ 持続可能な団体運営の実現に向けた自主財源の基盤づくり
- ☐ 市内のコミュニティビジネスを実践しているモデルケースの発掘や立上げ支援
- ☐ 関心が高い層に対して、コミュニティビジネスの紹介やモデルケースの発信等による段階的な普及活動、モデルケースの組成支援

【中間支援・伴走支援】

4 番目は、「中間支援・伴走支援」の重要性です。前述の通り多様な主体がつながり、連携して効果的な活動を持続的に取り組むには、中間支援機能＝コーディネート／つなぎ役の存在が必要となります。まちづくり活動の中間支援の役割を担うのは市民活動センターであり、協働のパートナーとして活動とその成果が期待されます。併せて、地域密着の協働のパートナーとして、市民センターの身近な立場での伴走支援が期待されます。

◆中間支援・コーディネート役を担う市民活動センターの見直し、充実

- ☐ 協働のパートナーであり、中間支援の役割を担う市民活動センターにおける「情報の提供」や「つながる場」、そして「伴走支援」の提供
- ☐ 市民活動センターのあり方、適切な運営手法、専門人材の配置等の点検、見直し
- ☐ 市民センターや市民活動センター等との定期的な情報交換
- ☐ 「市民活動支援」といった中間的な支援活動への関心の高まりへの対応が必要
- ☐ 協働によるまちづくりの基本原則の継続的な周知活動と組織運営面の PDCA

◆伴走支援が可能な地域の身近な市民センターとのつながりの充実

- ☐ 「まちづくり活動の拠点」という市民センターの役割の再確認、伴走支援
- ☐ 「気軽に利用できる居場所」という市民センターへのニーズをふまえた環境づくり
- ☐ 「開かれた施設」「身近な居場所」「交流の場」としての市民センターづくり
- ☐ 市民センターや市民活動センターによる伴走支援
- ☐ 各地域と密着する各市民センターとの連携強化
- ☐ 「地域安全・防災」といった市民の暮らしや命を守るまちづくり活動への支援

【行政等の支援ネットワーク】

5 番目は、「行政等の支援ネットワーク」です。協働によるまちづくりは、多様な課題や幅広いテーマに及ぶものであり、関係各課や支所、市民センター、市民活動センター、公、的機関等の協力や連携が不可欠となります。効果的な支援ネットワークの構築が求められています。

◆行政や支援機関等の情報共有や連携の仕組みづくり

- ☐ 地域のまちづくり活動の協働パートナーである各市民センターや市民活動センター支所、担当課との連携強化
- ☐ 支所の相談対応や伴走支援、市民センターとの連携等の点検、改善

